

令和2年第3回(9月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	9月9日	水	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 一般質問
第2日	9月10日	木	本会議	一般質問
第3日	9月11日	金	本会議	決算関係の説明～決算特別委員会付託
第4日	9月12日	土	休会	
第5日	9月13日	日	休会	
第6日	9月14日	月	休会	(自治会長会定例会)
第7日	9月15日	火	委員会	決算特別委員会
第8日	9月16日	水	委員会	決算特別委員会
第9日	9月17日	木	委員会	決算特別委員会 (予備日)
第10日	9月18日	金	休会	【閉会中の継続調査申出期限】 議事整理
第11日	9月19日	土	休会	
第12日	9月20日	日	休会	
第13日	9月21日	月	休会	
第14日	9月22日	火	休会	
第15日	9月23日	水	委員会	決算特別委員会
			本会議	会期の延長
第16日	9月24日	木	本会議	議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決)

令和2年第3回（9月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（9月9日）（水曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	2
1. 町政に対する一般質問	
城後 光 議員	6
(1)南小学校通学路の安全対策について	
(2)役場新庁舎建設計画について	
横山 聖代 議員	25
(1)子ども達の効果的な学びと生きていく力について	
堀池 主男 議員	41
(1)新庁舎建設について	
(2)町の公共事業について	
北村 清美 議員	56
(1)学校のタブレット導入におけるインターネットの整備の状況について	
(2)旧中尾保育所について	
(3)鬼木郷、中尾郷が重要文化的景観地区に認定された場合の今後の政策について	
1. 散 会	76

第2日目（9月10日）（木曜日）

1. 開 議	78
1. 一般質問	
百武 辰美 議員	78
(1)特別職の職員で非常勤のものの報酬及び職員の手当について	
(2)職員の定数及び含むについて	
(3)波佐見町例規集について	
太田 一彦 議員	96
(1)新庁舎建設について	
(2)歴史文化交流館（仮称）について	
(3)教育行政について	
脇坂 正孝 議員	114
(1)町議会議員選挙の投票率向上対策について	
(2)スマート農業の普及推進について	

三石 孝 議員	132
(1) ㈱ニシケン工業の産業廃棄物の搬出状況について	
(2) 地域交通と高齢者の足の確保について	
(3) 町道西部線の鶴川理髪店前交差点における歩車分離型信号機について	
1. 散 会	152
第3日目（9月11日）（金曜日）	
1. 開 議	154
1. 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例（総務文教委員会付託）	154
1. 令和元年度各会計決算認定について（決算特別委員会付託）	156
1. 散 会	172
第15日目（9月23日）（水曜日）	
1. 開 議	174
追加議事日程	
1. 会期の延長	174
1. 散 会	174
第16日目（9月24日）（木曜日）	
1. 開 議	176
1. 提案要旨の説明	176
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	177
・令和2年度各会計補正予算	
・町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例（総務文教委員長報告）	
・令和元年度各会計決算認定について（決算特別委員長報告）	
・財産の取得について（児童生徒用情報端末）	
・監査委員の選任について	
・教育委員会委員の任命について（2名）	
・教育長の任命について	
1. 諮問第1号、2号 人権擁護委員の推薦について（2名）	229
1. 報告第2号	231
・令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
1. 発議第1号	233
・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について	
追加議事日程	
1. 発議第2号 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議について	236

1. 発議第3号 一瀬政太町長に対する問責決議について	241
1. 閉会中の継続調査について (総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)	243
1. 閉 会	244

第1日目（9月9日）（水曜日）

諸報告

1 諸報告

(1) 委員会報告

(2) 例月現金出納検査結果の報告（5、6、7月分）

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 提案要旨の説明

第 4 町政に対する一般質問

第1日目（9月9日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	9番	尾上	和孝
10番	川田	保則	11番	太田	一彦
12番	堀池	主男	13番	石峰	実
14番	今井	泰照			

2. 欠席議員

8番 中尾 尊行

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田 孝行 書記 伊東 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副町長	村川 浩記
総務課長	朝長 哲也	企画財政課長	藤澤 英忠
商工観光課長	澤田 健一	庁舎建設推進室長	大橋 秀一
税務課長	山口 博道	住民福祉課長	中村 和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟	建設課長	堀池 浩
水道課長	前田 博司	長寿支援課長	本山 征一郎
子ども・健康保険課長	石橋 万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田 和子
教育長	中嶋 健蔵	教育次長	福田 博治
給食センター所長	井関 昌男	総務課長 総務班係長	太田 誠也
総務課 電算情報班係長	岡 佳伸	企画財政課長 財政管財班係長	坂本 昌俊

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和2年第3回波佐見町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

諸報告を行います。

1、諸報告。委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。また、今定例会までに受理しました要望書1件につきましては配付にとどめておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 北村清美議員、6番 脇坂正孝議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月23日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月23日までの15日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

本日ここに令和2年第3回波佐見町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年も梅雨明け後は記録的な猛暑が続き、全国的に熱中症による事故等も報じられています。台風に関しては、9月2日から3日にかけて第9号が、また6日から7日にかけては猛烈な台風第10号が九州地方へ接近したため、長時間の停電やビニールハウスなど破損の被害もあったようです。町の避難所も6か所設置し、581人が避難をされました。台風シーズンはもう少しありますので、予断を許さないところであります。

梅雨明けが平年より遅かったことから、葉物野菜等への影響が見られ、価格が高騰するなどの状況もあったようですが、その後の日照は順調との情報ですので、この先もよい天候に恵まれ、実りの秋を迎えられるよう祈るばかりであります。

新型コロナウイルス感染については、政府が5月に緊急事態宣言を解除し、経済対策にかじを切って以降、感染拡大の第2波が押し寄せ全国的に感染者の数が増えた経過もありましたが、今は第2波も少し減少の傾向が見られるようです。

8月に開催された長崎大学熱帯医学研究所教授の研修会では、最終的な終息は、人口の3割から4割が集団免疫を獲得することによってしか達成できないとの講話もあり、来年以降に見込まれるワクチンの投与にも期待が高まる場所ですが、終息にはかなりの時間が必要とのことです。

今のところ、本町には感染者の情報はありませんが、これまでの町民皆様の御協力に感謝しますとともに、今後においても警戒をお願いしたいと思います。併せて、もしも感染者が発生した場合でも、誹謗や中傷などがなく、感染者に寄り添った支援ができるよう、町民の皆さんにも御配慮いただきたいと願っております。

今年度予定されていた陶器まつりをはじめ、多くのイベント等も中止を余儀なくされていますが、めげることなく、新しい生活様式に配慮する中で各事業の実施も考えていかなければなりません。8月28日には安倍首相が突然の辞任発表を行い、現在は次の後継者選出に話題が集まっているようですが、町としましては、今後の成り行きをしっかりと見極め、町政の推進に備えてまいりたいと考えております。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第64号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）は、今回2億3,600万円を追加し、補正後の予算の総額を103億9,000万円といたしております。

補正の主なものは、歳入では、地方交付税、ふるさとづくり応援基金繰入金、国、県支出金、繰越金等の追加であります。歳出では、新庁舎建設に係る用地購入費、町道舗装等工事費、産地力パワーアップ緊急支援事業費、小中学校トイレ洋式化推進事業費のほか、新型コロナウイルス対策に関連するものでは、インフルエンザワクチン接種費、地域医療介護総合確保基金事業補助金、学校保健特別対策事業費、新生児特別定額給付金などを計上しています。また、4月の人事異動に伴う給料と人件費の組替えを全項目にわたって行っております。

議案第65号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回3,300万円を追加し、補正後の予算の総額を16億3,300万円としております。

歳入では、前年度繰越金、特別交付金を計上し、歳出では、諸支出金及び予備費の増額が主なものであります。

議案第66号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、今回400万円を追加し、補正後の予算の総額を1億7,500万円としております。

歳入は前年度繰越金を計上し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額等が主なものであります。

議案第67号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、今回4,100万円を追加し、補正後の予算の総額を14億3,500万円としております。

歳入は前年度繰越金、国、県支出金等の増額、歳出では諸支出金及び予備費の増額等が主なものであります。

議案第68号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、今回70万円を減額し、補正後の予算の総額を3億4,900万円としております。

歳入では、繰入金の減額及び町債の増額が主なもので、歳出では、人事異動に伴う人件費の減額と管渠建設費の財源調整が主なものであります。

議案第69号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）は、人事異動等による人件費の補正で、収益的支出において人件費248万7,000円を減額し、補正後の収益的支出を2億6,107万9,000円とし、収益的収入では、営業外収益を14万4,000円追加するものであります。

議案第70号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例については、地方自治法の規定に基づき、町長等の損害賠償責任の一部免責に関して必要な事項を定めるものです。

議案第71号 財産の取得については、全ての児童生徒に配付する情報端末の購入をする契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第72号から議案第78号までの7件は、令和元年度波佐見町一般会計をはじめ、各特別会計に係る歳入歳出決算認定について及び波佐見町上水道企業会計ほか1会計については剰余金の処分及び決算の認定についてであります。それぞれ監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付するものであります。また、各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書を併せて添付しておりますので、参考に供していただきたいと思っております。

議案第79号 監査委員の選任については、現委員の山下博輝氏が11月1日をもって任期満了となりますが、氏は平成28年11月から就任いただいております。引き続き選任したく提案するものであります。

議案第80号 教育委員会委員の任命については、現委員の馬場清治氏が9月30日をもって任期満了となりますが、氏は平成20年10月から就任いただいております。引き続き任命したく提案するものであります。

議案第81号 教育委員会委員の任命については、現委員の石部和彦氏の任期が9月30日で任期満了となりますので、その後任に岳辺田郷の山下祐子氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。なお、今期限りで勇退される石部和彦氏は、平成24年10月から2期8年にわたって本町教育行政に御尽力いただきました。ここに衷心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員であります小柳洋子氏が12月31日で任期満了となりますので、引き続き就任いただきたく推薦するものであります。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員であります山口浩一氏が12月31日で任期満了となりますので、引き続き就任いただきたく推薦するものです。

報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて議事に報告するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、詳細については御審議の折に説明いたしますので、

慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第4. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 城後光議員。

○2番（城後 光君）

皆さん、おはようございます。まず、このたび台風により、家屋、農地、事業所など被災された町民の皆様に心からお見舞い申し上げます。コロナ禍で経済環境が大変厳しい中での台風被害です。町としてもできる限りの支援を行っていただくことを切にお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1. 南小学校通学路の安全対策について。

鶴川理容店前の三差路は、鋭角で見通しが悪い上に、児童の通学時間帯に大型トラックの通行が多く、長年にわたり地元からの改善要望が寄せられているにもかかわらず、大変危険な状態が続いています。子供たちが巻き込まれる悲惨な事故を避けるためにも、一刻も早い対策が求められます。

(1) 昨年7月の川棚警察署への要望書提出以来、具体的な安全対策は実施されたのでしょうか。

(2) 今年8月の議会全員協議会において、この交差点の改良について、町側と県当局の意向に認識の違いが生じており、対策協議が進んでいない旨の説明がされました。対策実施のための問題点は何でしょうか。また、協議を進めるために、いつまでに何を行う計画でしょうか。

2. 役場新庁舎建設計画について。

新型コロナウイルス感染症拡大により、町内事業者において深刻な影響が長期化しています。個人消費の減少も見込まれ、来年度以降の財政面における影響も避けられません。一方、新庁舎建設は基本設計の段階にあり、町民の意見を踏まえて仕様を詰める段階にあります。

(1) 昨年12月に公表されたスケジュールに比べて計画の進捗が遅れている要因と今後の推移はいかがでしょうか。

(2) 新型コロナ禍で財政負担が厳しくなる中、今後も当初の計画どおり、庁舎建設を進

める考えでしょうか。

(3) 庁舎建設が進む川棚町の想定の仕事単価が34万5,000円/平方メートルに対して、本町の単価が50万円/平方メートルである理由は何でしょうか。

(4) 新庁舎の備品購入費、既設庁舎の改修費、用地追加取得費等を含めた事業全体の概算金額はどうなっていますでしょうか。

(5) 鹿山団地建替工事の際に基礎工事の追加費用が生じています。本事業において基礎に問題はないのでしょうか。

(6) 現設計図案は、庁舎の構造（南側）がM字型になっていますが、平面上にした場合とのコスト比較は行っていますでしょうか。

(7) 現庁舎の新館部について、耐震性と想定寿命はどうでしょうか。また、貸与予定先との交渉状況はどうなっていますか。

(8) 地域防災拠点として、職員を含め、何人の町民が何日間滞在可能な設計になっているのでしょうか。

(9) 庁舎建替えに際して、職員からどのような要望が出されていますか。

(10) 人口減少などに伴う職員数の減少時に、多目的な公的サービス拠点への転用を想定していますか。

(11) 新型コロナウイルス感染症などの抑制のため、庁舎内の換気システムは十分に検討されていますか。

(12) 駐車場スペースが現在よりも少なくなる図面案が提示されていますが、その要因は何でしょうか。

(13) 掃除及び通常の機器のメンテナンスを踏まえた利便性とコスト検証は行っていますか。

(14) 地震、または川棚川氾濫による周辺地盤の陥没時の職員アクセス方法は考慮されているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 城後議員の御質問にお答えいたします。

南小学校通学路の安全対策について。鶴川理容店前の三差路は、鋭角で見通しが悪い上に、

児童の通学時間帯に大型トラックの通行が多く、長年にわたり地元からの改善要求が寄せられているにもかかわらず、大変危険な状態が続いていると。子供たちが巻き込まれる悲惨な事故を避けるためにも一刻も早い対策を求められるということで、昨年7月の川棚警察署への要望書提出以来、具体的な安全対策は実施されたのかという御質問ですが。

鶴川理容店前の交差点については、昨年6月27日に町道西部線及び皿山長野線等の大型車両交通規制に関する要望書を、南小学校関係者と地元議員に同行いただき、川棚警察署に7時から8時まで時間帯を区切って大型車両の通行止め規制の要望を行いました。その後の具体的な安全対策は行っていません。

今年8月の議会全員協議会において、この交差点の改良について、町側と県当局の意向に認識の違いが生じており、対策協議が進んでいない旨の説明がなされた。対策実施のための問題点は何か。また、議論を進めるためにいつまでに何を行う計画かという御質問ですが。

今年8月の議会全員協議会において、町側と川棚警察署との認識に違いが生じており、対策協議が進んでいないと発言したことについては、時間帯交通規制の要望書を提出後、昨年9月に警察署から信号機設置の提案がありました。その後、10月に南小学校関係者と地元議員の同席をいただき、警察署と信号機設置について再度協議を持ち、予算の確保ができるとの発言もありましたので、関係者共々信号機が設置できるものと認識していたところでありました。その後、12月には県警本部から信号機の担当者が見えて、現地で立会調査も行いました。

しかし、今年になっても信号機の設置の動きがないことから、川棚警察署に信号機設置の進捗状況について問合せをしたところ、信号機設置については交差点改良をしてからでないと難しいとの回答が突然ありました。昨年から数回、信号機設置の協議を進めていく中で、確かに協議するたびに鶴川理容店前の鋭角な交差点の改良工事について川棚警察署から言及がありましたが、そのたびに、交差点改良には関係者との用地交渉や補償などの協議を要し、さらには、現在、南部線の道路改良を優先的に行っている中において、予算確保等、計画もしていない中で、早急な交差点改良工事については難しいと、当初の打合せから一貫して警察にも繰り返し説明してきており、その後の打合わせにおいても信号機の協議は続けていましたので、交差点改良が信号機設置の前提条件になっているとは思いませんでした。

これまで数回、信号機の協議をしていく中で、交差点改良が前提条件だというはっきりした発言もあっていませんでした。その点において、役場と警察署の認識に相違が生じている

というところです。

しかし、現在でも、鶴川理容店前の交差点については、子供たちの通学安全上、危険な状況だと判断しており、信号機設置ができなければ、どのような方法で子供たちの安全を確保するかが課題です。この交差点の子供たちに対する危険性が大きい要因は、大型車両の通行が問題となっていますので、鶴川理容店前から万年橋までの大型車両の時間帯通行止めの交通規制ができないか、再度協議を行っています。

昨年6月に要望した交通規制は、西部線と皿山長野線全線についての規制でありましたが、このような交通規制は、現場の道路の現状を見て危険だと判断される場合に限り規制が可能となり、要望路線においては、全線において歩道が完備され、歩行者の安全には配慮できている路線であることと、また、全線となると規制距離が長くなることとの理由で、6月要望の交通規制は実現しませんでした。

これまでの経過は、警察署を含めた対策の協議では、歩車分離型の信号機設置が最良の方法ではないかとの判断でしたので、交差点の道路改良には時間的問題があることを強く訴え、早い時期に信号機設置に向けて再度の要望をしていきたいと考えています。

今回、川棚警察署と協議を行った中でも、鶴川理容店前から万年橋までの交通規制はできないのかや、その他の方法はないかを含め協議を行っていくこととしております。

また、この交差点を通行している大型車両の会社にも、個別に文書で子供たちの安全確保のために、午前7時から8時までの1時間だけでも通行に配慮していただきたいとの協力要請は行っております。

次に、役場庁舎建設についてであります。昨年12月に公表されたスケジュールに比べて計画の進捗が遅れている要因と今後の推移はという御質問ですが。

現在、基本設計を進めておりますが、たたき台となる業者提案の設計に対して、職員などの意見や要望を聴取し、これを反映させるために不測の日数を要しているところです。このことから、その業務期間を2か月間延長し、令和2年10月30日までとしたものであります。基本設計は庁舎建設の根幹となりますので、慎重に進めてまいりたいと考えています。今後の工程につきましては、十分な議論を重ね、納得がいく形を具現化していき、できるだけ早い完成を目指していきたいと思っております。

次に、新型コロナ禍で財政負担が厳しくなる中、今後も当初の計画どおり、庁舎建設を進める考えかという御質問ですが。

現在、コロナ感染防止対策の影響で疲弊した町内企業を救済すべく、国、長崎県のみならず、波佐見町による支援策も実施しています。そのような状況下、今後の財政運営にも少なからず影響はあるものと考えております。しかしながら、59年経過した現庁舎は、老朽化による設備の劣化や耐震性能が著しく不足していることから、万一の大災害が発生したときに、防災、復興拠点としての機能が果たせないことを懸念されており、新庁舎建設は急務な状況です。今後は、新型コロナウイルスの影響による経済や財政の動向を注視しながら、新庁舎建設についても慎重に検討してまいりたいと思います。

次に、庁舎建設が進む川棚町の想定工事の単価が34.5万円／1平方メートルに対して、本町の単価が50万円である理由はどういうことかと、なぜかということですが、

本町の建設単価につきましては、基本計画の段階による想定事業費であり、庁舎の配置や建設手法などが未確定の状態において、他自治体、先進事例を参考に想定しております。一方、川棚町では、目標とした建設費を床面積で割り戻した金額で設定しており、実施設計では平米当たり50万円に近い金額になったと伺っています。今後、基本設計、実施設計を行っていく中で、庁舎規模、仕様などを精査し、町財政への負担の軽減に努めながらも設計を進めてまいります。

次に、新庁舎の備品購入費、既設庁舎の改修費、用地追加取得費などを含めた事業全体の概算金額はという質問ですが、

現在、基本設計の途中であり、現時点では構造条件などが決まっていないため、概算工事費の算出に当たっては、他先進事例を参考とし、あくまでも概算金額となりますが、新庁舎の整備に関する費用については、建設単価を平米当たり50万円として、新庁舎建設工事費については約15億円、設計監理、調査費など1億1,200万円、旧庁舎解体費8,300万円、外構工事費9,000万円、用地造成費、既存施設取壊しを含む用地造成費5,200万円。合計しますと、18億3,700万円を波佐見町新庁舎建設基本計画で提示させていただいております。

そのほか、基本設計に未算入の経費として、備品購入費、既設庁舎の改修費、用地追加取得費、水防倉庫や駐車場整備費などを含めた事業全体の概算事業費は約21億から22億と推定しています。

今後、基本設計、実施設計を進めていく中で、可能な限り全体事業費の把握に努め、提示させていただきたいと思います。

次に、鹿山団地建替工事の際に基礎工事の追加費用が生じている。本事業において基礎は

問題ないかという御質問ですが。

鹿山団地については、代表的な地点の地質調査により想定される基礎くい長さで設計し、発注しておりましたので、工事においては、岩盤線に到達するまで施工する必要があることから、変更が生じたものであります。

新庁舎に関しては、敷地の周囲4か所、中央1か所の計5か所の地質調査を行い、現庁舎地盤下約3メートルの深さに安定した軟岩がおおむね水平に分布しており、良好な支持層を確認できたことから、基礎地盤については問題ないと判断しております。

次に、現設計図案は、庁舎の構造（南側）がM字型になっているが、スクエアとした場合とのコスト比較は行ったのかという御質問ですが。

庁舎の構造についてですが、現在、南側をM字型で計画しています。敷地が、くの字型に曲がっており、敷地を残さないために、建物をM字型にして、機能的な施設づくりを計画しております。スクエアとの経済比較に関しましては現在行っておりませんが、M字型で建設費が高騰するわけではなく、そのスペースを有効に利用したいと考えています。したがって、執務室や会議室、住民交流スペースなどを適格に配置することで、新庁舎の面積を具現化していき、経済面にも考慮した新庁舎を建設します。

次に、現庁舎の新館部について、耐震性と想定寿命は。また、貸与予定先の交渉状況はどうなっているかという御質問ですが。

議場等を配置している現庁舎新館については、平成4年12月に工事が完了しました。鉄骨造り2階建てであり、延べ床面積は約1,100平方メートルとなっています。昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たしていますので、新庁舎完成後においても引き続き使用する計画です。

想定寿命としては、建物のメンテナンス状況や立地などによって大きく異なりますが、定期的なメンテナンスを行い、維持管理することで、可能な限り長期に使用していきたいと考えています。

また、賃貸予定先との交渉状況につきましては、現在、契約内容の提示を行っており、回答待ちの状態です。遅くとも年内には回答をいただき、具体的な設計を行っていきたいと考えています。

次に、地域防災拠点として、職員を含め、何人の町民が何日間滞在可能な設計となっているのかという御質問ですが。

新庁舎は、防災拠点として、地震や水害などの災害時にあっても、庁舎機能を中断することなく継続して使用できるように、耐震性、耐久性に優れた構造とします。また、災害時には、応急対策や復興対策の拠点として対応できるように災害対策室を整備し、IT機器や無線通信設備を活用した情報収集、情報発信、指令発信機能を整備します。

庁舎は災害対策の中核であります。波佐見町業務継続計画にも記されているとおり、人、物、情報など、利用できる資源などに制限がある状況下において、優先的に行うべき業務を特定し、最前線で応急復興対策を行う場所として、職員約100名が3日間、業務できる機能を確保するように計画します。

町民の皆様におきましては、基本的には、新庁舎は災害時には災害対策本部となり、避難所としての利用は考えておりません。災害時には最寄りの指定避難所に避難していただきたいと考えています。

次に、庁舎建替えに際して、職員からどのような要望が出されているのかという御質問ですが。

職員の意見につきましては、令和2年6月から、各課の代表による職員新庁舎整備検討委員会を開催し、住民の皆様にとって利用しやすい窓口や、職員にとって働きやすい執務空間の整備などについて、職員が意見を出し合いながら会議を重ねている状況で、その中でも、会議室の数や相談に見えられた方に対し、安心感を与えることができるような窓口、相談室などの整備が多数寄せられ、それを可能な限り基本設計に反映させる予定です。

次に、人口減少などに伴う職員数の減少時に、多目的な公的サービス拠点への転用を想定しているのかという御質問ですが。

本町では、人口減少対策として、平成27年度に波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種施策に取り組んでいるものの、今後も人口減少は進むものと想定されています。また、職員数に関しては、行財政改革や少子高齢化、新たな行政需要の増加、地方分権による権限の業務の移譲など業務量の増加が見込まれています。こうした状況を鑑みると、今後の職員数の大幅な増減には至らないと考えています。しかしながら、今後は多目的な公的サービス拠点としての新庁舎の在り方を柔軟に考えていきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症などの抑制のため、庁舎内の換気システムは十分に検討されているのかという御質問ですが。

新型コロナウイルスが猛威を振るっている状況ですが、インフルエンザや、今後新たなウ

イルスの発生が懸念されます。庁舎内の換気につきましては、自然採光や自然換気のために設置された窓を開け、吸気を行い、換気塔、階段室からの煙突効果により、上部から排気し、庁舎内の自然換気促進を図り、感染症対策とします。

次に、駐車場スペースが現在よりも少なくなる図面案が提示されているが、その要因はという御質問ですが。

現在、来庁者駐車場30台に対して、新庁舎では約55台を計画しており、25台増となっております。来庁者駐車場につきましては駐車台数を確保している状況です。新庁舎の図面案では、駐車台数が増えていない状況が提示されておりますが、まだ計画段階です。駐車台数確保のために現在隣接地の用地交渉を行っております。来庁者、職員、公用車駐車場の確保に努めてまいります。

次に、掃除及び通常の機器のメンテナンスを踏まえた利便性とコスト検証は行っているのかという御質問ですが。

壁面、ガラス面などにおいては、液体コーティングを採用し、汚れにくく掃除のしやすい外装材などの採用を計画します。機器配線、配管、ダクトスペースなどにつきましては、保守点検が容易に行えるように配置し、メンテナンススペースを確保し、利便性を追求します。コストの検証につきましては、今後、実施設計にて行う予定です。

次に、地震、または川棚川氾濫による周辺地盤の陥没時の職員アクセス方法は考慮されているのかという御質問ですが。

災害復興拠点としての新庁舎建設地は高台にあり、地盤も堅固なことから、地震、水害、土砂災害に見舞われることは少ないと想定しています。今後は、河川氾濫や周辺地盤陥没など大規模災害なども想定し、職員のアクセス方法などを確立していき、災害対策本部機能や災害復旧に影響が出ないように計画をしてまいります。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

通告で非常に長い項目をさせていただきました。私は何でこの項目を、特に庁舎に関してですけど、町政報告会に私も参加させていただきましたして説明を聞いていたんですけど、ちょっと説明に対して十分じゃないんじゃないかという回答が多かったものですから、町民の方の関心が非常に高いと思ひまして具体的に質問させていただきました。ちょっと長くなって申し訳なかったんですけども。

それでは、南小学校の通学路について質問をしたいと思うんですけど。

まず、今年とか去年とかでも事故が非常に多く発生しています。具体的にこの鶴川理容店前の三差路で危ないという形で、教育委員会とか町として認識されたのは、いつぐらいから具体的に要望というか、そういうのは上がっているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

当交差点については、私が来た平成28年度以前からやはり危ないという声が寄せられたようでございます。特にここ4年程度は大型車両の通行が極端に増えているということで、付近の住民の方からお声を頻繁にいただくようになっております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

私が聞いたところでも、もう七、八年前、もっと前から、町に対して、もうちょっと交差点を改良してくれないかと地元の方から要望されているというふうに伺いました。ちなみに、そういう形で、いろんな形で要望されていると思うんですけども、具体的に町として何かその安全対策を行ったという具体的な事例はあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、教育委員会から町長部局のほうにもお願いした事項で実現した事項が数点ございます。

まずは、南小学校前の町道のカラー舗装、また、南小学校の正門からJAのガソリンスタンドに抜ける道がございますが、その道にサイドポールといまして、赤いポールですね、あれをつけていただいたということで、減速を促したということでございます。

あわせて、その交差点については、議員も御承知のとおり、付近の方、ボランティアの方が毎朝、また下校時に街頭指導をしていただいております、そういった状況で安全確保ができていないのかなということで教育委員会としては考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

もちろんその地元の方が毎朝立っていただいて、非常に危ないという、もう大人の方でも危ないと思われるケースも、私も立たせていただいたことがあるんですけど、そういう中で

本当に献身的に安全確保していただいています。ただ、やっぱり現実的に鋭角になっているという部分で、どうしても危ないというのはなかなか改善されないと思うんですけど、具体的に、今、答弁にあったとおり、交差点の用地交渉等がしないと抜本的な改善にならないと思うんですけど、その辺りの交渉というのはされているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

用地交渉という具体的な交渉は、今のところ行っておりません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

ちなみに、今、お話が答弁の中であつたんですけど、南部線の予算確保からこの辺りを交渉するのは難しいということなんですけど、仮にこれを抜本的に対策しようと思えば、交差点を改良しないと、もうどうしようもないと思うんですけど、せめて用地の交渉とか、具体的に幾らぐらいかかるのかという想定はしないといけないとは思いますが、その辺りは全く予算化とかも、把握は、検討もされていないのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

関係者、線引きを、大体丁字路に交差点をした場合にどのくらいの用地がかかるかとか、ちょっと簡単な図面は引いているんですけども、それは4軒ほど関係者がかかるかなと。それに住宅の移転とかを含めては1億近く予算が要るのではないかと、概算的に、そういうところまでの検討しかしておりません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

金額、あくまでも今のところ、概算と思うんですけど、1億円程度かかるという算出はされているというふうに聞きました。一昨年、昨年ですかね、大津市で通学中か、通園の途中で悲惨な事故で子供たちが亡くなるという事件も起きました。こういう事件が起きたら、仮に町が何か過失があれば、損害賠償とかも発生し得る可能性も十分あるんですね。そういうのを考えたら、この1億円が安いか高いかというのは置いて、やっぱり、もうずっと長年にわたって何か改善しないといけないというのがあられるんだったら、せめて具体的な交渉とか、その辺は考えていくべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

今、建設課では南部線の改良を実施中でありまして、そちらのほうが道ができれば、また、鋭角に曲がる大型車とかが少なくなるんじゃないかと、そういうことも考えておりまして、まずは南部線のほうを実施したいと。二つ、ちょっと同時にやるのは厳しいかなと考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

まず、その改善、少しでも改善すると見込まれている南部線というのは、いつ、具体的に大型車が通らなくなるんですかね。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

南部線は道路を広げる改良工事をしておりまして、四、五年かかるのではないかと。その南部線が完了をいたしましたら、大型車がそちらの温泉センターのほうに抜けて行くのではないかと考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

改善されるまで四、五年かかるというふうに今答弁されました。もう本当、事故も起きているわけですよね。波佐見高校のフェンスにも突っ込んでいましたし、南小学校のフェンスにも突っ込んでいます。具体的にやっぱりこういう事故が起きているというのが、もう現実にかかっている、四、五年そのまま放置するわけにはどうしてもいかないと、普通に考えて認識されていると思うんですけど、やっぱり、何かその四、五年間を安全に少しでもしていただくための対策というのは、県に要望するのも大事と思うんですけど、町でできることは今の段階で何か考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今、鶴川理容店前の交差点でございますけれども、具体的にどういったことを、今できることということで検討しているところは、今、鶴川理容店前にポールというんですかね、防止用のポールが3本立っております。その3本のポールにつきまして、私もちょっと現地を

見に行ったら、見やすさでいけば、ちょうど茶色く塗装されておりますので、もっと明るい
というか、黄色とかそういった視認性がいいようなポールの色に変えるというのがまず一つ
考えたところでございます。

それともう一つ、あそこに子供たちが信号機を渡って南小学校に向かっていくときに、ち
よっと一列になって登校するというので、一時的にあそこにたまり場ができるという状況
が私も確認しましたので、その3本のポールだけではちょっと心もとないかもしれないと
思いまして、もう一つ町道側というか、通学路をガードするようなガードパイプを設置した
らどうかということで、今、建設課とも話はしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

いろんな対策をやっていただくのは当然ありがたいんですけど、やっぱり根本的な解決に
ならないと思うんですね。突っ込んでしまったらポールが幾らあっても危ないので、それを
できるだけ避けるような対策が必要と思うんですけど。まず、答弁にあった、その川棚警察
署とか県側の要望とか、なぜ交差点改良が前提にならないといけないという、信号機設置で
すね、歩車分離型の信号機設置、そういう形にもう大分議論がされてから、今何でそういう
ことになったのかというのは、要因は分析されていますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今の現状の交差点でということで、昨年6月27日に、まずは時間帯通行規制ということ
で要望書を川棚警察署のほうに持って行きました。その際にも、少し道路改良という御意見
もいただいております。その後に川棚警察署のほうから要望書に対して、川棚警察署のほう
でも検討をしていただきまして、9月の6日に川棚警察署のほうから波佐見町役場のほうに
御説明に来られました。そのときに幾つか検討事項ということで、検討もされているんです
けども、最初に要望しました大型車両の時間帯通行規制につきましては、現地在が全て歩道が
完備されていると、上がっているマウント式の歩道が完備されているということで、歩行者
の安全はそこで確保されているので、そういった意味で、それと、もう一つ、規制期間が長
いということで、大型車両の規制については難しいという判断をしたということで回答をい
ただいております。

それと、そのときに幾つか提案がある中で、そういった信号機の設置についてということ

で、川棚警察署のほうからございまして、信号機も設置できるのかということで、私たちも認識して、その後はもう信号機の設置ということで協議をさせていただいているところがございます。その際にも、それと交差点の改良という話はございましたけども、なかなか予算的にも難しいということで、ここ一、二年はすぐにはできないということで、警察にも申し上げております。

その後、9月6日、そういった御提案をいただきまして、また、10月18日に川棚警察署からそういった方向性についての協議ということでまた役場に来ていただきまして、関係者、そのときは学校の関係者、議員さん、それと役場で聞いております。そのときもまた出されております。改良工事についてということでですね。その際にも、当初から言っていたとおり、ここすぐには改良工事はできないので、今の現状としてそういった信号機ができないかということで話をさせていただいております。そのときに、信号機の取替えについて、本部でも協議して予算を取ることは可能という御発言がありまして、10月18日時点で、私たち関係者共々、町長が答弁したとおり、信号機が設置されるものというふうに認識をしていたところでございます。

一応、川棚警察署からは、そういった上部団体、公安委員会、県警本部でございますけれども、最終的な判断は県警本部、公安委員会がするというので、県警本部まで上げられまして、その後、12月11日に県警本部から直接の信号機の担当の方が来られまして、現地の調査をされました。そのときもその担当者の方からもありました。交差点の改良というのがですね。そのときも難しいという回答はしている中で、私たちは、毎回交差点の改良は難しいと言っているんですけども、次もまた交差点、すみません、信号機についてということで、日を改めて協議をしに来られています。ですので、最終的に交差点の改良というのが、いつの段階で最終結論だったのかというのが、私たちも判断しかねているところでございます。

12月にそういった県警本部の担当者の方が来られまして、現地も調査して、あそこがちょっと鋭角な交差点ですので、それぞれの車の停止位置ですね。今ある停止位置よりも、交差点より控えてして、あと信号機の設置場所はここら辺りですねという、その現地での調査を行っていただいて帰られました。ですので、最終的に公安委員会、最終の判断をする公安委員会が来まして、現地の調査をして、それで帰っていかれて、その後、何もこちらにも連絡がございませんでした。その際、上部とも協議するという向こうの警察、県警本部の御意見もあったんですけども、その後は何も連絡がございませんでしたので、最終のその公安委員

会が来られて現地調査も終わったということで、交差点が設置できるものというところで私たちは認識して、後はもう交差点の設置を待つばかりというような状況で認識をしておりました。ですので、最初にどの段階でそういった交差点が条件だったのかというところが、ちょっとはっきりと分からないんですけども、全ての交渉において、交差点の改良はすぐには難しいという回答を行っておりますけれども、次の話合いでも信号機の話合いを続けてまいりましたので、その前にどこかの時点で、交差点をしないともうこの協議は先に進みませんということが、はっきり向こうから提案があれば進まなかったんですけども、それがずっと進んでいましたので、私たちはそこまで、それが最終的な設置、信号機の設置要件というのは思っておりませんでしたので、今、ちょっとそういう状況で私の認識と警察の認識の違いというところで、町長も答弁させていただいているような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

いろいろ説明いただいたんですけど、今、町民の皆さんが多分聞かれたら分かったと思うんですけど、結局、町側がはっきり、これが条件で、こうやったらできますというのが、やっぱり県側に言質を取らなかったのが、やっぱり一つ要因だったんじゃないかなというのが聞いていると思うんですね。ちなみに、文章で何か回答というのは、県側からはいただいたことはあったんですかね、このやり取りに関して。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

文書でいただいているというところはございません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

これに限らないんですけど、やはり県とか国とか、行政、皆さんもそうだと思うんですけど、文書主義だと思うんですよ。なので、こういう交渉事も、言った言わないになり得ますので、ぜひ文書でやり取りをしていただきたい。特にこういう担当者がいろいろ複数にわたる部分は、言った言わないがどうしても生じやすいので、今後、少しでもちょっと早く進める策を練っていただきたいんですけど、そのためにもやっぱり文書で残して、担当者が替わっても、ちゃんとこういう見解ですよというのを言質を取るためにも、そこはやっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

議員御指摘のとおり、私たちもそういった文書をいただきたいと、その7月の段階において、先ほど申しましたとおり、私たちはもう12月の段階で本部の方が来られて、もう現地調査も終わっているのではと、設置ばかりと思っていましたけども、7月の段階で、そういった突然向こうからの交差点改良ということでありましたので、その件について文書で回答くださいと申し上げたところなんですけども、警察からの回答は、現地で口頭で説明していますので、そこで了解をもらっています。文書で回答はいたしませんということを警察のほうから回答がありました。ですので、また今後、そういったこの鶴川理容店の前は、またこの議会もこういった御意見もあったと、さらに言うところで、もう1回、また再開と言ったらおかしいですけども、信号機協議について警察と協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

せっかく、こうやって私たち議会もそうですけど、後押ししたいと思っているんですよ。ただ、一つのセクションですね。例えば、その県警とか川棚警察署とかだけだと、表向きに出ないんですね。どういう形でアプローチしていいか、私たちも分からないんですけど、例えば、県の当局に要望書を持って議員が行くとか、いろいろプレッシャーのかけ方はあると思うんですよ。なので、ぜひ、町民皆さんにとってやっぱりこの交差点、何か改良したいなと思われていると思うんで、その町側だけでお願いする分じゃないと思うんで、ぜひ協力を得られるような形で、皆さんで何かこう南小学校の安全を確保するためにやっていきたいと思っておりますので、御配慮いただきたいと思っております。

すみません、もう1項目でほとんど使ってしまったんですけど、役場庁舎についてお伺いしたいんですけど、なぜ、いろんな、るる説明を聞きたいのかと思ってですね。やはり町民の皆さんが気にされているのが、歴史文化交流館しかりですけど、ほかの公共事業しかり、想定に比べて完成したときに相当費用が上がったというのが、すごく懸念されているんですね。庁舎も今までの波佐見町の中でも一番大きいぐらいの公共事業になりますので、最終的に出来上がったのが2倍、3倍になったらどうしようもないところを非常に懸念されているんですね。なので、真摯にちょっとその辺り、予算と実際に金額をちゃんと合うような形の計画を実施設計の段階で立ててほしいという思いで質問を多岐にわたってさせていた

できました。

まずお伺いなんですけども、川棚町がもう入札まで済みました。その辺の情報で、予算に対して、今どれぐらいの金額を想定されているかというのは、つかまれていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

川棚町の予算の34.5万円につきまして、先ほど町長も答弁しましたとおり、基本計画の段階での金額になります。それで、今の波佐見町に関しましても、基本計画の段階で、先進事例など、他市町村の先進事例によりまして50万円で計画しております。

それで、今後、基本設計で概算工事費が出てきます。それで、実施設計でまた今度、今度はもう内装から何から仕様などを含めて細かく事業費が出てくるわけですが、そこで、川棚町の例を取らせていただければ、50万円でやっぱり、一応、設計上がってきたらしいんですよ。そこでやっぱり内部で調整を行いまして、やっぱりちょっと下げるところは下げたりとか努力をいたしまして、46万円ぐらいになったということで確認はしております。

波佐見町に関しましても、本体の50万円、3,000平米、15億円に関しましては、いろいろ職員からの意見の、執務室の広さとかですね、会議室の数、相談室の数など、いろいろ意見が出ていまして調整を行っている状態ですが、3,000平米50万円を基本として計画をしてみたいと思います。今のところですね。（「川棚の入札後の。」と呼ぶ者あり）はい、分かります。川棚町の設計の段階では46万円で、入札結果の金額といたしましては、落札率がありますので、42万円で、はい、なっております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

今、室長が答弁いただいたとおり、非常に計画に比べても抑えられています。伺ったんですよ、川棚町の室長にですね。そしたら、私は公共団地の設計に関わって、やっぱり想定よりも上がったという経験をしたので、それをできるだけ新庁舎ではしたくないんで、設計業者さんと非常に厳しい交渉をしてこの金額で何とかできました。ただ、要望が十分応えられなかったんで、そこは町民の方、職員さんには申し訳ないと思っていますという話を伺ったんです。やはり大変な交渉を、今からも室長も大変な状況をされていると思うんですけど、やっぱり質問にも書いているとおり、コロナで非常に財政的にも厳しくなるのは想定されま

すので、できるだけ、大変とは思いますが、なるべくコストが上がらないような交渉を行っていたきたいと思います。

私が何でそれを懸念しているかという、基本設計をされている業者さんにちょっと懸念があるので思っているんですけど、まず、今、設計されている業者さんのお名前を教えてくださいいいですか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

設計業者様につきましては、長崎市の三省設計事務所になっております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

三省設計事務所さんなんですけど、こちらが、南島原市で学校給食センターが改善された設計もされています。基本設計時点で12億2,100万円ぐらいの総工費予定だったんですけども、現実的に工事費になったのが20億の金額になっています。そういう形で、想定よりも上がってしまうんじゃないかなという部分がちょっと見える基本設計だったので、こういうことが絶対起きてほしくないなと思って、あえてその辺りをちょっと指摘させていただきました。

この南島原市の学校給食センターというのが、事業者さん、入ってくる備品に関して1者入札になって、落札率が100%近い金額で、マスコミでもたたかれるぐらいの問題になりました。というのが、やっぱり基本設計で仕様が固まってしまうと、その設計どおりの納入物じゃないと入らないということをつくられていけば、コストもどんどん上がっていくので、その辺りがないようなことをしていけないといけなと思うんですよ。この辺り、三省設計さんに関して、ほかの事例とかはつかまれていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

今、基本設計の段階で、月2回ほど、協議をやっております。その中で、やはり設計事務所さんの理想とかありますので、そこら辺を私たちはもうできるだけお金がかからないような、町民の皆様、職員が使いやすいものを目指して、日々、月2回ですね、ちょっと苦しいんですけど闘っております、はい。そういう状況で。

この南島原市の給食センターにつきましては、何ていうんですかね、私もちょっと、行っ

ているのは知っていたんですけど、これだけ金額が上がっているのはちょっと知りませんでした。ほかの事例については、口之津のほうでターミナルビルを造っているとか、そこら辺の実績については確認をしております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

いろんな事情をまだ知られなかったということなので、ぜひほかの事例も注視していただいて、こういう事例がぜひ本町ではないように、計画の時点で、もう想定、基本計画の時点で大体これぐらいの金額というのは想定されて、それを提示されていると思いますので、ちゃんとここでできるだけ抑えるような設計で考慮してくださいというのは、随時提示をしていってください。

あと、川棚町で、例えば、一つ一つ、設計に関して上がってくる見積りの値引き率とかまでも細かくチェックされているみたいなんですよ、推進室のほうで。なので、その辺りって現実的にできるのかなというのが、今の職員体制で、例えばその建築士さんとか、専門的なアドバイスを入れたほうが効率がよかったりするんじゃないかなと、素人目で見ても思うんですけど、その辺り、室長は見解はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

見積りの値引きなどの確認などに関しては、専門的な知識ということで、私、土木業者にありましたので、そこら辺、徹底的にやっていこうかと思っているんですけど、今の体制で、別に、ちゃんとやれると思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

大変と思うんですけど、それこそ町の将来、非常にかかってくるので、仮にそこで専門的な人件費が何百万かかかったとしても、庁舎のコストが抑えられるんだったら全然安い投資だと思うので、そこはちゅうちょなく、町長部局とも交渉していただいて、もし必要なときには必要なスタッフを受け入れられる体制をぜひつくっていただいて、できるだけそのいい設計ができるようにしていただきたいと思います。

それで、やっぱり気にしているのが、ずっと使っていけないといけない庁舎なので、一番懸念されているのは、ガラスが多いと、今回台風とかで割れたり、いろいろあると思うんで

すけど、その辺りのメンテナンスのコストとか、今の設計で大丈夫かなと思われる町民の方はたくさんいらっしゃると思うんですが、その辺り、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

ガラスにつきましては、今、設計業者とも協議中ではあります。そこで、基本のプロポーザルの結果では結構ガラス張りが多かったんですけど、ちょっと減らすような形とか、メンテナンスがしやすいように高さをちょっと下げられないかとか、そういう話はしております。それで、そうですね、基本的には汚れにくいようなコーティングとかをしていくつもりなんですけど、職員が掃除できるような形でやっていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

最後に町長にお伺いするんですけども、いろんな形で、室長とか意見を聞かれていると思うんですけど、この庁舎に関して、問題点も、町政報告会とかでいろいろ伺われたと思うんですけど、やはり、そのコロナでちょっと延ばしたほうがいいんじゃないという御意見もあると思うんですけど、いま一度、やはり必要性とか、その辺りはどうお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんなそういうコロナの影響、財政的な懸念もあるんですけども、これもやはりこういう災害が増えた、一つの防災拠点ということと、非常にもう老朽化して耐震がないというようなことでは、これはやっぱり絶対やっていかなきゃならない。そのために10年前から基金を積み立てて、行革を進めながらやってきているというようなことで、もしこれを中断、延期することになると、もっと大きなリスクが出てくるんじゃないかなというような思いを致しております。だから、これがきちんとできるような、そして総合的にきちんと不要不急の事業を抑えながら、そして、この新庁舎ができるように努めていきたいというふうに思っております。

○2番（城後 光君）

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時25分より再開いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 横山聖代議員。

○3番（横山聖代君）

皆さん、こんにちは。まず先に、コロナ禍での台風9号、これまでにないほどの勢力の台風10号により被害に遭われた方々に心からお見舞い申し上げます。

では、通告に従いまして質問させていただきます。

1. 子供たちの効果的な学びと生きていく力について。

新型コロナウイルス感染症拡大により、本町でも急ピッチで1人1台タブレット化とネットワーク環境整備（GIGAスクール構想）が取り組まれています。

（1）ICT教育の進め方を協議する場を設けられていますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

（2）6月に小中学校保護者へ、家庭におけるインターネット環境調査のアンケートを実施されましたが、結果はどうだったのでしょうか。また、その結果を受け、今後の方針はどのようにお考えでしょうか。

（3）長崎短期大学、長崎国際大学に続き、8月5日、長崎県立大学と包括連携協定が締結されたことにより、本町の子供たちへの教育振興、人材育成に寄与されると期待しているところです。具体的な実施方針と、今後をどのように展望されていますか。

（4）児童生徒の半数以上がスマートフォンやタブレットを使用している中、どのような対策や指導をされていますか。

（5）個人的な事情により、欠席が続いたり、また不登校の児童生徒には特別な配慮が必要と思われます。オンラインにて、家庭に居ながら教師やスクールカウンセラーなどと会話できる環境があれば、会話に対するハードルが低くなり、支援につながると考えますが、見解をお聞かせください。

登壇での質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

改めまして、こんにちは。私のほうからも、今回の台風9号、10号の被害に遭われた皆様に対しまして心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、今回の台風10号の際には、3小学校の教室を避難所として開設をいたしました。どうだったかというふうなことについても検証していきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、3番 横山議員の質問にお答えをいたします。

1. 子供たちの効果的な学びと生きていく力について。新型コロナウイルス感染症拡大により、本町でも急ピッチで1人1台のタブレット化とネットワーク環境整備（GIGAスクール構想）が取り組まれている。

（1）ICT教育の進め方を協議する場を設けられているが、現在の進捗状況はについてですが。

今年度から小学校で実施され、そして、来年度から中学校で実施される新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力などと同時に学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、機器の整備と授業における学習活動が明記されるとともに、プログラミング教育が必須化されるなど、積極的にICTを活用することとされています。

その具体的な方策として、1人1台の情報と高速通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を要する子供たちを含め、多様な児童生徒一人一人に最適化し、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図る国の構想、いわゆるGIGAスクール構想が進められています。

本町におきましては、教育委員会と各学校のICT担当教諭による校務IT推進委員会を設置し、今年度においては、実務的な協議を3回、また、全体的な方針については、町内校長会で2回、協議を行い、GIGAスクール構想に対する本町の対応について協議を行っており、今年度に予算化を行っています様々な事業計画等を調整しているところです。

（2）6月に小中学校保護者へ、家庭におけるインターネット環境調査のアンケートを実施されたが、結果はどうだったか。また、その結果を受け今後の方針はについてですが。

国のGIGAスクール構想が進展する中、今年に入り新型コロナウイルス感染症拡大により、学校は一斉休業を強いられ、にわかにオンライン授業、家庭学習が注目されることとなり、国においては予算を前倒しし、今年度末までにタブレットを全児童生徒に配付する方針

が打ち出されました。このことから、これらオンライン授業、家庭学習の対応を想定して、議員お説のとおり、6月に家庭におけるインターネット環境調査を実施したところです。

その結果については、インターネット環境がある家庭は全体の約78%、一方でインターネット環境がない家庭は、未回答も含め残り22%となっています。

結果を受けての今後の方針であります。タブレットは、基本的に授業での利活用が原則であります。今後、家庭で使用する場合、インターネット環境がない家庭の通信手段の確保が課題になると思われま。

そこで、これらの家庭への支援ですが、大きく二つの方法が考えられます。一つは、自宅における光インターネットサービス等を導入するための機器の購入に助成する。もう一つは、通信機器として、モバイルルーターを町が購入し、対象となる世帯に貸与する方法に分かれると思われま。ので、国のオンライン授業の指針や他自治体の動向も注視しつつ、学校側と協議しながら、タブレットの配付を終える年度末までに一定の方針を出したいと考えていま。

(3) 長崎短期大学、長崎国際大学に続き、8月5日に長崎県立大学と包括連携協定が締結されたことにより、本町の子供たちへの教育振興、人材育成に寄与されることを期待している。具体的な実施方法と今後の展望はということについてですが。

新聞報道でもありましたが、今回、長崎県立大学と小中学校の英語教育、プログラミング教育、情報リテラシー他の充実を連携事業として包括連携協定の締結がなされたところです。県立大学とは、昨年度、文科省、県教育委員会の指定を受けて取り組んだ教師の英語指導力向上事業の際に、県立大学の教授を講師として派遣いただいたのを契機に関係が構築でき、今回の包括連携につながったものと考えていま。

そこで、具体的な実施方法と今後の展望ですが、今回、議員の御質問に対応するものとしては、プログラミング教育、情報リテラシーの充実が該当するところです。8月28日に県立大学と初回の打合わせをオンライン会議にて行い、今後の進め方を協議したところですが、プログラミング教育について、学校側の要望を踏まえることとし、メディア講習会については、地域、保護者向けに行っていく内容を拡充し、より実践的で専門的に行うことで進めていきたいと考えていま。

また、今回の連携事業を基盤に、さらに本町の教育振興に資する事業が展開できることを期待していま。

(4) 児童生徒の半数以上がスマートフォンやタブレットを使用している中、どのような対策や指導を行っているかについてですが。

昨今のスマートフォン、タブレットを介した児童生徒の全国的な事件については、教育委員会としても注視しており、学校と情報共有を図りながら対応を進めています。幸いにして本町では、これらスマートフォン、タブレット、それにSNSを介した児童生徒間のトラブルや事件等に巻き込まれる深刻な事案は発生していませんが、スマートフォンの普及に伴い、潜在的な危険性は常に存在しているとの認識で、対策を進める必要があると考えています。

そこで、教育委員会及び学校の対応でございますが、先ほど御説明しました地域、保護者向けのメディア講習会を開催し、具体的な事例を掲げて、児童生徒が使用する場合のルールづくりや、家庭での監視等、適切な使用について周知を行っているところです。また、児童生徒に対しては、授業において、スマートフォンやSNSの危険性を学ぶ活動を行っており、トラブルや事件等に巻き込まれないように指導を行っています。さらに、スマートフォン、SNSの危険性から児童生徒を守るのは保護者の責任であることから、町PTA連合会が中心になり、正しい利用と被害防止への啓発活動も継続的に実施しています。

教育委員会としましても、スマートフォンやSNSの普及は止めることができない現実的な課題と捉え、その適切な使用の徹底と危険性から児童生徒を守るため、家庭、保護者、学校と一体となってこれらの対策を進めてまいりたいと考えています。

(5) 個人的な事情により欠席が続いたり、また、不登校の児童生徒には特別な配慮が必要である。オンラインにて、家庭に居ながら教師やスクールカウンセラー等と会話できる環境があれば、会話に対するハードルが低くなり、支援につながると考えるがどうかについてですが。

本町においても、様々な事情により学校へ行くことができない児童生徒がおり、日頃から教職員やスクールソーシャルワーカーが児童生徒の状況確認のため、自宅を訪問することは大切なことであることから、今後もその基本は堅持したいと思います。一方で、現在の子供たちにとって、スマートフォンやタブレットは生まれたときからある身近な機器でもあり、そういった機器を通じて相談することに逆に抵抗を感じない児童生徒もいると思います。このため、希望する児童生徒がいる場合には、オンラインも織り交ぜながら相談できるよう環境整備を検討したいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

関連質問に入る前に、このGIGAスクール構想の実現に向けての質問内容だったと思うんですけど、なぜ項目名を子供たちの効果的な学びと生きていく力にしたかという、この理由を申し上げたいと思います。

新型コロナという大きな災害があって、急ピッチで取り組んでいるGIGAスクール構想によって、教育というものが、今までの一律の内容を一律のペースでされていたのが、多様な内容を多様なペースで、個別最適化の教育にステップアップできると、千載一遇のチャンスだと思ったからです。それが子供たちの効果的な学びであって、大人の世界では、どんな職種であろうと、ITやICT技術はごく身近なもので、この情報通信技術のスキルというのは当たり前で求められていて、受け入れなければ仕事が成り立たない時代と言っても過言ではありません。

今後社会で活躍するのは現在の子供たちです。自分の必要な情報をネットから抽出する能力や、ネット以外の媒体の情報と比較しながら取捨選択できる能力というのが必要不可欠になっていくと思っています。その手段の一つとしてICTを活用するのが当たり前になっていきますから、これが生きていく力になると私が考えたので、こういった項目名にさせてもらいました。

それを踏まえて、関連質問に入っていきたいと思います。

そしたら、（1）からなんですが、ICTの支援員さんのこの導入について今協議されておりますが、いつまでに決定して、いつから職務に就かれるのでしょうか。また、職務内容も併せてお答えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ICT支援員について御質問いただきました。ICT支援員については、令和2年度の当初予算に予算を認めていただいております。現在、その導入について検討しております。導入の検討の中に、今回GIGAスクールの構想がにわかに進展をいたしまして、1人1台のタブレットの配付というように環境が変わってまいりました。そこで、国の状況も踏まえて、タブレットの導入も行いますので、少なくとも、その導入を見極めて、こういった使い方をするのかということをお学校側と協議をした上、年明けぐらいまでには導入を実現したいなということ考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、今後このタブレットが児童生徒1人1台ずつ配付されていきますけれども、この使用方法を確認したいんですが、先ほど答弁で、基本、授業で使われると言われていたんですけど、学校のみでの使用になるのか、それとも、この学校と家庭での、家庭学習でも使用可能なのか、お答えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

このGIGAスクール構想に関しましては国が行う事業でありまして、本来は、コロナ禍前までは、2023年度までにそれを整備するというふうな話だったんですが、このコロナ禍が出てきてから、一気に今年度に前倒しというふうな形になりました。本来、学校のほうでパソコン室というふうな施設はあるんですが、子供たちがそのパソコン室まで行く形になっておりましたので、これが1人1台というふうになれば、もう各学級で授業が行えるというふうなことがありましたので、そういった形になっております。ただ、このコロナ禍によって、オンライン授業というのが今回出てまいりましたので、家庭でのそういった授業というふうなことも今後考えていく必要があるのかなというふうなことも思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かに、今後、いつ、コロナとか、いろんな感染症が起こって、オンライン授業となるかわからないので、そこは考えられているということでしたけれども、一応基本そういった学校での授業でということなので、私は何でだろうというのが率直な感想なんです。

タブレットを使うことで、学力向上を図るというのは決して目的ではないと思うとですよ。この国の構想の狙いというのは、いろいろホームページに書いてありますが、私はそのホームページの内容を見て自分なりに解釈しているのが、この今の世の中、ICTスキルというのが当たり前なので、子供たちが世の中に出たときに役立つように、ふだんから、そういったものを使える、慣れておくというのも必要だということと、またタブレット端末で何ができるんだろうと子供たちが考えていってもらいたいということも必要だと、そういうことが狙いではないのかなと思っているんです。

そして、このタブレットも、一つの文房具、ノート、鉛筆とか、定規とか、そういった一

つの、単なるツールの一つとして考えたら、家庭学習でもやっぱり使っていかなばっちゃんかろうかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

議員お説のとおり、そういった内容もあるかというふうに思いますが、本来、学校教育というふうなことを考えたときには、学校という場があり、教室という場があり、運動場という場があり、体育館という場があり、家庭科室とか図工室とか音楽室、そういう場があつて、実際、先生と対面をして、友達と対面をして授業を行っていくのが本来の学校の姿かなというふうに思っております。ただ、今言われたように、家庭学習の一つのツールとして考えるということは必要なことだというふうに思いますので、今後、学校のほうとも情報交換を行いながら、タブレットをどういうふうな形で使っていけばいいのかというようなことについては話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そうですね、GIGAスクール構想自体が国策で進められとらすですけども、こういった端末の持ち帰りだったり、アカウントの付与というのは、多分自治体で決められると思うので、ぜひ本町では学習の1ツールとして使っていただけるようにしていただきたいなど、ここで強く要望しておきます。

では、次に、ちょっと細かいことを聞きたいと思うんですけども、タブレット配付後、もし破損した場合はどのような対応を考えられていますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回のタブレットは町が配付をいたします。したがいまして、破損したときも、町で修理を行う予定にしております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、タブレットも消耗品の一つなので、今後、更新とかも必要になってくると思うんですけども、どのようなスパンで更新を考えられていて、そのときの費用とかはどのように考えられていますか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回、国の補助事業を使ってタブレットを導入するわけでございますが、使用の耐用年数というのについては、やはり4年とか5年とかになるのではないかなと思っております。大変この世界、機器の更新というか、性能の向上というのがスパンが早うございますので、4年ぐらいかなというのが、現在、教育委員会で考えているところでございます。

また、その費用については、一度、補助事業を使ったら、2回目は補助事業を使えませんので、町の一般財源を投じるということで考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、次に、通信費についてちょっとお伺いしたいんですけども、先ほども教育長も言われました。いつコロナがまた拡大したり、ほかの感染症で休校要請がかかるか分からない。そうなった場合、子供たちの学びを止めないためにオンライン授業になる可能性は否めないわけでありまして。先ほども申し上げたとおり、家庭学習でも使えるようにしていただきたいと私が申しましたので、そのときに必要なのが各家庭のインターネット環境になると思います。

先ほど、アンケートの結果の答弁で、78%の御家庭でインターネット環境があると言われました。そちらについては問題ないと思うんですよ。今までネット環境があるから整えられていたので。でも22%の御家庭が、インターネット環境が未整備ということでした。そこが課題になると、多分、先ほども課題だと言われておりました。そしたら、22%の御家庭は、今までネットを必要としていないから未整備なわけであって、でもオンライン授業とか家庭学習とかで使うとなった場合に、いつでも対応できるようにしておく、準備をしておく必要があると思うんですよね。

機器の導入、機器の購入の助成とか、モバイルルーターの貸与を考えられていると言われていましたけれども、ここには通信費がかかると思うんです。ここをどうお考えになられていますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、22%の未回答も含めて、インターネット環境が整っていない家

庭があるということで分かりました。教育長が答弁したとおり、その通信、インターネットの関係をどうやって今度確保していくかということになります。

大きく二つあるということで答弁したとおりでございますが、まず一つは、家庭でインターネットのサービスを受けるために必要な機器を補助するということ。もう一つは、町がモバイルルーターを購入して貸与する方法ということでございまして、そこで通信費はどうなるかということでございます。家庭において光サービスをしたときには汎用性がございしますので、御家庭で御負担をいただきますが、モバイルルーターを町で購入して貸与する場合、これについては、やはり町で購入した以上は、その通信費は町で負担ということを考えておるわけでございますが、今後、他の自治体とか国のオンライン授業の指針を見極めて、最終的に町で負担するかどうかは判断したいなということで考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

この二つで今議論されているということで、確かに今からここが重要になってくるのかなとは思いますが、私も。でも、義務教育ですので、やっぱり子供たちが使用する分の通信費というのは町負担にすべきなのではないかなと思いはします。

その理由として、ネット環境未整備の御家庭は、そういった環境を今まで必要とされていなかったんだけど、子供たちの学習に必要なからですね。そしたら、22%の御家庭にはやっぱり何かしら支援をしていかないといけないのかなと思うので、教育環境の不公平にもならないためにも、ちょっとこちらのほうは今から議論を進めていってもらいたいなと思います。

それでは、この要保護、準要保護世帯の方の通信費というのはどのようにお考えになられているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

要保護、準要保護の世帯の通信料ということでございますが、本年度、先月でございましたか、国から通知がございまして、要保護、準要保護の対象にこのようなインターネットの通信料を上乗せをなさという事で、その基準が示されております。このため、教育委員会については、来年度、令和3年度から、その通信費の上乗せについて検討を始めておりますが、先ほど議員から御質問があつておるとおり、モバイルルーターを当然、町で買って、

貸与して、仮に通信費を町で見るとなると助成が重複いたしますので、その在り方については一考を要するのかなというふうに思っております。

ちょっと話は戻りますが、モバイルルーターを貸与する世帯についても、その基準を現在定めております。当然、要保護、準要保護の世帯についても、既にインターネット環境を整えているところもあろうかと思っておりますので、やはりその辺の基準とすれば、詳しくさらに調査をして、どのような世帯に貸与するのかということが必要なかなと思っております。

一方で、やはり教育委員会とすれば、そういった要保護、準要保護世帯を基本にモバイルルーターの貸与を考えているというところで、現時点ではお伝えしたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

分かりました。そしたら、じゃあ、次、（3）と（4）、ちょっと重複して関連で質問していきたいと思うんですけども。このメディア講習会を実施されているということで、確かに大変子供たちにも保護者に対してもありがたいことだとは思っております。私もメディア講習会のほうには参加させていただきました。そこで、やっぱり保護者として考えさせられたことはたくさんありました。でも、身の引き締まったこともあるんですけども、恐怖を感じたというのも確かにありました。

そこで、ちょっと何点か質問なんですけれども、現在、本町の小中学生の携帯、スマホ、タブレットなどの所有率に対してちょっとお伺いしたいんですけども、学年別に数年間の推移で分かるのであればお示しをお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

事前に質問の内容をいただいておりますので、調べております。直近の調査、令和元年度の調査でございますが、学年ごとに申し上げますので、よろしく申し上げます。

まず、スマホ、携帯電話、タブレットを含んだ所有率でございますが、小学校1年生が7.9%、小学校2年生が23.6%、小学校3年生が27.8%、小学校4年生が33.1%、小学校5年生が44.9%、小学校6年生が36.9%、全体で29.2%でございます。

一方、中学校でございますが、中学校1年生が49.6%、中学校2年生が57.3%、中学校3年生が31.9%、全体で46.8%でございます。

年度の推移ということになりますので、ちょっと詳しくなるんですが、平成27年度の調査

をちょっと取り出してみたところ、全体で見たときに、小学校の所有率が21%、そして中学校が29%でございますので、年を追うごとに所有率は高くなっているものと判断をしております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かに年々所有率も増加傾向にあつて、学年が一つ上がるにつれて所有率も増加しているということが分かりました。

次になんですけど、中学生のSNSの利用状況と、SNSによる友達とのトラブルとかの事案があつたのかどうか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

事前の御質問ではSNSの利用率もお尋ねになっておりましたので、この場を借りてちょっと御報告とさせていただきます。

SNSの中学校の使用率ですが、中学校1年生が32.8%、中学校2年生が50.4%、中学校3年生が30.3%、全体では38.0%の生徒がSNSを何らかの形で利用しているということでございます。

そして、トラブル等が発生しているかということでございますが、教育長が答弁したとおり、大きな深刻な事案等は発生しておりませんが、やはり細かいトラブルは散見されているようでございます。部活動のLINEに子供たちが書き込んで、ちょっと誤解を招くような表現をしたりとか、または、商品名とかサービス名を挙げて恐縮かもしれませんが、TikTokですね、これを小学生で使っていて指導したとかというようなことがやはり散見されておりますので、細かいものはやはり潜在的にあるというふうに認識をしております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

では、次は、ネット依存になっている子供とか、ネット依存の傾向にある子供とかは本町で確認されているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

ネット依存の調査というのが具体的にないものですから、正確な数字というのは把握をし

ておりません。一方で、今回、長期の休業を小学校、中学校、強いられましたので、かなり時間中にゲーム等に夢中になっている子供は、相当数いるという話は伺っているところでございます。やはり、スマホ、タブレットの普及に伴いまして、様々なこういったゲーム等のアプリが浸透しておりますので、少なからずそういった児童生徒はいるものというふうに理解をしております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

児童生徒や保護者の方にメディア講習会を開催されておりますけれども、この開催後の反応だったり、講習後のネット利用状況とか、そういうのは変化があったのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

ネット講習会関係につきましては、3小学校、1中学校とも全ての学校が行われております。また、小学校のほうは高学年と保護者と対象と一緒に研修会を行うというふうな形を取っておりますし、中学校も1年生から3年生まで、生徒、そして保護者と一緒に研修会を行っております。先ほど次長のほうも出ましたように、大きな事案というのが出てきておりませんので、そういった研修会が功を奏してこういう形になっているんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かに、私の娘もその講習会を受けてまいりました。やっぱりそのときはいろんな感想を聞かせてくれるんですよ。また数日間はその怖いからということで制御はするんです。でも、人間って忘れる生き物だから、すぐまた、いろいろね、やってしまうので、ぜひとも、そういうのは継続していただきたいんですけれども。

先ほども、私がメディア講習会に参加して恐怖を感じたと申し上げたと思います。確かに、こういったリスクをお伝えするのも大事なんですけれども、そればかり伝えるのではなくて、こういったメディア講習会を一步前進して、セキュリティの大切さとか、重要性とか、あと日本人に欠けているのが情報モラルと言われております。こういった情報モラル、また、操作の方法とかも含めた講習会にしていけばいいのではないかと考えるんですけれども、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

全体的な研修会については、先ほど言いましたけれども、小学校から中学3年生まで各学年に応じた内容で、今、県の教育センターのほうからSNSノートというのを出して、それぞれの学年に応じた指導を行うようになっております。道徳の授業でも行っておりますし、学級会活動の中でも、そういったそのノートを見ながら、自分でどういうふうに考えればいいかという、考えさせながらの授業というふうなこともやっておりますので、今後そういったところを検証しながら、町内校長会、町内教頭会、また先生方との情報交換をしながら、お互い、子供たちのため、保護者のためにどういうふうになるかということを検証しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

ぜひとも、続けてやっていただきたいなと思います。また、今度県立大学との包括連携で専門的な見地から御指導いただけるということでしたので、そちらのほうもぜひとも期待をしているところなので、お願いしたいです。

このGIGAスクール構想の実現に向けて、様々な課題がある中でも、先ほど言われましたね。教職員とか、あと親のITリテラシーとかスキル不足というのも大きな課題の一つだと私は思っているんです。一般的なパソコンの操作だったりとかはあっても、セキュリティとかネットワーク管理、リモート接続とかなってくれば、分からんとか知らんというのがごく当たり前にあると、当たり前と言えらると思うんですよね。あと、子供のほうがそういうのってすぐ吸収してしまうから、使えるようになっていく。でも、大人っていうのは、もう分からんざんた、触らんとか、本当、先に恐怖が来るから、分からんで終わってしまって、子供たちが何か操作を、家庭とかで操作をしているときに、何かあったときに大人は対応できなくなる。学校でもしかりだと思えるんですよね。

なので、この教職員とか、親、保護者さんの不安や負担を解消できるようなバックアップ体制というのは必要になってくると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど答弁のほうでも少し言い出したかというふうに思いますが、町のPTA連合会でも、

このスマートフォンとか携帯電話の取扱いについては話を進めております。そして、町PTA連合会が出した共同宣言というふうな形も、5年ほど前からこの形をつくって出しておりますので、改めて、また町とPTA連合会と話をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

確かにされているのは分かるんですけど、その恐怖を感じる場所があるんですよ。なので、そういったリスクばかりをお伝えするのではなくて、操作の方法だったり、セキュリティの大切さだったり、そういうのも含めて、今後、その県立大学との包括連携をされているから、町のほうからもこういった大学のほうにこういうのをしてとか、そういう要望はできるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

今回、GIGAスクール構想が進展して、タブレットの配付、オンライン授業、家庭学習というふうに進んでいくわけでございます。議員おっしゃるとおり、家庭でどのような使い方をするか、各家庭のやはり実情が異なります。ですので、やはりその家庭の不安というのとはかなり大きいものではないかなというふうに思います。

冒頭、質問いただきましたが、ICT支援員も導入予定でございます。やはりICT支援員の内容をもう少し詰めて、教職員の指導、または家庭の相談窓口、最終的には教育委員会のほうで様々な御支援は考えていかんばというふうに思いますが、そういった窓口についてもICT支援員が活用できるよう検討を重ねていきたいと考えております。

また、教育長が言ったとおり、情報リテラシーについても、今回幸いにして県立大学と包括連携ができております。今までやはり議員おっしゃったとおり、怖い怖いばかりお伝えをしておったんですが、なぜそれが怖いのか、なぜSNSで情報が拡散するのか、また、その書き込みがなぜ消えないのか、そういった仕組みも交えながら、教育長が答弁したとおり、より実践的な講習会ができればというふうに考えております。幸いにして県立大学とこういった関係ができましたので、いろんなアドバイスをいただきながら、GIGAスクールについても進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

よかった、安心しました。よろしくお願いします。

そしたら、（5）なんですけれども、最初にちょっと確認しときたいんですけれども、この学校に行けない子供たちに対してもタブレットというのは配付されるんですよね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

そしたら、学校に行けない子供たちというのは家庭で使用するということですよ。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、学校で使うのが基本でございますが、やはりそういった児童生徒については家庭で使えるように少し考えたいと思います。しかしながら、どういった使い方をするのかというのが今後課題になりますので、少し学校側と協議をして内容を詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

私は、この学校に行けない子供たちにとっては、学びの機会の確保と、その相談、会話とかの手段という観点からは、このタブレットが有効になるのではないかなと考えているんです。だからといって、確かに生きづらさを感じてね、疲れている生徒に対してね、学校に行かなくてもタブレットばやっけんが勉強せんねってやってしまったら、そがんで渡されてもね、精神的に追い詰めることになりかねませんから、そこはもちろん子供たちのペースに合わせる必要があると思うんですけれども、でも、この相談とか会話に対しては、やっぱり対人と話すよりも、メールとかチャットのほうが話しやすかったりというのもあります。私たち大人でもそういうこと、あると思うんですよ。

なので、そのハードル、会話のハードルを下げるという意味でも、子供たちの声を聞くという意味でも、オンラインによるやり取りというのは今考えられているということでしたけれども、必ず取り入れていただいて、これが入り口になってくのではないかなと考えるん

です。なので、もう一度、そこをお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

議員の質問のほうにもありましたけれども、会話のハードルが低くなるというのは当然だというふうに思います。やっぱり一人一人の子供の様子が違いますので、その子供たちの様子をしっかりと見ながら進めていきたいというふうに思いますし、やっぱり最終的には学校のほうに向ければというふうなことを学校の先生たちは誰でも考えることなんで、今現在、学校のほうには行けないけども、総合文化会館のほうには来れるという子供さんもいらっしゃいますので、そういったところでもそのタブレットを使いながら、少しずつ子供たちが学校のほうに向けるように努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

もう最後なんですけど、そのGIGAスクール構想は子供たちの未来のために必要なことでありますから、このインターネットに接続できるデバイスをお子さんに持たせるって、必要なことでもありますけど、このインターネットに接続できるデバイスをお子さんに渡すというのは、ネット被害とかね、そういった危険にさらす、悪意のある第三者からの脅威にさらすということと言っても過言ではないんですけど、だからこそ、正しい知識、包括連携を結んで、今から正しい知識の講習をやっていったり、家庭でも使えて、いつでも使える、操作の方法ができるという、そういう身につけてほしいんですね、一つのツールとしてですね。社会で生きていくためにね、身につけてほしいと願っております。これで終わるんですけど。

最後にですよ、最後に教育長から、未来を生き抜く子供たちにエールをいただいてもよろしいですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

波佐見の子供たちは、大変真面目で素直で明るい子供たちです。先ほどからSNSの問題が出てきておりますが、陰でそういったところを見ながら喜んでいる人間もいます。波佐見の子供たちは決してそういう人間にはなりません。思いやりと感謝の心を持った、しっかりとした子供たちです。教育委員会としても、学校としても、子供たちをしっかり守っていけ

るように努力していきたいと思えます。

子供たちにエールということですが、時々一人で悩むことがあるかもしれません。そういうときには、話せる友達がいます。信頼できる先生がいます。そして支えてくれる家族がいます。そして、見守って支えてくれる地域の方がたくさんいます。自分は一人ではないということを考えていただきながら、命、そして生きていくことを考えて、波佐見の子供たち、頑張ってもらいたいというふうに思っております。頑張れ、波佐見っ子。

以上です。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時15分より再開いたします。

午後0時13分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆さん、こんにちは。先日の台風9号、10号で被害を受けられた方々にお見舞い申し上げます。

それでは、さきに通告しておりました2項目について質問をいたします。

初めに、庁舎建設について。

建設位置が決定し、基本設計、実施設計を終えて、今後建設工事が進められていきますが、次の事項について質問いたします。

(1) 概算の事業費は約18.4億円（税込み）であります。備品購入費及び用地買収費は未算定と聞いておりますが、ほかにも未算定はあるのか。また、未算定の内容はどのようなになっているか。

(2) 町政報告会の資料の中に鹿山飛瀬線の歩行者の安全性を確保とありますが、具体的にはどういうことですか。

(3) 建設地（現駐車場）を切り下げた泥の処分場はどこになりますか。

(4) 工事開始から現庁舎の解体までの安全対策はどのように計画していますか。

(5) 災害などの有事の際や議会及び確定申告などのときの駐車場の確保は大丈夫ですか。
次に、町の公共事業について。

(1) 上水道配水管布設工事の終了後は、仮舗装か本舗装か。また、下水道工事はどうですか。

(2) 下水道工事により、町道が破損している箇所の調査を行ったことがありますか。

(3) 公共下水道の供用開始後の接続の普及率は何%ですか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

1. 新庁舎建設について。

(1) 概算の事業費は約18.4億円であるが、備品購入費及び用地買収費は未算定と聞いている。ほかにも未算定の内容はどういったものがあるのかという御質問ですか。

新庁舎の整備に関する費用については、約18億3,700万円を波佐見町新庁舎建設基本計画で提示させていただいております。お尋ねの備品購入費及び用地買収費以外の未算定のものについては、既設庁舎の改修費、水防倉庫や駐車場などの整備費が見込まれます。今後基本設計、実施設計の業務を行うことで、可能な限り正確な全体事業費の把握に努めたいと思います。

(2) 町政報告会の資料の中に町道鹿山飛瀬線の歩行者の安全性を確保とあるが、具体的にはどういうことかという御質問ですか。

現庁舎前の町道は通学路になっていますが、歩道が狭く、一部歩道がない部分が確認され、子供たちが役場前の町道を横断している状態が見受けられます。川棚警察署に相談し、横断歩道など安全対策ができないか協議を行いました。現状では難しいとの回答でした。新庁舎建設の際には、地盤を切り下げ歩道を整備することで、歩行者や車両が安全に通行できる動線の確保に努めます。

(3) 建設地（現駐車場）を切り下げた土の処分場はどこになるのかという御質問ですが。

現庁舎北側来庁者、職員駐車場の位置に新庁舎を建設するわけですが、現庁舎との高低差が2メートルほどあるため、切り下げて新庁舎の建設を計画しています。切り下げる理由と

しては、用地の有効利用や隣接家屋への圧迫感の解消、町道からの円滑な車両の進入、土砂を取り除くことで、基礎くいなどの施工費の縮減など多種多様なメリットが考えられます。しかしながら、デメリットもあり、掘削した土砂の運搬処分費用が考えられます。処分地に関しては、近隣の町有地や民間の埋立て要望地に処分する予定です。全て処分できない場合は、民間の有料処分地にて処分する予定です。

(4) 工事開始から現庁舎解体までの安全対策はどのように計画しているのかという御質問ですが。

まだ基本設計段階で、工事開始から現庁舎解体までの安全対策は計画しておりません。実施設計にて計画してまいります。基本的には、既存庁舎部分の機能を維持しながらの新庁舎建設作業に入りますので、工事用車両出入口と町民の皆様、職員の車両出入口を分離し、車両及び歩行者の動線確保を行い、安全第一を基本に作業を計画してまいります。工事区間については仮囲いを行い、騒音、振動、粉じんなどが出ないように、周辺環境に配慮しながら作業の計画を行います。詳細につきましては、施工業者が決定した時点で施工計画書を提出させ、安全対策について十分に協議した上で新庁舎建設作業を行いたいと考えています。

(5) 災害などの有事の際や議会及び確定申告などのときの駐車場確保は大丈夫かという御質問ですが。

新庁舎では、来庁者駐車場を約55台計画しており、そのほかに公用車を45台、残りの敷地にて職員駐車場を計画しています。しかし、基本計画では敷地外に職員駐車場を確保する予定のため、隣接用地の取得交渉を行っている状況です。有事の際や議会及び確定申告などの際の駐車場につきましては、新庁舎での駐車場運用状況により、所管課にて近接用地の借用など対応を協議いたします。基本設計では、できるだけ多くの駐車場を確保できるように計画してまいります。

2. 町の公共事業について。

(1) 上水道布設工事の終了後は、仮舗装か、本舗装か。また下水道工事はどうかという御質問ですが。

上水道工事の場合は、埋め戻し後の舗装は基本的に本舗装としています。下水道工事では仮舗装とし、翌年度、本舗装としています。

(2) 下水道工事により町道が破損している箇所の調査を行ったことがあるかという御質問ですが。

破損箇所を探す目的のみでの調査はまだ行ったことはありません。ただし、不定期ではありますが、上水、下水ともに日頃から巡視を行い、破損箇所の早期発見に努めています。また、発見した場合は、原因究明を行うとともに察急な修繕を行っています。

(3) 公共下水道の供用開始後の接続の普及率は何%かという御質問ですが。

令和元年度末で下水道普及率46.3%、接続率は90.7%となっています。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほどの答弁ですけれども、新庁舎についての（1）ですね。位置とか土地とか、大体1億を超すというような話をされておりましたけれども、これから見れば、20から21億円かかると思うんですけれども。ちょっとこの辺もかなり、また膨れてくるんじゃないかなと思っております。それに対して、まず、この土地の買収と机の金額が大体分かるんですか、備品。未算定の分の。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

備品購入費につきましては、今のところ、定価で職員1人当たり90万円で算定するような感じで業者のほうから伺っております。90万掛け100名として9,000万と、1億円ぐらいの金額が定価でかかってきます。土地につきましては、補正予算で今度上げさせていただきますが、隣接3軒分で、土地につきましては1,600万円です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に行きますけれども、建設費が3,000平方メートルで大体50万と言われて、午前中の答弁でもあっておりました。それに対すると15億円ですね。以前、私もこの庁舎建設については4回目の質問をしております。今回で4回目です。土地の買収からずっと、位置に、どこにするかということからしてございまして、以前は、大体十二、三億ぐらいではないかなという話を聞いておったわけでありまして。今になったら、もう大体15億円ですかね、三五の十五で。そういうふうに、もう既にここでかなりの金額が増えておるわけですが、その理由は何か。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

平米の単価につきましては、以前、堀池議員に説明させていただいたときは、40万とか平米単価がなっていたと思うんですけど、物価の高騰とか、今の一、二年の先進事例の平米単価を基に、我々が今、算定しておりますので、そこで平米50万、今のところ3,000平米の15億円となっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど言うように、これは町政報告会の中でも出ましたけども、議会でもいつも事業の請負契約変更後に補正予算を組んで処理してきておるわけで、今朝も出ておりました鹿山団地、歴史文化館、東小学校のプールとか、鴻ノ巣公園とか、いろんな事業に対して追加補正ばやっておるわけで、そういうふうで今回もかなりの補正が出たりするんじゃないかと思っております。そういうことをある程度もう算定すれば、決めていただいて一応見積りを取ってから、すぐまた補正ばしてって言うて、おかしいんじゃないかと思っておりますし、そういう工事をするたびにやっぱり出てくることはあると思います、過程の中で。それはあんまりしよったら、町民の方からも批判を受けるし、この前の町政報告会でも出たでしょう。いつも追加工事ばかりというようなこと。この件について答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

工事を行う上で変更はつきものでありまして、なるだけ変更が出ないような形で計画をしているんですが、今回は、基礎については問題ないんですが、やっぱり掘ってみたらやわかったりとか、やっぱり職員の要望を入れたら、ちょっとここを広くとか、ここにもうちょっと倉庫を造ってくれとか、駐車場に屋根を造ってくれとか、そういう要望が出てくると思われま。そこも出てくるんですが、その基本の建設費につきましては、なるだけ増額とかないうような形で頑張っていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

デザイン会社、設計会社は、見栄えをよくとか、非常にそういうことはあっております。ただ、そういう新庁舎の基本理念といいますか、そういうことにかこつけてというか、絶対、波佐見町の景観にふさわしいとか、町民に優しいというような、そういうことをすれば幾らでも膨らんでくるわけですね。駄目だって、はっきり言うて。これはやはり、本庁舎の機能

は、やっぱり職員が働きやすい、効率的で効果的な仕事をしてくれと。そして、その中で、見栄え、景観、それに合わせたとはですね。そして、そういう環境条件の中で、最小の経費で最大の効果が上がるのがプロじゃないかというようなことで、今回ちょっと出てくる前では、そういうふうなことは断りました。本来は、やっぱりそういうことを入れれば、際限なく大きくなると。

だから、与えられた環境の中で最大の効果を出すような、そういう取り組みをしてくださいと。しかし、やっぱり補正というとは出てきます。工事があればですね。それをいかに最小限に抑えるかということは、全職員、努めていっているところです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほどの答弁の後でお尋ねしようかと思っておりました。後でまた改めてお尋ねします。

次に、町政懇談会の中で、鹿山飛瀬線は危険であるという質問もありました。そのとき、建設課長は、推進室長が答弁せずに建設課長が答弁されました。検討するようなことを言われておりましたけど、もう1回はっきりお願いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

役場の先ですね、鹿山住宅までの間にやっぱり歩道がない部分があると。それは役場のちょうど用地の部分になると思うんですけども、その部分で、今度、新しく庁舎が建設されると、2メートルの土地が下がってくると。そうなれば、役場の用地内に歩道を造るスペースができると思いますので、庁舎建設のほうから、そういう協力のお願いがあれば、建設課のほうでもぜひ歩道整備を図っていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

委員会の報告の中で、これは議会の委員会ですね。鹿山飛瀬線に幅員は、庁舎建設に絡んだ拡幅の考えはありませんということでございます。これは、推進室長の担当じゃなくして、建設課長ですから、今後は、建設課長が道路に関しては窓口になってやりますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

当然庁舎の用地でござりますので、庁舎建設のほうから、ぜひ、その歩道整備、道路に関

することですので、協力があれば、建設課のほうで整備を図っていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に行きますけれども、建設地が現駐車場を切り下げての土の処分場と言うておりますけれども、まだ町長は決まっていないというようなことですから。一応ね、私は何でこれを聞かと言ったら、この狭い道路を行ったり来たりするわけで、そいけんが、処分場がどこにされているかによってコースが違うわけでありまして。多分1号線には出ないと思います。裏さに行くと思います。先ほど町長も言われたように、私も毎日通りますから、この道路はよく分かっております。

そういうことで、まずここに関しては、建設課長、十分検討をせないかんですよ。先ほど町長も言われたように、片歩道になっております。片歩道になった理由は、私はよく知っておりますけれども、あえてそこで徹底してやれというようなことは言いません。そこに住んでいる人の事情がありますから。そういうふうな形で、こんな歩道になっておるわけで。

そういうことで、まず、決まった時点でどのような形でされるか。もう1回、場所が決まった時点で。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

残土処分地につきましては、町有地で、今、議員が言われたように、何て言うんですかね、県道と町道鹿山飛瀬線が交差するところ、丁字路の横のため池を考えております。そこにまずちょっと入れてみて、大体の計算はしているんですけど、8,000立米ぐらい、今、出てくるんじゃないかなと思って。それで、今度ため池に3,000とか入って、あと、民間で要望地をちょっと探して、できるだけそこでコストの縮減をさせていただきたいと思っております。そのほかに関しましては、ちょっと有料の処分地に運ばないといけないかなと考えております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この道路は、要するに工事をすつとは大体8時ぐらいからやろうと思うととさね。そのときには、通学路ですから登校はしております。問題は帰りなんですよ。ばらばらに帰るときに、工事をして大型トラックが行った場合に、交通整理なりが、ガードマンなりがおら

れますか。そういうふうな計画をしてくださいよ。トラックにはねられたら、もう、すぐ即死ですよ。そういうふうな形を、人命第一に考えて、この工事、今言われたように埋立地、これは私の一番いい場所と思います、はい。そういうことで、この運搬するときの道路の交通安全については十分注意をしてください。

そして、次にですけれども、その運ぶときに、泥が落ちたり、ほこりがしたり、そういうふうなことも考えていただかんばいかなとじゃないかなと思っておりますし、その分の作業はされると思いますけど、答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

敷地の造成工事をまず発注しようと思っているんですが、そのときに何ていうんですかね、業者が決まりましたら、何ていうんですかね、施工計画書、安全計画を立てさせまして、それを承認した形でちょっと施工をやってもらうというような形で、安全対策、安全第一で作業を行いたいと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど答弁がありました。要するに2メートル掘り下げた土を、8,000立米と言われたかな。私もちょっとお尋ねしようかと思っておりましたのが、約何トンぐらいかって。そして、大型トラックでどのくらいかなと思っておりますけれども、その計算はでけんでしょう、ね。後ほどでも構いませんけれども、その辺が大きくかかってくると思います。朝8時過ぎからして、夕方までされるのか。大型だけなのか中型も使ってされるのか。その辺が分かりませんが、私も何トンと、大体大型トラックが何台かなと思っておりましたけれども、今、分からんでしょう。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

そこら辺の数字につきましては、後ほど回答させていただきたいと思います。それと、あと、安全対策につきましては、議員から言われているように、通学時間帯とか、帰りは少しちょっとばらばらになることはあるんですけど、ちょっと十分注意して作業をしてもらうように考えていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと早いようですけども、この工事について、町民と、要するに代表される方には町長もお知らせするようなことでしたけども、私が聞きたいのは、地元なんですよ。いろんな工事をするときは地元にまず説明されるわけですけども、今回の工事について、地元の説明会を持つ考えはありますか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

業者さんが決まりました施工方法等が決まりましたら、近隣の宿郷の皆様に説明をさせていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

というのが、今、鹿山橋の工事をやっておりますけども、地元に来て説明をされたわけです。ここもかなりかかると思います。建設作業の車、そして解体した後の、また搬出ですかね。そういうことがあるもんですから、まず地元が一番迷惑をかけるんですよ。この狭い道路に、家がいっぱい密集しているところに。そういうことですので、まず、先ほど言われたように、説明会を開いてください。いいですね。

次に行きますけども、災害などの有事の際に、要するに駐車場がどうかちゅうことでございます。資料を見てみますと、今の部分が、来庁者用が50台、身障者が5台、公用車45台、職員用が30台、敷地外に80台、合計の210台ということで資料に載っております。そういう敷地外ちゅうのは、鹿山神社も入れてでしようけれども、ほかのところはどうか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

今、交渉中の部分はありますが、近接の用地を交渉を行っております。それと、今、隣接地もですね、先ほどから申しておりますとおり、交渉を行っております。できるだけ多くの敷地内に職員駐車場を設けたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほどの答弁でも、資料の中でも大体50メートル以内ぐらいにしたいということで、いつ頃大体決まりますか。もう大体の予定は。あそこの地権者、みんな知っております。その辺

の。そういうことで、1回お尋ね、どこまで来っのかなというようなことで。そういうことですから、分かればですね。まだ内緒にしておられるかもしれませんが、分かればね、早く地元の説明会と一緒に教えていただければと思っております。そういうことですので、よろしく申し上げます。

また、議会のときもそうですけども、上に止めるんですけど、下にも止めたり、もうほとんどないですね。今度はあるというようなことですが、やっぱり確定申告、それで今度銀行が庁舎に入るような話を聞いておりますけども、やっぱり銀行関係に来られる方も利用しやすいように考えればいかんと思います。そういうことで、将来の考えは十分検討してください。

次に行きますけどもね。私はこれを、資料を見てみますと、町政報告会の資料を見てみますとね、ロータリー、それと、段々山、こういうのは要るかなと思っております。ロータリーなんかはね、広いところに、玄関前に来て、あれを回ってくるわけですけども、駐車場がどうかって、そして庁舎がどうかっていう狭いところにこういうのを造ったほうがいいかなと思うし。それと、町長が先ほど言われましたように、私は、設計の人がね、格好よく作るけんが、こういうふうな図面ばしておるとかなと思うけども、これは町の職員さんなりが希望しておるわけですか、この辺は。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

私たちもこのロータリー、段々山を見た段階で、これが必要かどうか協議しています。それと、あと室内でもしておりますし、あと、係長級の会議、もちろん管理協議会でもやっております。そこで、今、ちょっといろいろ話も出ていて、ロータリー、あと段々山、そこら辺は今、ちょっと修正をかけております。それと、あと、ここのハサミチというて、鹿山飛瀬線側の歩道に関しましてはこれでいいんじゃないだろうかということで、また修正案ができましたら提示させていただきたいと思っております。なるべく駐車場は確保したいと考えておりますが、一応、設計者の意図としては、安全性の考慮とか、そういうともありまして、そのやり取りはちゃんとやっておりますので、また説明させていただきます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど言いますように、駐車場が狭いかもしれません。しかし、こういうような形で駐車

場を少ないとに、ロータリーとか、この段々山、これは鬼木の棚田のことやろうと思っておるとですけども、そういうふうにして造るのはいいと思いますけども、これは広いところであって、駐車場が少ないんじゃないかって。そして、どうやるかというようなときに、こういうロータリーとかね、段々山とかいうのはどうかなと思いますし、これは検討してください。

次に行きますけども、町の公共事業について。これはちょっと私が電話がありました、住民から。ちょっと読み上げてみます。

8月6日に住民の方から、工事関係者に電話をしたって言われて、電話がありました。水道管の工事で、埋め戻しを土と砂利のために、砂利が車から跳ねたり、ほこりがしたりするということで、それで苦情がありましたので、水道課に私がすぐ電話をしました、報告。そしたら、盆過ぎに舗装しますというようなことでした。その後、担当者が自宅に見えて、11日に舗装しますというようなことやった。その住民の方にも、その旨、ちょっと報告しておりました。そしたら、11日に行ってみたら、まだしていなかった。多分雨が少し降りよったけんかなと思っとつとですけども。その後、12日に行ってみましたら、舗装ができておりました。

そういうことで、私が今度質問するのは、見積りに仮舗装が入っておるのかというようなことで、11日でも、私が現場に行ってから、課長にすぐには——聴取不能——。あれなら文句の出るやろう、苦情の出るやろねというのが、掘った後に泥と砂利を埋めて、そしてバラスがむき出て、そこがあるわけ。なしてほこりがするかといえば、あそこは密集しておるわけで、あの工事の現場は。ポツンってやってそこだけならいいんでしょうけども、両脇がいつぱい詰まっとつとにそういうふうな苦情が出たもんですから、課長にも現場ば見てから、あれなら苦情が出るやろうと言うて行った。そういうことです。そして舗装がすっけんが。

今の、先ほど言いますように、町長も答弁されましたけども、掘って埋め戻しするですね。そのときは仮舗装ですか。そして、もうそれが全部終わってから、例えばあそこがどのくらいあるか、ちょっと測っていなかったのですが、舗装はあれで終わるわけですかね。現場、見に行きました、あれから。答弁。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

基本的には、上水道の場合は、もう工事が終わりましたら本舗装です。下水道の場合は、

掘る場所が上水道に比べると幅も深さも大きいので、圧密沈下の影響もあります。ですので、仮舗装として、1年後に本舗装するというをやっております。

今回お尋ねの下宿線の件については、議員から電話がある前に、私も現場へしよっちゅう通っていますので、担当のほうに指示して、ちょっと砕石がばらついているので、業者のほうに補修するようにと指示はしておりました。ここ基本的に上水の場合は本舗装なんですが、この路線については、この水道工事の後、建設課のほうで舗装のやり替え工事を予定しておりますので、ここに関しては、当初設計から仮舗装を計上しております。本舗装は建設課のほうでやることに、もうされているのか、今週する予定と聞いておりました。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今言う仮舗装と本舗装をなぜ聞いたかといいますと、住民の方が言われるのが、例えば全部300メートルぐらいあるとね、土と砂利と埋め戻して、その終わってからするけん、そういう問題が起きるんじゃないかなと。今日の1日が10メートルばかり終われば、今日の仕事の終わったら、それば砂利ばして、土ばして、仮舗装でもちょっとしとけばほこりはせんと言よったけん。そして、また次の日に10メートルばかり行ったときにすれば。そいけんが、今言われるように、5日間か幾ら、10日間かかかっつとで、砂利と土を入れて、そして、そのままにして最後まで行ってから仮舗装でもされるというようなことですが、そういうふうな過程はしないわけですかね。10メートル、今日の1日が終わってから、そこだけだんだんとしてですよ。それから、舗装ば、ちょっとごみのせん程度はできんとですか。それとも、今言うように、全部その工程が終わってしもうてから舗装される。それが本当かもしれませんけども、10メートルぐらい、今日1日終わってからでけんか、でくっか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

水道工事の場合においては、基本的に、もう掘ったら、その日のうちに埋めて、道路を開放するというのを条件にやっております。交通量等の状況によりまして、例えば、県道とかで県の指示がある場合とかは、直ちに舗装しなさいとかという条件がついたりもします。交通量の少ない場所においては、その分は砂利舗装で通す場合もあります。状況によります。今回については、ちょっと配慮が足りなかったのかなとは思っております。

ちよくちよく見には行っていたんですけど、県道からの交差点部分とか、特に砂利がばら

ついているのは見えていたんで、担当のほうにはすぐ指示をしたんですよ。したところ、すぐ舗装の予定をしていますのでという時期的にですね、だったので、舗装をすぐやるのがいいのか、それとも、もう1回転圧して碎石のまま通すのがいいのかというのは、現場のほうに任せておりました。で、あのような状態になったということです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そのことについて、住民にちょっとここはこういうふうな時間かかりますよという説明は、別に指導はしていないんですか、建設会社に。ただ、もう入札が終わったら、そのまま建設会社がやって、行っている、ただ日にちを聞いて、工事をする日にちだけ聞いておられるのか。そこからやっぱり町民に対してはですね。前も、公共工事ですからという、親方日の丸のごた考えの人もおったとですよ。それは当然迷惑かけますよって。

そいけんが、今、苦情があっておるように、これは一例ですけれども、いろんな苦情があっております。そういうふうで、もっと指導を、建設会社に始める前には、例えばここに10軒、こっちに10軒あった場合には、ビラでも配って、要するにこういうふうにして迷惑かけますけど、よろしくというようなことをね、されておるかなと思っておりますけど、それはやっておりますか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

工事を始める前には、必ずチラシ等において、または戸別訪問も、その時々ですが、基本的にはチラシ等でお知らせをしています。時間も、大体区域もお知らせはしています。安全対策についても、受注された業者に対しては十分指導も行っておりますが、今回のようにちょっと指導不足のところもあったと思って、これからはさらに強化していきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

この点ですけれども、大体、配水管の布設工事が763万6,200円、そして舗装工事が、先ほど言うておったね、本舗装が知りませんが、1,040万6,000円上がっております。そういうことで、この区間、4号線の交差点、あそこから来ている道路ですけれども、私も何かを聞いているんですけども、——聴取不能——交差点ですけれども、その交差点から福田さんまでですか、この工事が。今回の見積り。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

今年度、今回の工事に関しては、今終わっているところまでです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

次に、下水道も関連しますけれども、下水道の場合、今言われたように、工程がいろいろあったと思います。以前は、道路の真ん中を切るわけですね。そして、そこが全部でけてから、埋め戻して、仮舗装しておったわけです。そして、仮舗装しておるものですから、溝ができておるわけでね、場所によっては。そいけん、今回は、下水を今までしたところの傷んどらんかというのがその質問なんです。あっちこっちにそういうとがないかなと思っております。これは以前、工事をしたところがそういうふうにあります。

そして、以前したところが、もうはっきり言うて、鹿山の公民館辺りも真ん中を掘ってしております。毎日行けばね、水が通ったり。例えばこのくらいして、もう何回となく、それを取ってされております。将来的には本舗装ばするとなれば、どうですか、建設課が見てですか。自治会が要望してからできるんですか。どっちですかね。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

議員おっしゃるとおり、鹿山付近は、もう10年ぐらい前に下水道工事が終わっていますので、下水道による復旧はちょっと難しいかなと。建設課のほうで状況を見て、その都度、ほかの地区の要望もありますので、その辺を見てから、建設課のほうで整備を図っていきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

大体課長も、地元ですから、よう分かっておられますけども、以前はそういうふうなことやったんですよね。真ん中を掘って、埋まってから掘り起こして舗装するというようなこと。そして、そこも、もう一つ苦情があっておりました、ずっと以前から。生地屋さんが生地を積んで行ったり来たりすつとですね、アップダウンがあつとですよ。マンホールの近くは高くなってね、越したり。そういうところも、行ったとき、気がけて注意をせんばと思いますけども。

まずは、以前、公共下水道埋め戻し、埋めばしたときには、そういうところがないか。やっぱり後回し後回しになりよるんじゃないかなと思っておってね、要望が。そういうことを、町長もいつも言われる、費用対効果って言われますけども、かなりこの線はね、交通量も多いし、今から先また出てくるんじゃないかと思っております。それは検討しておってみてください。

そして、私は、今度の町の広報に載ってございましたように、稗木場のほうは、今度、公共下水道をされましたね。そいで行ってみたら、きれいになってるだね、舗装がね。そいけんが、今までみたいに真ん中ば掘ってせずに、あれは稗木場のあそこでしょう、今度の工事、広報に載っておったの。というのが、窯業試験場さん上るところのですかね。うん。どっち。うん。一応、イエスカノーか報告して。本線から左の上、窯業試験場のあつでしょう。その工事やったんですかって。違うの。稗木場の工事。それ、答弁をまずして。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

下水道のほうで、その前年度に施工したところの舗装をやったところです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

いや、そいけんね、以前したところはそういうふうな工事をやっておるから、私は稗木場がそこでしたら、きれいに全面舗装しておりますから、こういう方式が今後はいいんじゃないかなと言いよるわけです。予算の都合もあるでしょうけども。そして、後で本舗装するとなつてすればいいけども、担当者が替わってもう忘れた、どこやったろうかと分からんごとなるけん、言いよるとです。ちゃんとぴしゃって引継ぎをしとかんと。そういうふうでございます。

そして、先ほど、普及率についてですが、大体各自治会でこれをつないであるところのパーセント分かりますか、大体。というのが、宿郷でいえば、90%なのか100%なのか、一番早いところが宿郷りと思うんですけども、今の状態でも、大体、供用開始できるごた工事をやっておられますね。そういうふうで、もう今になったら、大体宿郷が100%ですよ。そういうところが分かれば。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

下水道の普及率ですね。すみません、全体は今持っているんですが、各地区のまではちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えできません。

○12番（堀池主男君）

終わります。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

先ほどの土砂の件、よろしいですか。運搬土砂の件なんですけど、8,000立米と想定して、大型ダンプで1,200台となります。

○12番（堀池主男君）

はい、分かりました。

はい、どうも、終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時15分より再開いたします。

午後2時 休憩

午後2時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 北村清美議員。

○5番（北村清美君）

皆さん、こんにちは。通告に従い、次の質問をいたします。

1. 今年度末に小中学校のタブレット導入におけるインターネットの整備の状況について。

(1) ネットの導入の時期は。

(2) 導入の方法はいろいろあると思うが、具体的に説明をお願いいたします。

(3) 現有線放送の設備を使った整備ができないか。また、ケーブルテレビを使った方法はないのでしょうか。

2. 世界最大の登り窯、大新窯跡にある旧中尾保育所が長年放置され荒廃している。

(1) 鬼木郷、中尾郷は、令和4年度に国の重要文化的景観地区への選定を目指している

が、このままの状態では保育所はいいのでしょうか。

(2) 地元自治会等と当該建物について改修及び活用を協議したことはあるのでしょうか。

(3) 本町として、活用を将来どのように考えているのでしょうか。

3. 重要文化的景観地区に認定された場合、本町への見方が変わり、同時に町民の誇りもより一層増してくると思われる。

(1) 人口減少が著しい両地区のインフラ整備も重要であるが、将来、人口が半減しても豊かな地区になるためにはどうしたらよいのでしょうか。

(2) 他市町から見て魅力あるまちになるためにはどうしたらよいのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

5番 北村議員の質問にお答えをいたします。

1. 今年度末に小中学校にタブレット導入におけるインターネット整備状況について。

(1) ネットの導入時期は、(2) 導入の方法はいろいろとあると思うが、具体的に説明をということについてです。

国においては、学習における情報活用能力を児童生徒が身につけることを目的に、ICT教育を進めることで、1人1台の情報端末の配付と高速情報ネットワークを一体的に進める国の構想、いわゆるGIGAスクール構想が進められており、本町においても、年度末までに全ての児童生徒に情報端末、タブレットを配付予定です。そのタブレットを活用したネット授業、オンライン授業についての御質問になろうかと思いますが、学校における授業については、今回実施します学校ネットワーク整備工事でその環境を整えるところですが、家庭におけるインターネット環境については、約22%の家庭がインターネット環境について整っていないことがアンケート結果より判明しているところです。

そこで、家庭での導入方法については、自宅における光インターネットサービス等を導入するための機器の購入に助成するか、通信機器としてモバイルルーターを町が購入し、対象となる世帯に貸与する方法に分かれるものと考えています。タブレットについては、学校で使うことが基本であります。国のオンライン授業の指針や他自治体の動向も注視しつつ、学校側と協議しながら、タブレットの配付を終える年度末までに一定の方針を出したいと考えています。

(3) 現有線放送の設備を使った整備ができないか。また、ケーブルテレビを使った方法
はについてですが。

現在、自治会で整備されている有線放送の設備については、使用しているケーブルが高速
通信に適さない規格と聞いています。また、ケーブルテレビを使った方法は、技術的には可
能と思われませんが、サービスエリアの関係で全ての保護者世帯が加入できず、既に各家庭が
加入している光インターネットサービスと重複しますので、さきに述べました方法より現実
的と考えています。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 北村議員の御質問にお答えいたします。

2. 世界最大の登り窯大新窯跡地にある旧中尾保育所が長年放置され、荒廃していること
について。

(1) 鬼木郷、中尾郷は、令和4年度に国の重要文化的景観地区への選定を目指している
が、このままでいいのかという御質問ですか。

旧中尾保育所につきましては、住宅地から入り込んだ高台に位置しており、周囲の景観に
影響を及ぼすこともないため、国の重要文化的景観地区への申請に支障はないと考えており
ます。

(2) 地元自治会と当該建物について改修及び活用を協議したことはあるかという御質問
ですが。

旧中尾保育所は平成7年4月1日から休止となっておりましたが、地元自治会が、平成7
年6月1日から公民館として、また、平成8年4月1日からは備品倉庫として活用されまし
た。その後は、地域おこし協力隊や若手陶芸家による活用の構想もありましたが、建物の老
朽化や急勾配で狭い道路などが原因で、いずれも実現には至っておりません。それ以降、活
用等を検討している団体等もなかったことから、自治会を含め、活用の協議を行った経過は
ないようです。

(3) 本町として活用を将来どのように考えているのかという御質問ですが。

結論から申しますと、将来的には解体すべきと考えております。建物を確認しましたとこ
ろ、雨漏りなどにより床の一部が腐れ落ちており、中に入るのも危険な状態です。改修しよ
うにも基礎部分にコンクリートブロックを使用しているため、現在の耐震基準を満たすため

には莫大な費用がかかることが想定されます。仮に改修したとしても、急勾配で狭い道路の問題が残りますので、旧中尾保育所の活用は現時点では困難と言わざるを得ません。

3. 重要文化的景観地区に認定された場合、本町への見方が変わり、同時に町民の誇りもより一層増してくるものと思われる。

(1) 人口減少が著しい両地区のインフラ整備も重要であるが、将来、人口が半減しても、豊かな地区になるためにはどうしたらいいでしょうか。

鬼木の棚田に代表される当該地区の景観は、重要文化的景観地区に認定されていない現時点においても、そこに住む人だけでなく、町民全体の誇りでもあります。これは経済的価値で表すことのできない心の豊かさにつながるものと思っています。そういう棚田の保存にはもちろん農業の担い手が必要ですので、後継者の育成には今後も力を入れていきます。また、後継者問題は、中尾地区の窯業界でも共通する課題でありますので、併せて力を入れていきたいと思っております。

(2) 他市町から見て魅力あるまちになるためにはどうしたらいいか。

本年3月に策定しました第2期波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも触れておりますが、これからの波佐見町の産業、町づくりを担っていく、人を呼び込む、育てることに重点を置き、町づくりに関連する団体等の育成や、地域の担い手や将来的な移住者の増加につながることを期待される関係人口の拡大などにも取り組んでいきます。また、陶磁器製造業や農業での後継者確保、観光業の振興、子育て環境づくりなど、人の定着に必要な産業の振興、雇用の創出や子育て環境整備に一体的に取り組むことで、好循環を生み出すことを目指します。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

横山議員の質問の中にネットのことが出ていまして、答弁もありました。今の答弁もありますけど、ちょっと別の観点から、視点から質問をしていきたいと思えます。

私は、有線放送のポールがあると思うんですけども、これを利用して、何とかネットをつなげないかということをまず考えました。有線放送のポールは、全体数は把握されていますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

有線放送の支柱でございますけれども、今、自治会に依頼をしまして調査をしている段階でございまして、全ての自治会から回答があっているわけではございません。それでも、今、8地区から回答がっておりますけれども、全て合わせれば1,700本、8地区、一番多いところが折敷瀬地区の394本というところで回答を今いただいております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今のポールを撤去するということであれば、ポールの莫大な、1万本ぐらいになるんじゃないでしょうかね、総体的に見て。そこまでいかないかも分かりませんが、それぐらいの数量を見込めると思うんですよ。その価値というのはどのぐらいあるんですかね、ポールの。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今建っている支柱につきましては交換中でございますけれども、今のその鉄の相場と申しますか、そういったところからいけば、1本当たり700円程度というふうに聞いております。ただ、今、このコロナの時代で経済が落ち込んでいる時代の価格ということで、このコロナが始まるまでのオリンピック景気と言ったらおかしいですけども、その頃は1本3,000円ぐらいしていた時期もあったというところをお聞きしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

このポールを使って、今、線がありますよね。この線を何とかネットに対して有効使用できないんでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今、有線放送の線でございますけれども、お分かりだと思いますけれども、今、地域の有線放送、防災無線を放送するに足りるだけの線ということで、一番、何か細い線を使われているというお話を聞いております。ですので、こういった大容量のデータというか、そういったのはちょっと使えないというふうに業者のほうから聞いております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

費用対効果というよりも、あのポールをつないで、今の銅線を変えて、ネット仕様の線に

変えた場合にどのぐらいの費用がかかるのでしょうかね。大体で結構です。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今の御質問でございますけども、具体的な数字がちょっとまだ聞いておりませんが、今、民間のほうのNTTのその電話線とか、そういった民間のほうがもう既に整備をされておりますので、今のあるその防災無線の支柱に、新たにそういった環境に対応できるようなケーブルを引き直すというほうが、まだ設備投資的には高くなるだろうというふうな予想をしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今まで長年かけて有線放送の構築をされてきた分が、本当にそのポールを撤去しなきゃいけないと。将来的にはですね。非常にもったいないじゃないかと思うんですけど。現実には建てるのに、ポール1本建てるのに10万から15万かかっているわけですね。場所によってちょっと違いますが。そういう撤去費用にも今度は自治振興資金を使うとかいうことになってくると思いますが、その費用の撤去費用と見ても、またそっちのほうは、今やろうとされているほうが安いのでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今、こちらで見積りを持ち、見積りというか、その撤去についての大体の支柱の見積りを聞いているところは、1本につき1万5,000円ぐらいかかるだろうというところでありまして。それも、その条件がいいところで、ちょっとコンクリートが巻いてありますので、そこをある程度掘って、ただ機械で抜き上げるというような作業が、そのぐらいで1万5,000円ぐらいだろうと。中にはもう個人宅の中の庭の先の先の、機械が入っていかないところもあるというところで、そういったのがなかなか撤去に難しいというふうな話を聞いておりますので、平均したら、もうちょい、そういった工事費がかかってこようかと思っております。

ですので、何本あるかというところなんですけども、各自治会の調査を終えて、来年度以降のそういった防災無線の支柱の撤去の概算見積りにこれは使っていこうと思っておりますので、今聞いている、その1万5,000円という数字で大体のところの予想を立てながら、防災無線の支柱の撤去という形では工事費の見積りを出したいと思っております。その費用と、

今回の再整備にかかる費用というのを、まだ見比べたことはございませんけども、そちらのほうはまだ高くつくんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

ケーブルテレビがありますよね。これの波佐見町の世帯数とケーブルテレビを拝聴されている世帯数は大体どのぐらいなのでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

大体2,400世帯ほどというふうに聞いております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

先ほど、2,400世帯でも約半分ですよ。半分というか、半分の今度設備をしなきゃいかんという自明の理なんですけれども、また、それも非常に大きくかかるんじゃないかと思いますが、どうして、今、光ファイバールーターとかいう話が答弁の中に出てきておりますけれども、このシステムのほうが、今の質問の内容と比べたら格段にやっぱり安いんでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まずはちょっと整理させていただければ、6月に行いました家庭のインターネットの環境調査で、未回答も含めて、22%の方が、今現在、自宅のインターネット環境がないということです。逆に言うと、もう78%の方が何らかの商用のサービスを利用されているということでございますので、残りの22%の方をどうやってインターネットと接続するかというふうになりますので、エリアとかを考えてみたとき、やはり個々の対応を考えたほうがより効果的ではないかというふうに教育委員会としては判断しております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

具体的にお分かりになるかどうか分かりませんが、その光ファイバーとルーターの場合の費用的には、大体1台当たりというか、1件当たり、どのぐらいかかっていくんでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

家の大きさにも異なると思いますが、ちなみに、私の家が入れているのが、5,000円程度のルーターを入れました。加入等々の手続は数千円となりますので、1万円あれば足るのではないかというふうに判断しております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

光ファイバーのほうはどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

すみません、ちょっと説明が漏れておりましたが、先ほど言ったのは光ファイバーを入れるときの金額でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

そしたら、今の有線の設備とケーブルテレビは、もう外すというようなことですね。そういうふうに解釈しておってよろしいのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長の答弁があったとおりでございますが、基本的に現在の有線放送のケーブルについては高速の通信容量に足りないということを聞いております。一方、ケーブルテレビについても、サービスエリアの関係がありますので、全ての保護者にそのサービスを提供するというのは難しいものがございますので、既存の商用のサービス、または教育長が申したモバイルルーターという、この二つの方法で家庭のインターネットの環境を整えたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

次に行きたいと思います。

中尾保育所というのは、いつ閉所されたんですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

旧中尾保育所ですが、平成6年度末、平成7年の3月31日に休止となりまして、休止期間が5年間ございまして、平成12年の3月末をもって廃止となっております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

いろんな曲折があつて、閉所になってから、休止になってから約25年たっているわけですけど、その間はいろいろあつたと思うんですけども、極端に言うと、今まで見ていただいて分かるんですけど、非常にちょっと目に余るものがあるんですよね、建物自体が。そういう今までほっておかれたつてというようなことはどういうことでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

休止となった当初は、地元の自治会で公民館としての利用があつたり、倉庫としての利用があつたりしておりますので、そちらに貸しておりました。その後の長期にわたって放置という形になりますが、その間にも、ところどころ何かに使えないかという話は、湧いてはみるものの、実際の実現には至っていなかった。それで、もう町としても何も対応できていなかった状況でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

平成7年というと、ちょうど中尾の公民館、交流館ですね、交流館がちょうど建設した当時なんですよ。それで利用したということで、建築を造って利用したと思うんですけど。ただね、問題はね、後々の質問になっていきますけれども、現実に説明がありました、建替えには膨大なお金がかかるというようなことで聞きましたけれども、実際、3年前に、4年前か、4年前に私どもで見積もっていただいたら、そのときに600万の線が出てきたわけです。そのときに何とかしようじゃないかというような機運が盛り上がったんですが、ちょっと郷単独ではできないというような部分の結論に達しまして、振興自治金をもらったとしてもちょっと無理じゃないかと、運営方法とかというようなことで、ちょっとほたつたというか、おかしいんですけども、そのままになってしまったんですけども。

要は、建替えというようなことは考えていらっしやらないですかね。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

もう建替えは考えておりません。もうあそこに至るまでも急峻で、そして狭い道で、そういうところに、どんな目的で、どんな使用効果があるような施設ができるかということを見ると、ちょっと思いつきません。だから、もっと別な角度からそういうふうなことをしていかないと、とても町としては皆さんの理解を得られないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

町長も御存じですけど、あそこの跡地というのは、我々の小さい頃は、すばらしい景観を持った、ロケーションを持った展望台なんですよ。今、杉の木とか竹やぶとかあるから見えないけども、非常にそういう場所を何とか活用できないかと思っているわけですけど、将来解体すれば、どのような計画が出てきますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

解体後につきましては、あの辺り一帯、大新窯の跡地でございますので、まずはその調査をすることになろうかと考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

調査をして、その後どうなるんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

旧中尾保育所については、大新窯跡の上に立っておりますので、解体すれば、当然、その後は更地となります。その後の活用について、当該地区に具体的な計画は、教育委員会は現在持ち合わせておりません。今のところ、御存じのとおり、中尾上登窯の保存整備のほうに傾注をしておりますので、その後は、三股地区の砥石川陶石場を整備するという計画まで持っておりますので、その後の計画に俎上としてのせられるかどうかということになろうかと考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

今の答弁の中では、将来のことですから、その後の計画が分からないというのはよく分かります。どっちにしろ、何ですか、重要文化的景観地区に2年後には認定される予定ですので、このままほっとかれんですから、2年後までには何とかな方針を示されたらいいんじゃないでしょうかね。あのままではほっとかれないと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずは解体ですね。そして、あそこを利活用するという具体的な計画を思い立ちません。もし、これだったらいけるというアイデアがあれば検討をしていきたいというふうに思いますが、ちょっと、ああいう状況では、よっぽどのことがない限りは、更地でそのままにしていかにざるを得ん。そこに執着するよりも、もっともっと中尾にはいろんな生かし方があるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

私が言うのは、荒廃した建物をそのままにしておくのが、ちょっと、ちょっとじゃないかと思うんですよね。そのためには、後の利活用というのは、解体すればどういうふうにするのか。公園にするのか、発掘したらどうするのかというようなことで、そのまま、今のままじゃ置けないんじゃないかというのが私の質問なんですよね。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

だから解体します。そこを利活用するということは、現段階では考えておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

重要文化的景観に認定されたら、それまでに大体、すぐするんじゃないかと、何年か後にはそういうふうには解体するとかいう方向を、指針を示されたらどうでしょうかね。それが必要だと思いますけど。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうふうな形で、今の状況では文化的景観遺産には支障はないと思いますけども、解体するということは実施をしていきたいと。時期的に、ちょっと財政的検討をして、協議を

して、地元とも協議をしながら、解体する方向でいきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

町長が言われるから、多分されると思いますが、あのまま本当にほっとかれませんので、ぜひいろんな検討をしていただいて。見るに無残ですので、実際のところ、そういうことはやっぱり景観を損なうという面もあるかも分かりませんので。それで、跡地利用に関しては、後年度で判断をしていただいて、展望台にするにしろ、文化的公園にするにしろ、いろんなことを検討していただきたいと思います。

次に、重要文化的景観地区に指定された場合に、本町への皆さんの、他市町さんから見方が変わってくると思うんですよね。そして、そこら辺の重点的な答弁もありますけども、本町としても非常にありがたいことで、やっぱりそういうようなことを自信を持って生きていければいいんじゃないかと思うんですが。実際問題として、問題点と、非常にあるんですけど、特に中尾地区の場合は、9年前に158世帯、現在135世帯になっております。これは10年前の人口の推移ということでも、ずっと見ておっても、ほとんど変わらないんですね。そのとおりいっているわけですよ。

だから、今後、増えるというようなことはちょっと望めないです、中尾地区の場合はね。そのためにどうすればいいかと。重要文化的景観を契機に、100世帯でも笑顔で暮らせる地域になればいいなというふうに思っているんですが、その点はどういうふうにお考えでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

非常に文化的景観遺産に指定されるようなすばらしい景観があるわけですね。そして、やきものの発祥といいますか、特に近代的なやきものの生産の発祥の地でもあります。そういう面で、非常に中尾郷のあれは、やはり、そこからほとんど中央地区に来て、企業が大きくなったところがほとんど多いわけですが、やはり中尾ならではの風情、そして歴史文化というものがあるんです。それを地元の人がやっぱり気づかない。

しかし、やはり、そういう中で、桜陶祭が32年ぐらい前に、五、六人の若い社長連中がいろんな話合いをしながら、もう最初は関係者が多くて来る人は少なかったわけですが、やっぱり積み重ねていくうちに、いろんなアイデアなり、工夫、知恵が出てきて、そして、

2日間で1万人以上のお客さんが来るというような状況になってきます。

今からの観光は、ただ見るだけじゃなくして、見る、そして学ぶ。学ぶということは、知識、知恵を学ぶということですよね。それは、ずっと培われてきたそういうものづくりの原点を知ることになるんじゃないかな。そして、そういうことを体験すると、今からはそういうふうな時代になってきているんですね。見るだけじゃ、もう皆さん、そうないんです。

だから、今からの波佐見町の交流人口の拡大も、やはり、今ネットを使って、そしてふるさと納税を使って、そしてその生産地、その一番の基になっている中尾を見たいと言わせるような、そういう仕組みをつくっていかないといけない。そういう仕組みをつくるときに、行政主導であってはなかなか思うようにいきません。

だから、そういう中で、結局、地元の若い人たち、いわゆる、よそ者、わか者、ばか者と言われております。そういう人たちが、やっぱり熱気を帯びてやっていく。そういうことになって、行政も自治会も応援をしていくという、そういう形が一番いいんじゃないかな。そういう土壤があると僕は見えています、中尾は。

ただ、今の桜陶祭をし始めた人たちがもう60代になったですね。この30年間、一生懸命頑張って、大変御苦労されて、若干金属疲労を起こしている。その次の世代の若い社長が生まれました。ところが、個性化、差別化の商品作りの中で、社長業に今一生懸命ですね。

だから、そういう中のときには、よそ者とか、やっぱり内側からの目線だけではなかなか地域の活性化ができません。やっぱりよそ者の、よその人の、そしてわか者というのは、本当のあれじゃなくて、人と違った視点で物を見る人、人と違った感性を持っている人、そういう人たちの考え方、意見ということを十分重要視して、そして若い人たちがやって、やっぱり60代、70代がそれを応援していくという、そういう取り組みが一番大事じゃないかなと思っております。

もう心当たりは何軒か回っております、ちゃんと。しっかりしてください。はい。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

何か激励の言葉をいただいた。そうなんですけどね。私も心配しとらんとですよ。若い30代の世代がね、結構活動していますから、多分、今までと違ったような活動をしてくると思います。そういった意味での期待をしているんですけど。ただ、先ほど申したとおり、100世帯でも本当にパラダイス的なあれがあると。それを契機にしたいわけですね、来年、再来

年から。そういうようなことで期待を持っているわけです。

ただ、そのためには、ちょっとだけ問題がありまして、中尾地区には御存じのとおり、土砂災害の法律がありまして、本当にスペースがないものですから、新築がまずできない、90%はできないというのは言われています。現実はそのなんですけど。だから、そのためには、やっぱり空き家を改修とか、解体とか、それから浄化槽の問題とかいろいろあるわけですから、その中で、やっぱり住めるようにしたら、住みたいなという人が出てくるような状態にしなければいけないと思うんですよね。そういうためには、ぜひ、後で述べますけれども、お願いをしたいと思うんですが。

そして、もう一つ、鬼木地区は、私は、非常に原風景ですばらしい景色を、ロケーションを持っているわけなんですけど、ただ、一つ引かかるのは電信柱ですよね。将来、今すぐじゃないですが、あの電信柱を取って、後は埋設していけば、何もないというのは、本当に日本にない原風景があると思うんですけど、それは町長、どう考えますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

ビジョンとしてはすばらしいでしょうね。ですけども、それだけの莫大な費用がかかります。それだけの費用をかけるんだったら、もっと別のやり方があるんじゃないかなと。そこに知恵を出すほうがベターじゃないかなというふうに思っております。

ちょっとだけ西ノ原のことでそういう試算をただけでも、たったこのぐらいの範囲でそんだけかかるのかというような状況です。夢としてはいいでしょうけども、やっぱり現実を踏まえながら、そして費用対効果が、今の土壌で、棚田百選と中尾の風情も非常に民家と煙突とずっとあって、風景は非常にいいわけですので、その中での、何かな、最小の経費で最大の効果のできるような、そういうことをやっぱり、人がその気にならないかんですよね。特に若い人たち。そして、やっぱりよそから来た人。みんな内側からばかり見ているものですから出てこないんです。内側から見るとというのは、過去からずっと延長線で考えているわけですね。じゃなくして、今の時代は、もっと違う視点から取り組んでいかなければ、外からの人に受けるようなあれはできないんじゃないかなというふうに思っております。考えましょう。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

これは本当にね、理想郷なんですよね。電信柱を取るといふようなことはね。我々も都会から来た人に何人か一緒に回ったことがあるんですけど、必ず指摘されるのはそこなんですよね。電信柱が醜いといふようなことなんです。将来的に、今すぐじゃないですけども、費用対効果とか、いろんな、実際お金の問題がかかりますから、それはよう分かります。ただ、理想郷に向かって進んでいくのがやっぱり我々の役目じゃないかと思うのです、地域の。そういうことで御理解いただきたいと思うんですけど。

先ほど町長は視点を変えてといふふうにおっしゃっています。本町のまち・ひと・しごと創生戦略ですね。いうことも、人に来ていただくといふことを基本にされています。これを逆に視点を変えたらどう思います。逆に視点を変えてですね、ここに、波佐見町に住みたい、鬼木、中尾に住みたいといふふうに、そういうような状態の視点を持っていくべきじゃないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう来てもらわんとですね、住みたいと思われたいと思うんですよ。だから、やっぱり交流人口をどんどんどんどん増やして、そして定住人口につなげていく。鬼木と中尾を見ただけで、そこに住むじゃなくしてですね。田ノ頭でも村木でもどこでもいいじゃないですか。波佐見に住んでもらえばいいんです。

そして、今、西ノ原が一番、皆さん、よそからの人が多いんですよ。しかし、やっぱりそこからもう1か所行きたいとか、やっぱりそういう中で、一番距離的にも風景的にも、一番身近なあれがやっぱり鬼木と中尾のこの風景じゃないかなと。それを、そういう立地条件がそろっているとをこのままにしてはいけないんじゃないかな。

ところが、行政が先に主導をしても、絶対人は乗ってこないんです、はっきり言うて。やっぱりその地元の人たちの、そういう若い、熱意を持ってやっていく、それを一緒になってやっていけるといふような、そういう取り組みが必要じゃないかなと。そういう仕掛けなり、火をつけていただければ、一緒になっていけるんじゃないかなといふふうな思いを致しております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

民の力というのは、結構、地元地元それぞれの人材がいるわけですよ。これはもう確か

に本当におります。ただ、一方の視線とかなんとか、視点といいますかね、非常にそのためにやっぱり引っ張る人、キャッチフレーズとかで、町長はうまいじゃないですか、キャッチフレーズをつくるのは。現実は何回も言っているけどね。だから、そういうボタンでやっていけばいいんですよ。支え町でもそうです。日本一の支え町になりましょうと言えば、どんどんなっていくんですよ。

だから、そういう視点でね、やっぱり行政として何ができるかということ、その点はどういうふうに思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やっぱりそういうあれが、やっぱり西ノ原の次のことを考えておかないかんじゃないかなというですね。あの大きな点から、やっぱりもっとももっとずっと点を広げていこうじゃないかなというような思いがありますので、やはりその起爆剤に、景観のあれを使って、そして、やっぱりそういうことがあれば、やっぱり何かはその地域から出てくれば補助がしやすいんですよ。また、同時にそういうふうなやり方をしておれば、何か補助金がないかという、我々としても、いろんな、人の情報とか、そしてまた、いろんなそういうふうな制度とかの活用はされる。

ところが、そこに熱気がないと空回りするんですね。だから、そこがきちんとある程度合えるような、そういう呼吸は合えるんじゃないかな。鬼木にしても中尾にしても、十分できると。せっかくのチャンスですから、そういうふうな面において、西ノ原、歴史文化交流館、そして、陶芸の館というような形の範囲をずっと広げていくということが必要じゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

非常に本町にとっては、景観資産が認定された、されるということは、非常に大きなメリットがあると思うんですよ。それを最大限に生かして、そして中身を変えていかないかんと思います。

行政としては何ができるか、僕はいつも思うんですけどね。やっぱり鬼木は原風景を保たないかん。中尾はちょっと問題があり過ぎるんですよ。やっぱりここで、西ノ原、歴史文化交流館、それから宿の宿場町の雰囲気、中尾、鬼木の農業、窯業の地区がありますよね。そ

のためにね、特別に観光特区としての考え方というのはできませんかね。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはり、それが決まったから、ぱって、観光特区ということは簡単には議会は許してもらえないんじゃないかなと思っております。だから、やっぱりそこに道筋ができつつあるなとか、そこまでやっぱりやっていかないかんじゃないかなというふうに思っております。何も無いところに、ぱって、今の段階でそういうことはちょっと厳しいんじゃないかなと。やはりそういうふうにして、今、そういう西ノ原とかなんとかなくなってくるし、金屋もあるし、そして、南地区にも温泉センターを中心にしてお寺が二つもあるしですね。そういうふうな、これはまた、南の広いところの風景というとは、また、我々が感じている以上によそから来た人が感動していらっしゃいますので、そういう面で、波佐見中を観光のまちにしてしまうというふうなですね。そして、その拠点が西ノ原辺りになってきて、中尾があったり、三股、永尾があったり、岳辺田地区のそういう温泉センターがあったりというような形で、人によって行きたがる場所が違ってきますので、そういう面では非常に恵まれているなど。しかし、今からそういうことをお互いに生かしていかないかん。そして、そのためにはその地域の方々が自分たちなりにこれでいいのか、どうすればいいのかという、ちょっとやっぱり四、五人一杯飲みながらでも話し合いをちょっとする。それが始まりじゃないかなと思うんですよ。絵に描いた餅のごと、いくら言っても、なかなか駄目じゃないかなと。

だから、そういう中から、今までこうしよったけど、こういうことをやってみようじゃないかとか、こういうこと、やってみて初めて反省をしたり、間違えて初めて次のステップに行けるんじゃないかな。何もしないで、こう考えてばかりおったっちゃいかんのじゃないかなというふうに思っております。そのアクションをするのが若い人じゃないかなというふうに思っておりますし。

そして、やっぱり、最初からうまくいきませんので、しかし、これが次のステップにつながるんだというような励ましをしていただければ、若い人たちもやる気が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

やっぱり町長がおっしゃるとおり、やっぱり波佐見町は観光資源に恵まれているんですよ、

ほかの町村に比べたら。だから、そのためにやっぱり100万人超えたということも言えると思いますよね。だから、そこら辺に波佐見町のお金を使えというんじゃない。補助金が何かないか、助成金がないかとか、そういうふうなことでね、例えばインフラ整備に関しては何とかなるんじゃないか、こういうものがあるんじゃないかと、それを探し出して、何とかそれができる、町の金を使わなくてもできるんじゃないかと私は思うわけです。そのために皆さんのお力をお借りしなきゃいかんわけですけど。

特に中尾地区の問題はトイレの問題ですね。だから、波佐見町としても下水道はもうこれ以上されないんですから、浄化槽に力を入れていくという、何回でも答弁を聞いておりますよね。そしたら、ああいう狭い町の中でね、単独で浄化槽はできないんですから、中尾地区は、今はもう。だから、空き家を解体して浄化槽を造るようなそういう発想も、その助成金をもらうとか、そういう暮らしやすい町にしていかないかと思うんですよ。

そこら辺の動きをね、今回少しでも助成があるように、国の資金を使えるような。例えば、僕が期待しているのは今度の景観認定ですね。これになったら、そういうのが期待できるんじゃないかと思っているわけです。そういうものとか、いろんなのが出てきますので。

だから、100世帯しか住んでいないけど、ここに住みたいという人が出てくる発想をしていかないかん。我々の地元の間人もね、一緒にやらないかんです、若い人とも。そういうことを私は要望をしたいわけです。どうですか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんな、そういう地域地域には、それぞれの大きな課題というのものもあるんじゃないかなと。ある面で、町でするには全体に通用するようなこともやっていかないかんと。そういう中で、ここはここで特殊なあれだからということで、そのことが皆さんに了解できるような、そういうことも考えておかにゃいかんというふうに思っております。

だから、おっしゃるように、下水道は通っていないところの、それから、ある面では合併処理浄化槽ができる、農家の方のところでは庭が広いからできるんですけども、やっぱり集中してぎりぎりになっているというようなところは、何とかそういうふうな緩和策といいますか、そういうふう負担軽減のできるようなことも考えていかないかんじゃないかなというふうに思っております。今すぐここでこういうふうにするということじゃなくして、前向きな考え方の中で、取り組んでいけるものといけないものと出てくるというふうに思っており

ます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

私は、やっぱり先ほど町長が言われた、視点を変える、視点を変えてみて波佐見町をしてみる、本町をしてみるというようなことは非常に大事だと思うんですね。だから、常にそういう気持ちを持ってね、仕事をしていただきたいし。だから、問題点、伸びる点、いいところとか、いろんな分析をして、全てが100%というわけにはいきませんが、逆に本町が認定されたら、どういうふうな方向で10年間はいくかとかね、そういう視点に立ってやっぱり進めていただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうときこそ、視点の違う大学の先生とか、いろんな方々のそういうところの御意見を聞きながら、そして地元とか、町としてはこういうことをしていきたいというようなですね、波佐見の歴史、地域の特性、そういうことをお知らせしながら、やっぱり検討委員会とか、研究会とか、そういうことをつくっていかにかんじやないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

本当に本町はほかの町に比べて、市町村に比べたら、非常に今回のコロナ対策じゃないけれども、本当に突出していますよね。いい面ですよ。悪い面じゃなくて、いい面で突出しています。だから非常に誇れるんですけど。その中で、やっぱり進めていかないかと思うんですね。だから、先ほども、何度も言うんですけど、視点を変えて物事を発想していくと、非常に皆さん、優秀な方が多いですから、コロナの対策でも百幾つの案が出てきているというようなことをおっしゃっていますけど、やっぱりね、そういうようなことができる土壌と資金があるというようなことが、非常にほかの町村から見たら本当にうらやましがられているわけですよ。これはもう本当に誇れると思います。

だから、今おごらず、だから視点を変えて、今後、常に伸びるように、今後とも伸びるようにやっていければなと思っております。その点、町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やっぱりこの20年間が行革の積み重ねのおかげじゃないかなというふうに思っておりますし、これも議員の皆さんはじめ、町民の皆さんの協力あって行革が達成できた。だから、こういうふうな形に。それに、おまけにふるさと納税があったということです。

だから、常にやっぱり私は最悪の事態を想定しながら最善を尽くすというようなことで、いろんな人の話は全て聞いていきたいというふうに思っております。その中で取捨選択するのは、我々がするときには、また職員の皆さんに尋ねながら、一緒に協議をしながら進めていくから、大きな間違いはできないんじゃないかなというふうに思っておりますが、前に進むことは間違いなく前に進んでいきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

この間の6月の議会でも、町長は控え目だなと、ちょっとコメントに書いておったんですけど、あんまり控え目過ぎるんじゃないかと思ったら、今日ははっきり物事を言われますね。だから、非常にいいことで、自信を持ってね、答弁される、考えを述べるというのは非常にいいことじゃないですかね。

だから、そんな遠慮しないでどんどんやりますよと。これはやっていきたい。10年かかるか、20年かかるか分からんけどやりましょうと、皆さん、共にやっていきましょうと、そういう気概が欲しいんです。どうでしょう。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

僕はこの立場で言えないんです。議員さんはいいんです、責任がないから。あのとき、こう言ったじゃないかと、みんな言いますよ。だから、慎重に答えております。しかし、内面的には進めていきます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

いや、そうじゃないと思いますよ。やっぱりね、自信持って町長が答えるということはね、行きましょとなったら、みんな行きますよ。それはみんな、恐れおったら恐れおおくてもできんじゃないですか。もっと自信を持って運営をしてくださいよ。よろしく願います。終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 北村清美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会いたします。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時10分 散会

第2日目（9月10日）（木曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第2日目（9月10日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	福 田 勝 也	2番	城 後 光
3番	横 山 聖 代	4番	三 石 孝
5番	北 村 清 美	6番	脇 坂 正 孝
7番	百 武 辰 美	9番	尾 上 和 孝
10番	川 田 保 則	11番	太 田 一 彦
12番	堀 池 主 男	13番	石 峰 実
14番	今 井 泰 照		

2. 欠席議員

8番 中 尾 尊 行

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林 田 孝 行 書 記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長 一 瀬 政 太	副 町 長 村 川 浩 記
総 務 課 長 朝 長 哲 也	企画財政課長 藤 澤 英 忠
商工観光課長 澤 田 健 一	庁舎建設推進室長 大 橋 秀 一
税 務 課 長 山 口 博 道	住民福祉課長 中 村 和 彦
農 林 課 長 兼 古 賀 真 悟 農業委員会事務局長	建 設 課 長 堀 池 浩
水 道 課 長 前 田 博 司	長寿支援課長 本 山 征 一 郎
子ども・健康保険課長 石 橋 万 里 子	会計管理者兼 宮 田 和 子 会 計 課 長
教 育 長 中 嶋 健 蔵	教 育 次 長 福 田 博 治
給食センター所長 井 関 昌 男	選 管 委 員 長 富 永 利 幸
総 務 課 長 太 田 誠 也	企 画 財 政 課 長 坂 本 昌 俊 財 政 管 財 班 係 長

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから令和2年第3回波佐見町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1. 町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

7番 百武辰美議員。

○7番（百武辰美君）

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、各項目質問をさせていただきます。

まず第一に、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び職員の手当についてであります。

1. 非常勤特別職の者の報酬については、平成17年、18年に大きな減額改定後、途中、一部改正を経て、平成27年4月に約10%程度の増額改定が行われました。しかしながら、周辺自治体と比べても、まだ開きが残っている状況であり、再度検討が必要な時期だと思われるがどうかお伺いいたします。

(2) 管理職手当に関する規則によると、令和2年4月より管理職手当の支給額が改定されております。改定の経緯と内容についてはどうだったのか、お伺いいたします。

2. 職員の定数及び服務について。

(1) 職員の定数については、波佐見町職員定数条例の第2条に合計129名と規定してあるが、現在の職員数について、部局別及び合計数はどうなっているのかお伺いいたします。また、併せて、今後の職員採用計画をどのように考えておられるのか質問をいたします。

(2) 職員の服務については、条例や規則の中に各種休暇、休業についての定めがあります。現在、長期にわたり休暇、休業取得中の職員数とその取得内容はどんなものかお伺いいたします。

3. 波佐見町例規集について。

条例や規則等には、行政及び町民が守らなければならない様々なことが記載してあります。条例等の改正から例規集の変更までにかかなりの時間を要しているようではありますが、例規集が更新、変更されるまでの流れとその費用はどうなっているのかをお伺いいたします。また、一定の役割を終えて、廃止が適当だと思われる条例はないか、併せて質問をいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

7番 百武議員の御質問にお答えいたします。

まず、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び職員の手当について、その中で非常勤特別職の者の報酬については、平成17年、18年に大きな減額改定後、途中、一部改定を経て、平成27年4月に約10%程度の増額の改定が行われた。しかしながら、周辺自治体と比べてもまだ開きが残っている状況であり、再度の検討が必要な時期だと思われるがどうかという御質問ですが、特別職の職員で非常勤の者の報酬については、平成17年、18年に行財政改革による補助金や報酬等の見直しが図られたことに伴い、一定割合の報酬削減を行っています。

その後、行財政改革も少し落ち着き、平成26年度に見直しについて検討を行い、全体的に増額改定を行っておりますが、平成17年の改正前の状況まで戻したものではありません。その後、平成30年には農業委員、農地最適化推進委員を、令和2年には投票立会人等の選挙関係やスポーツ推進委員、学校医の報酬を増額改定しています。

それでもなお、本町の特別職非常勤職員の報酬については、川棚町、東彼杵町の状況と比較してみても、金額に開きがあるものもありますので、見直しについては、財政事情が当時とどのように変化しているかなどを見極め、検討していく必要があると考えています。

次に、管理職手当に関する規則によると、令和2年4月から管理職手当の支給額が改定されている、改定の経緯と内容についてはどうだったのかという御質問ですが、管理職手当については、令和元年度まで、給料月額に8%または6%を乗じた額を毎月支給していました。

平成19年に国家公務員が定額制へ移行したことに伴い、地方自治体も定額制の導入が進み、長崎県内においても、本町を除く各町では既に定額制が導入されていました。また、長崎県からも、国家公務員に準じた定額制の導入を指摘、要請されており、令和2年から定額制を導入した次第です。

手当額の決定に関しましては、川棚町及び東彼杵町の支給水準を参考にし、課長、理事、議会事務局長、教育次長、給食センター所長、農業委員会事務局長を、それぞれ給料月額額の8%から4万円に、給食センター副所長、参事、室長を、給料月額額の6%から3万2,000円と改定しているところです。

次に、職員の定数及びサービスについて。

職員の定数については、波佐見町職員定数条例の第2条に合計129名と規定してあるが、現在の職員数について、部局別及び合計数はどうなっているのか、併せて、今後の職員採用計画はどのように考えているのかという御質問ですが、現在の職員数ですが、フルタイム勤務の再任用職員を含め、部局別に申しますと、総務課9名、企画財政課5名、税務課8名、住民福祉課9名、子ども・健康保険課15名、長寿支援課9名、農林課8名、商工観光課6名、建設課7名、水道課11名、庁舎建設推進室3名、会計課3名、議会事務局1名、監査事務局1名、農業委員会2名、選挙管理委員会1名、教育委員会事務局10名、学校給食センター4名、学校1名、合計113名となっています。

今後の職員採用計画については、現在の業務量、職員の年齢や職種別の構成状況、令和4年度から施行されるであろう定年制の延長などを勘案しながら、必要な職種、人数を採用していきたいと考えていますが、臨時的な要因がなければ、相対的には現在の職員数程度を基本にしていきたいと思っています。

次に、職員のサービスについては、条例や規則の中に各種休暇、休業についての定めがあり、現在、長期にわたり休暇、休業を取得中の職員数とその取得の内容はという御質問ですが、長期にわたる休暇、休業中の職員は現在4名おり、取得内容については、出産による産後休暇1名、育児休業が2名、病気休職が1名となっています。

次に、波佐見町例規集について、条例や規則等に行政及び町民が守らなければならない様々なことが記載してある、条例等の改正から例規集の変更までにかかなりの時間を要しているようであるが、例規集が変更されるまでの流れとその費用はどうなっているのかと。また、一定の役割を終え、廃止が適当だと思われる条例はないのかという御質問ですが、条例等の改正による例規集の更新については、現在、第一法規株式会社に、総合法令管理システム利用契約として137万9,400円で委託契約をいたしております。

契約の内容については、職員が利用する例規システムの提供や研修、例規改正等によるシステムの内容更新等となっています。

例規集が変更されるまでの流れにつきましては、改正された条例、規則、要綱等について、毎回、議会定例会終了後に取りまとめの上、第一法規へ改正等の原稿を入稿いたします。その後、第一法規で改正内容や例規集への登載場所のチェックが行われ、おおむね1か月程度かけて、職員が利用する例規システムに反映されます。その後、インターネット上で閲覧できる例規集への登載作業を行うこととなり、さらに半月程度を要すると聞いています。

このたび、3月以降分の例規集への登載が遅れている理由について確認をしましたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により編集センターが在宅勤務となり、紙ベースによる原稿のやり取りでチェックを行うため、郵送等に時間を要していることにより、通常処理期間が4か月以上延びているとのことでした。現時点では、9月下旬から10月上旬にかけて登載が完了するとの見込みであると聞いています。

今後の運用については、業務改善を図り、早期に登載できるよう対応していくとのことであり、本町としましても、改正情報等の例規集への早期の登載に向けて努めてまいります。

また、一定の役割を終えた条例がないかとのことですが、現在そのような条例等がないか、各課で調査を行っています。そういった条例等があれば、適時廃止を行ってまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

それでは、関連質問に入らせていただきます。

まず、1点目の特別職の職員で非常勤の者の報酬と職員の手当についてであります。皆さんのお手元には、議長の許可をいただいて、参考資料を配付させていただいております。この資料は、1枚目が特別の職員で非常勤の者の報酬の、今までの変遷をまとめたものでございます。町長お答えのとおり、17年、18年の改定、それから23年、27年の改定、それから今年の4月の改定分を載せております。

それから2枚目は、資料2でございますが、その裏面になります。各町の比較をしたものを載せております。あくまでもこれはお断りですが、例規集等の数値を私が拾って記載したものでありますから、転記間違いとか、条例の改正でもしかして違うところがあるかもしれませんが、そこは参考程度と思って御覧いただきたいと思っております。

それでは質問になりますが、まず、資料1にありますように、去年1回、12月の議会での部分は議案として提出され、撤回された経緯があつて、それから再度3月に提出されたも

のが今の改定のものとなっておりますが、その折に、12月には、任期制の任用の職員を外したところの議案が出されたんです。それで、再度3月に出されたときには、ここは選挙関係のものとスポーツ推進委員、学校医の一部が改正されたものが提出をされました。どうして12月に提出したものと3月に提出したもので、選挙関係者とスポーツ推進委員、学校医だけは増額して、ほかのものは見直しをされなかったのか、その過程をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今の御質問でございますけども、12月につきましては、昨年からございましたけども、会計年度任用職員という制度が始まる関係で、そちらの見直しだけに主眼を置きまして改正を行っていたんですけども、ちょっと一部不備がございまして、取り下げさせていただいたところでございます。

それで、再度そこらあたりを修正をいたしまして、3月に上程するときに、ほかにも要望が上がってございましたこちらのスポーツ推進委員と学校医、それと選挙関係でもございましたので、そちらについて追加させて上程させていただいたというような状況でございます。

確かに議員がおっしゃるとおり、ほかの委員さん等の改正はなかったのかということでございますけども、取りあえず要望が上がっていたもののみ、追加させて上げさせていただいたところでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

今の御回答によりますと、選挙関係は分かります。流れが分かりますから分かりますが、ただ、スポーツ振興については、校医の部分も分かるんですよ、例えば、耳鼻科医と内科医と差額がありましたから、それを直したのは理屈では分かるんですが、ただ、スポーツ推進委員は要望があったからということでございましたが、具体的に要望があれば上げるのかわってちょっと単純に思ったんですが、どこから要望があったんですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

スポーツ推進委員に関しましては、以前の農業委員とか農業の推進委員関係もそうだったんですけども、以前の報酬審議会の審議の中で、実際の職務の稼働時間といたしますか、ス

スポーツ推進委員として従事をする時間、あるいは農業関係もそうですけれども、そういった時間に対して報酬額がちょっと見合わないんじゃないかと。そういう根拠があつて変更すべきじゃないかということがありまして、内容を審査して、増額改定をしたという経過がございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

おっしゃることは分かります。例えばその委員の方の費やす時間と報酬が見合っていないことがあります、そもそも報酬というのは、前の議論の中でも出てまいりましたが、時間給とは比例しないものだとは僕は理解をしております。もちろんそうでしょうね。時間が何時間でも同じ定額ですから、例えばその中で10時間働こうと、20時間働こうと、同じものが報酬ですから、あんまり時間給と報酬と結びつけないほうが僕はいいかなというふうに思いますが。

要望が来て増額であるなら、従来からも例えば監査委員さんなんか、農業委員さん、教育委員会さんなんか、やっぱり低いというお願いを僕はもう3回目ですから、していますから、やっぱりそういう点で言えば、増額するならもう1回全ての業種を見てすべきだと思います。もちろん今後するという事ですから。

それと、2枚目を見ていただければ分かるんですが、選挙費用を改定されたですよ、選挙費関係をね。そしたら、例えば選挙でいえば、一気に1万幾らになりましたので、これは法令に基づいた金額ですから。そうすると非常に矛盾が出てくるんです。何で矛盾が出てくるかといえば、川棚、波佐見、東彼杵を見れば分かるんですが、これは改定前ですから恐らく東彼杵、川棚も上がると思うんですが、今の段階では波佐見が高いんですよ、選挙関係費は。ところが、左を見ていただければ、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、代表的な役しか書いていませんが、農業委員会なんか見れば相変わらず低いんで、ある職種の方はよその川棚、東彼杵より低くて、ここだけ高いというのも非常にアンバランスな報酬ですよ。この辺はどうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

前回の改定の経過に関わることでございますけれども、まずスポーツ推進委員さんは執務時間というよりも、執務の回数ですね。スポーツ推進委員さんは、時間よりも執務の回数を重視した

という経過は一つあります。

それから、選挙関係につきましては、国政選挙あるいは地方の単独選挙もございますけれども、国政選挙の場合であれば、報酬関係については事務の委託費が来ますので、その委託費の根拠となっている数値を基準に改定をしたというふうなことがありますので、その分については他町よりも若干高くなっている可能性はあると思います。

町長の答弁にもありましたけれども、全体的な報酬の見直しについては、過去の歴史、先ほどもずっとお話がっているとおりでございます。今後につきましては、現在の財政事情が、改定を行った17年、18年、その当時とどの程度変わっているかを見極めながらということで答弁をさせていただきましたので、現在、ちょっと数値を見直してみました。財政事情の状況、相対的な財政事情は、数値的なものがいろいろありますけれども、例えば人件費であるとか、あるいは公債費、それから指数でいけば、財政力指数であるとか実質公債費比率、そういったものが判断の指数の数値になるかと思っておりますので、そういったものを含めて判断をしてみたところ、人件費におきましては、平成18年当時で8億あったものが、現在は7億程度に減っております。約1億程度減っている。それから、職員給についても7,000万程度減額、公債費につきましては、単年分の負担だけでも1億3,600万減っている。こういった数値あたりを見ましても、財政事情につきましてはおおむね改善をしている傾向にあるという判断ができると思います。

ですので、こういった判断の材料を基に、今後、どのタイミングで、どの程度まで、改定をしたほうが望ましいのか、それについては少し時間をかけて、できるだけ早いほうがいいとは思いますが、今年度中か来年度中ぐらいに、そういったものの改定の判断をさせていただきたいと、そういうふう考えております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

できるだけ早い改定をお願いしたいんですが、僕は何でこういうことを言うかといえば、やっぱり各種指標なんかは、その町の状況を表していると思うんです。報酬額なんかもそうですよね、特別職の皆さんは特に一般の町民の方をお願いして、貴重な時間を割いて来ているわけですから、どうでしょうね。皆さんの努力により少し財政が好転したわけですから。

それと、県内でも一番元気な町と今言われていますから、やっぱりその数値あたりもそれに見合った改正をして、できれば3町に少なくとも並ぶか、それよりやっぱり理想は、元気

な町というぐらいですから、それを見られても「波佐見頑張っているんだ」というぐらいのところまではすぐに戻さんといかんと思うんです。やっぱり数字はうそをつきませんから、その辺、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、管理職に移りますが、管理職の手当の一覧も最後の3ページに書いております。これも例規集から写しました。長与、時津辺りは部課制をしいておりますから、私が見て「これが課長職に当たる場所だろう」と思って書いておりますから、もう1回、お帰りになって、間違いなら後で御訂正をお願いしたいと思います。答弁では、川棚、東彼杵を参考にしてということでありました。

御覧のとおりです、例規集ではね。何で低いほうに合わせるような改定になったのか、この辺は何でそういうふうになったんですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

微妙なところでございますけれども、川棚、東彼杵に関しましては、管理職で定額4万2,000円、3万3,600円、あるいは東彼杵であれば4万円という定額になっています。どの辺りに合わせようかという判断をしたところなんですけれども、非常勤特別職の報酬が若干低めにまだ設定をされてあるというところもありますし、それから、高いほうでいうと川棚町の4万2,000円、2,000円の差額なんです。それを高いほうに合わせるべきなのか、あるいは東彼杵の4万円に合わせるべきなのかというところがあったんですけれども、やっぱり財政事情等を、これまでの経過を考えれば、高いほうに合わせるよりも、特に職員の人件費ということでございますので、やや控え目ということで4万円にしたというところがございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

多分そういう答弁だろうと思いましたが、そこもやっぱり物の考え方ですね。特に管理職の方は、日夜残業手当もつかないところを、やっぱり皆さんを引っ張っていかうと思って頑張っているわけですから、県内を見ても十分な、例えば佐々町は書いてある金額ですよ。もちろん長与、時津はこうですから、よそがどうこうというわけではありませんが、やっぱりそれに見合うような金額に改定をしてあげないといけないかなとは思いますが、これを見て再度、どういうふうにお感じになったかをお願いします。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

どのように考え、感じるかというのは様々だろうと思いますけれども、私どもが今年の4月に改定をいたしましたこの金額については、相当ではないかというような判断をしております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

定額制に変えたということでございますから、例規集にもそう載っておりましたが、定額制に変えて、失礼ですが減額になられた管理職も中にはおるんですか。そこはどうでしょう。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

変えて、減額になった職員はおりません。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

再度改定されるときには、もう少しやっぱり管理職の方も残業つきませんから。

それと、もう一つ質問は、前にも質問したんですが、管理職の方は、非常に職業的に責任が重いんですね。それで、一般職の方で、残業をされる方のほうが給料が多いという状況は、今はどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

全体を見渡したところではございませんけども、幾分いるかとは思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

その辺も改定のときに考慮に入れていただいて、どういうふうになるのか、課長より一般職の方が給料が多いというのも、やっぱり僕は民間ですから、納得がどうもできないところがありますよね。もちろん残業される、されないというのはあるでしょうけど、管理職は。でも、管理職もそれ相当の残業されているわけですから、やっぱりそこは職務の責任に見合った給与体系にできるようにお願いをしておきたいと思います。こればかりやっておるとあれですから、どうぞよろしくお願いします。

それでは、職員の定数に移ります。

職員の定数はいろいろ御説明、部局別にありましたが、ちょっと僕、聞き漏らしたかもし
れませんが、会計年度任用職員は定数には入っているんですか、入ってないんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

会計年度任用職員は入っておりません。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

会計年度任用職員制度が、今後の定数にどう響くかよう分かりませんが、前より少しは待
遇も変わって、準職員のなところになりましたよね。そしたら、会計年度任用職員というの
は、今現在何人ですか。合計で結構です。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

現在、96名います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

職員さんが113名、会計年度任用職員さんが96名ですね。これは、近隣の川棚、東彼杵だ
けでも結構ですが、それに比べてどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

川棚、東彼杵の数字はちょっと調べておりません。申し訳ございません。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

職員さんの定数というのは、多分その辺にも関わってくると思うんですね。行政事務の量
が他町より少ないというわけでもないでしょうし、最近の業務を見ると、個別の対応もせん
ばいかんけん、恐らく昔よりは皆さんの総合的な事務量は、僕は増えていると想像するんで、
その中で、例えば定数が少なくても、足りない分は、多分、会計年度任用職員で補っている
状況だろうと僕は思うんで。となれば、職員定数より低く抑えるのは努力でしょうが、それ
はあんまり意味がないですよ。要は総合的な人件費がどれだけかかるかですから、それよ
り定数いっぱい雇用をしていただいて、地域の雇用を守るというのも一つの考え方と思うん

ですが、そういう考え方に対してはどういうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

地域の雇用を守るという考え方、全くないとは言いませんけれども、私たちが公務員としての仕事をする上では、いわゆる最少の経費で最大の効果を上げるということなので、できるだけ経費は少なくしたいというのがまずあります。そこで、正規の職員で雇用すれば、人件費は会計年度任用職員よりもまず高いわけですね。それ相応に職責も大きいわけですが、その少ない職員の中で効果を上げるためには、定数いっぱい雇用をするということも考え方はあるかもしれませんが、私たちとすれば、できるだけその経費を安くする、安くした分を住民のサービスにできるだけ充てていくと。そういう考えの下で、職員の採用については考え方としております。

それから、129人の職員の定数ですけども、この定数については、かなり昔と言っているくらい動いておりません。というのは、この129が定められている時期というのは、町立の保育所、それから学校給食センターにも相当な数の職員がおりました。それから、学校用務員も正規の職員で雇用していた。そういったところの数が含まれておりますので、そういった経過的なものを除けば、職員数はかなり減っているはずなんです。

ところが一時期、約10年ほど前までは、正規の職員は100名ぐらいでした。それが、現在は再任用のフルタイムを含めて113ということになっておりまして、さらに給食センターが減っている、保育所についてはもうほぼゼロという形になっておりますので、実質増えた職務の量に応じて、職員も増やしてきているという、そういう状況もあります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

定数条例を見れば129人と書いていますが、恐らくそうでしょうね。古い決め方ですから、できればやっぱり現状に合うように定数の算定をしていただいて、そうしないと、「定数条例がこれですから、それより低いけんよかでしょ」という言い方じゃなしに、実際的に見て、今の定数に見合うのはこれだけですよというのははじき直さんと、やっぱり説得力がないですよ。ないと思います。どうぞよろしくお願いします。

それと、費用対効果の分もそうですが、果たして113名職員で96名の任用で、そういう費用がどうなのかという分析までされてないでしょうから、その辺はもう少し研究をされたほ

うが僕はいいかなと思います。どうぞよろしくお願いします。

それから、今現状では、定数より少ない人数ですよ、実際は。見るところによると、定数より少ないから、素人考えでいけば、職員の方に過度な負担がかかっているんじゃないかなと思う場面もあります。具体的に、職員に過度な負担がかかっているか、かかってないかチェックする機会ってあるんですか、どうですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

チェックする機会と申しますか、そこは時間外という数字に表れてくるのかなというふうに思っております。職員の中では、確かに時間外をする職員がおりますので、そういった部署については、過度な負担がかかっているのかなという感じでは思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

今後、できるだけ少ない職員でやっていただくのはありがたいんですが、十分その辺には配慮されて、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、2番目に行きます。

休暇、休業のところですが、何で僕がここをしたかという、2点あるとですけど、1点目は新聞報道にもありましたんですが、今年3月にもあったんですが、和歌山県で50代の職員の方が診断書を偽造して休暇を取っていたという事例とかもあって、ちょっと古くなれば、2015年には、820日不正に休んだという職員さんもおったということですから、それがありました。それとは別に関係ないんですが、単純に4月の職員配置の表がありますよね。これを見て単純に思ったんで。ここの中に、すみません、なじみのない職員の名前を見つけたんですよ。それで知り合いの職員に聞いてみたら、「この人は結構長う休んどらすっちゃんね」ということで、ちょっとその2点が引っかかったんで、いろいろ調べてみたんですが、非常に休暇・休業なんていうのは非常に分かりにくいんですね、規則でもね。だから質問にしましたが、職員の中に長く休んでいる方は4名とおっしゃいました。

まず、基本的なことをお伺いしますが、休暇・休業の中にはどんな種類のものがあるか、ちょっとお知らせをください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

休暇につきましては、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間がございます。それと、休業につきましては、子育てのために、産後の誕生日までにということで、1年間かもしくは2年間まで育児休業というのが取得できます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

その中に病気休暇つちゅうのがあるんですが、この病気休暇が認められている期間はどの程度なんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

病気休暇につきましては、90日まで認められております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

再延長は認められますか。また、その限度はどの程度あるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

申し訳ございません。ちょっと間違っただけで答弁したみたいでございますので、90日過ぎれば休職ということで、90日までということでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

僕はもう少し長いのかなって条例を思ったんですが、もう1回僕は精査をしてみますが、非常にそのぐらい分かりにくいんです、この制度がね。

それから、次に進みますが、病気休暇中の給与というのはどういう扱いになりますか。給与です。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

90日までは丸々100%出ます。（「90日まで」と呼ぶ者あり）それと、休職になると、その8割となってまいります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

今の回答の中で言えば、90日過ぎれば休職ということになるということで理解をしながら進めますが、では、初めて休職という言葉が出てまいりましたので、休職というのはそもそもどういう制度なのか、どういう内容なのか、簡単をお願いをいたします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

休職につきましては、先ほど申したとおり、長期にわたる休暇で職務に復帰できないというこの状態でございます、90日過ぎましたら休職ということで、こちらにつきましては、病気休暇の取得は本人の申出になってまいりますけども、この休職につきましては、役場というか、こちらから休職辞令という形で、もう休みなさいというような辞令を出すような制度でございます。

規則では、結核性疾患と心身の故障のために、長期の休業を要する場合に、そういった休職辞令を出して休ませるというふうになっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

辞令ということで、休みなさいという辞令になるんですが、その判断をするのにどういう過程で判断をされるか、どういう手続を経て、どういう書類を出していただいといるところは、決めてられるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

病気療養が長期になりそうだということで、2名の医師の診断書を頂いてからそういった判断をさせていただいております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

ここの和歌山県の事例なんかにも書いてあって、もうちょっと突っ込みますが、その2名の医師というのは、例えば該当する職員が選んだ医師でいいのか、それとも、人事院なんかの規則では、行政側が指定する医療機関二つを受診されなさいという規定もあるようでございますが、その辺の取扱いはどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

いわゆる病気休職というのは、分限処分の一つでございます。分限処分というのは、本人の意に反して休業しなさいという辞令をやって休ませるという行為です。ですので、その判断をするためには、今申しました医師の2名の診断書。その医師については、波佐見町の場合は1名は主治医の方、それから1名はこちらから指定をした医師の診断書ということにしております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

ここの事例の中に、2015年の人は820日不正に取っておったということなんですが、これは、主治医、僕は疑うわけじゃないんですが、改ざんもできますよね、今のあいではね。だから、性善説で考えれば、その人を信用せんといかんとでしようけど、リスク管理でいけば、もう少し見直して、こちらの指定する医師というところで、もう少し考え直したほうがいいかもしれません。今後ないとも限りませんから、リスク管理はきちんとしていただいたほうがいいかなというふうで思っております。

それと、辞令ということですから、例えば、もう復帰の見込みがないって思ったら、退職勧告できるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

休職辞令につきましては、もうちょっと中身を申しますと、職員の勤務年数によって休職辞令を出す月日が変わってまいります。10年以上勤務していた職員につきましては、1年まで休職辞令ということが出せます。その間は、先ほど申しましたとおり、8割の給与を支給するんですけども、それを超えましてまだ休職状態ということであれば、それから2年間は無給で休職ということで、2年を過ぎると退職というような取扱いになっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

2年を過ぎたらということですから、例えばある程度年数によっては期間と、2年過ぎれば退職を、今度は命じることができるんですよ。どうなんですか、命じることができるのか、勧告なのか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

もう分限免職という形になります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

そういう職員はいないとは思いますが、長期休暇されている方が、ちまたのうわさですから、いろいろうわさを言う人がいるので、だから、それには該当しないんだと思うんですが、あくまでも規則に従って取扱いをよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、もう一つですが、病気休暇も休職もそうなんですけど、あるところでは不祥事を防ぐために、診断書と医療費明細を出せというところもあるとで。何でそういうことをされるかという、診断書の改ざんとかができにくくなりますので、もしかしたらそういう運用の仕方も考えたほうがいいかもしれませんので、そこは、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。答弁要りません。

それから最後になります。

例規集に移りますが、例規集の担当課はどこですか。また、担当職員は置いておられますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

担当課は総務課になります。担当職員としては、行政係長が担当しております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

資料の中に最後に書いてありますが、例規集の更新年月日も書いてある資料があろうかと思えます。その中で、答弁では、向こうの会社におおむね渡して1か月して、半月後には一般の例規集に載るような回答もありましたが、これを見ると早いところもあるんで。何でこの差が出てくるんですかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

町長の答弁の中にもございましたけども、波佐見町が委託しております第一法規というところが、この例規集の業務を委託しておりますけども、そちらが、今回のコロナの関係で勤務体系ががらりと変わったということがございます。

ですので、ほかのところも改正になっているところもございますけども、そういったとこ

ろがどういったシステムでされているのか、はっきりは調べておりませんが、波佐見町としましては先ほど申したとおり、第一法規というところに委託しておりますけれども、そちらのほうが、コロナで業務体系ががらりと変わって、今まで密になって編集作業をしていたところが、みんな自宅待機で、その自宅の間を郵送をしながら、確実な校正をやっているということで、どうしても時間がかかっているということで報告を受けている関係で、3月上旬の条例等がまだ反映されていないというような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

説明はよく分かるんですが、やっぱり例規というのは、行政と町民が守らなければならないことを書いてありますから、本来なら、皆さんはこれを指針として仕事をすべきなんです。我々町民もそれを守らなければいけないことは当然なんですけど、ほかの町ができて、何でもここできんとかないというのが単純なところなんですよね。

ですから、できてないから、特別職のところの金額だって前のままなんで、町民が見れば、一般人が見れば。だから、そういうことは決してあっちゃならんとですよ、多分。もう二、三か月のタイムラグは仕方ないんで。でも、4月1日に変えた分が、まだいまだに変わっていないというこの現実をどう思われますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

申し訳ございませんけれども、本当あってはならないということは思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○7番（百武辰美君）

僕も人伝いに、ほかの町がどうしているのかという、正確な情報じゃないかもしれませんが、ある町は、自分たちで例規集を。ありますよね、編集できる権限を持っていられて、直接担当課が書き換えられるみたいな制度になっているところも中にはあるようです。

だから、僕はそれでもいいと思うんですよ。何かというと、議会でお示しして可決されるわけですから、誤字脱字がない限りはそれでいいはずなんです。分かりませんよ、法規集の扱いは知りませんが、でも、できるだけタイムリーに反映させられるところは、多分ここと違ったシステムになっていると思います。

ですから、そこら辺もう少し、やっぱり研究をされて、1日も早く例規集に落としていた

だかないと、不都合が出てきたら困りますので。

それと、これが職員皆さんの基本になりますから、そこらあたりはどうぞよろしくお願いをしたいと思います。例規集については、再度、できるだけ早く回答をいただきたいので、課長どうでしょう。やり方も含めて、お考えになられる気はありませんか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

すみません、途中で答弁漏れがございました。東彼杵町と川棚町の会計年度任用職員の数でございますけれども、東彼杵町が60名、川棚町が166名という数字でございます。遅くなり申し訳ございません。

それと、例規集でございますけれども、他町は自分たちでされているじゃないかというところがございませけれども、そういったところを調査いたしまして、できるだけそういった対応がもしできるようであれば、やってまいりたいと思います。

波佐見町につきましては、先ほど申したとおり、第一法規というところに委託をしております。議会に提案するものも、第一法規からそういう改正をいただいて、ひな形的なものをいただいて、そこを波佐見町に書き換えてやっているということで、一連を第一法規にお願いしているということもございますので、第一法規とも協議しまして、そういったところができるのかどうなのか、そういったところも調査して、今後対応してまいりたいと思います。

○7番（百武辰美君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、7番 百武辰美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分より再開いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして、質問いたします。

1. 庁舎建設について。

（1）新庁舎は、計画どおりに進めるのでしょうか。コロナ禍で、住民は日々おびえながら、厳しい状況の中、不安な生活を送っております。このような状況下で新庁舎計画を進めてよいのだろうか、甚だ疑問であります。計画を一時保留にすることはできないのでしょうか。

（2）概算の事業費は幾らなのか。また、財源の内訳はどうなっているのでしょうか。

（3）機械室や電気設備等の位置は、メンテナンスや修繕、修理がしやすいように考えておられるのか。

（4）自動ドアのサイズと個数はどのようになっておりますか。

（5）新型コロナウイルスを含めたウイルス対策を考えた設備を用意しておられるのかどうかをお尋ねします。

（6）防災の拠点としての設備等は十分備わっているのでしょうか。

2. 歴史文化交流館（仮称）について。

（1）これまでにかかった建設費は幾らでしょうか。また、ウイルス対策を考えて設備を用意しておられるのかをお尋ねします。今後、オープンまでに、追加の費用は発生しないのかも併せてお尋ねいたします。

（2）オープンに向けた準備は万全でしょうか。また、正式名称はいつ決まるのでしょうか。

（3）館長は決まっているのでしょうか。また、職員は何人体制でしょうか。

（4）学芸員2名体制により、新たな波佐見町の歴史、文化等がより明らかになってきていると聞きますが、住民に周知する方法等をどのように考えておられるのかをお尋ねします。

3. 教育行政について。

少子高齢化が進む中、当然、子供の数も減少していくでしょう。本町では、将来的に3小学校を一つに統合して、中学校と合わせて小中一貫校を目指すべきであると思いますが、それには、将来的な構想を描き、少なくとも10年計画を図りながら進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

1. 新庁舎建設について。

(1) 計画どおりに進めるのか、コロナ禍で住民は日々おびえながら、不安な生活を送っていると。このような状況下で、新庁舎建設を進めてよいのだろうか甚だ疑問であるが、計画を一時保留することはできないのかという御質問ですが、城後議員にも答弁しましたが、現在、コロナ感染防止対策の影響で疲弊した町内企業を救済すべく、国、長崎県のみならず、波佐見町による支援策も実施しています。そのような状況下、今後の町財政運営に少なからずの影響はあるものと考えております。

しかしながら、59年経過した現庁舎は、老朽化による設備の劣化や耐震性能が著しく不足していることから、万一の大災害が発生したときに、防災、復興拠点としての機能が果たせないことが懸念されており、新庁舎建設は急務な状況です。

今後は、新型コロナウイルスの影響による経済や財政の動向を注視しながら、新庁舎建設についても慎重に検討してまいりたいと思います。

(2) 概算の事業費は幾らか、また、財源の内訳はという御質問ですが、事業費に関しては現在基本設計の途中であり、現時点では構造条件などが決まっていないため、概算工事費の算出に当たっては他先進事例を参考とし、あくまでも概算金額となりますが、新庁舎の整備に関する費用については、建設単価を約50平米50万円として、新庁舎建設工事費については約15億円、設計監理調査費など1億1,200万円、旧庁舎解体費8,300万円、外構工事費9,000万円、用地造成費、既存施設取壊しを含む用地造成費を5,200万円、合計しますと18億3,700万円を波佐見町新庁舎建設基本計画で提示させていただいております。

そのほか、基本設計に未参入の経費として、備品購入費既設庁舎の改修費、用地追加取得費、水防倉庫や駐車場整備費などを含め、事業全体の概算事業費約21億から22億と推定しています。

今後基本設計、実施設計を進めていく中で、可能な限り全体事業費の把握に努め、提示させていただきたいと思います。

なお、現時点での財源につきましては、今後の基金積立ての状況にもよりますが、希望的意味合いも含め、町債8億1,600万円、庁舎建設基金10億円、一般財源2,100万円、合計18億

3,700万円で計画しております。増額分の財源につきましては町債の発行も可能と見込まれ、今後、財政部局と協議をしていきたいと考えています。

(3) 機械室や電気設備等の位置は、メンテナンスや修繕・修理がしやすいように考えているかという御質問ですが、機械室や電気設備の設置位置については、現在基本設計の途中であり、まだ決定しておりません。機械室の位置については、空調機本体やダクトスペースとなりますので、利便性やメンテナンス等を考慮し、位置を決定していきたいと思っております。電気設備に関しましては、新庁舎建設位置は浸水の可能性が少ないと考えられることから、敷地の隅に設置するか、屋上で計画したいと考えています。

(4) 自動ドアのサイズと個数はどうなっているかという御質問ですが、自動ドアや壁面ガラスにつきましては、大きくなればなるほど、イニシャルコスト、ランニングコストがかかります。利便性、経済性を考慮し、効果的な採用を考えていますが、今のところ1階エントランスに標準的な大きさのものを1カ所計画したいと考えています。

(5) 新型コロナウイルスを含めたウイルス対策を考えた設備を用意しているかという御質問ですが、新型コロナウイルスが猛威を振るっている状況ですが、インフルエンザや今後新たなウイルスの発生が懸念されます。庁舎内の換気につきましては、自然採光や自然換気のために、設置された窓を開け、給気を行い、換気筒、階段室からの煙突効果により上部から排気し、庁舎内の自然換気促進を図り、感染症対策とします。

(6) 防災の拠点としての設備等は十分備わっているかという御質問ですが、新庁舎は防災拠点として、地震や水害などの災害時であっても庁舎機能を中断することなく、継続して使用できるように、耐震性、耐久性に優れた構造とします。また、災害時には応急対策や復興対策の拠点として対応できるように災害対策室を整備し、IT機器や無線通信設備を活用した情報収集、情報発信、指令発信機能を整備します。そのほかには、非常用発電機、地下ピットに雨水をため、雑用水に使用するなどの設備を計画します。

なお、波佐見町業務継続計画にも記されているとおり、人、物、情報など利用できる資源などに制限がある状況下において、優先的に行うべき業務を特定し、最前線で応急・復興対策を行う場所として、職員約100名が3日間業務できる機能を確保するように計画します。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

皆さん、こんにちは。11番 太田議員の質問に、教育委員会のほうからお答えをいたしま

す。

2、歴史文化交流館（仮称）について。

（1）これまでにかかった建設費は幾らか。また、ウイルス対策を考えた設備を用意しているか。今後、オープンまでに、追加の費用は発生しないかということについてですが、歴史文化交流館（仮称）については、来年3月完成、4月オープンを目指して事業を進めているところであり、これまでに要した費用については、用地費、基本設計、実施設計、工事監理費に建物建設費、展示設備整備を合わせて、総額4億1,053万円となっています。

次に、ウイルス対策を講じているかとの御質問ですが、現時点では特段の設備は準備しておりません。しかしながら、ウイルス対策については、今後、施設の運営に関して、来館者の安全を図る観点からも検討する必要があります。このため、消毒液自動噴霧器や空気清浄機を配置できるよう、電源関係の追加を検討しているところです。

次に、オープンまでに追加の費用は発生しないかとの御質問ですが、先ほど御説明しましたウイルス対策に伴う電源工事や既存棟の最終仕上げ、広場や駐車場等の外構工事において、変更が生じる可能性は否定しませんが、いずれにしても予算内で対応し、工事の契約変更が生じる際には、議会に御報告の上、御承認をいただきたいと考えています。

（2）オープンに向けた準備は万全か、また、正式名称はいつ決まるのかについてですが、この歴史文化交流館（仮称）については、先ほど申し上げたとおり、来年4月のオープンを目指しており、可能であれば、波佐見陶器まつりに合わせてオープニングイベントを行いたいと考えています。このためにも、現在進めています整備工事が早期に完成すること、施設内の展示設備、特に展示パネルの内容を確定させることが、まずはオープンに向けた最大の準備ではないかと考えており、おおむね当初描いた工程どおりで進んでいます。

また、今後オープンに向けた情報発信をすることで、ホームページ等の作成や観光部局との連携も進めており、運営体制も含め、万全を期したいと考えています。

なお、正式名称については、建設検討委員会において、波佐見町歴史文化交流館と決定していますが、最終的には条例において定めることとなっています。

（3）館長は決まっているのか、また、職員は何人体制かということについてですが、館長については、県内では、定年退職等をされた有識者を非常勤で招き入れる事例があり、参考に検討していますが、この後申し上げます職員体制と関係しますので、教育長が兼任する可能性もあります。

また、その職員体制ですが、現在の教育委員会分室を移転統合することで、事務職員1名、学芸員2名、会計年度任用職員1名の4名体制を基本に考えています。しかしながら、施設の運営や来館者の対応、または休日や時間外の対応等、業務が一定量増加する可能性もありますので、それらの状況を見極めながら、職員の配置も検討していかなければならないと考えています。

(4) 学芸員2名体制により、新たな波佐見町の歴史・文化等がより明らかになっていると聞かすが、住民に周知する方法等をどのように考えているかについてですが、本町の学芸員は、平成29年度に新たに1名を採用し、2名体制となったところです。それぞれの学芸員の専門分野は、考古学と古文書学であり、言うなれば、ハードとソフトを兼ねた両輪で本町の文化財行政を進めており、互いの得意分野を生かし、連携した研究が進んでいます。

また、石造物、城郭跡の調査をはじめ、公文書や墓石等の分析から、当時の波佐見の暮らしぶりや人物の関係性など、これまでより深く波佐見町の歴史文化が明らかになっており、多くの成果が現れています。加えて、地域等に学芸員が呼ばれて、地域の歴史等の講演をする機会が増えるとともに、公文書等の相談や地域の歴史に関する問合せも多くなっているところです。このため、議員お説のとおり、町民皆様にこれまでの研究成果等を周知する方法を考えており、例えば歴史文化交流館（仮称）での町民講座の開設や町広報紙での特集記事や連載等を検討しています。

このように、学芸員2名体制になり、本町の歴史文化に対する町民の皆様の思いが、より深くなるお手伝いができると考えていますので、歴史文化交流館の開館と相乗効果があるよう、今後も文化行政の推進を図ってまいりたいと考えています。

3. 教育行政について。

少子高齢化が進む中、当然、子供の数も減少していく。本町では、将来的に3小学校を一つに統合して、中学校と合わせて小中一貫校を目指すべきであると思う。それには、将来的な構想を描き、少なくとも10年計画を図りながら進めていく必要があると思うがどうかということについてですが、小中一貫校とは、現在、小学校教育と中学校教育がそれぞれ独立し、6年間、3年間に分かれ学ぶ義務教育を9年間の小中一貫したカリキュラムに基づき、系統性や連続性を持たせ教育を行う学校のことです。その形態については、小学校、中学校の垣根を完全になくし、義務教育9年間を一体として編成する義務教育学校、小学校と中学校の教育課程は残りつつ、併設されている小学校から中学校に進学する併設型小中一貫校、

併設されなくとも、地域の結びつき等が強い小学校と中学校が連携して教育を行う連携型小中一貫校であるところです。

この小中一貫校の期待される場所は、小学校から中学校に進学したときに起こりがちな授業への戸惑いや、友人関係などの新しい環境への不安等の解消、または小中学校の教職員の相互の人的交流に伴う系統性、連続性が保たれるなどの効果が挙げられています。

このため、これらの効果を上げるためには、原則、児童生徒が同じ場所、もしくは近接の場所において学ぶことが基本となります。そのような面から本町の実情を見てみますと、現在の3小学校を1校に統合すると、通学面や校舎の新築・改築等の問題が生じることになります。

一方で、本町の出生数から見ると、児童生徒数は緩やかな減少ではありますが、3小学校とも現在の規模を維持でき、心配されている東小学校も下げ止まりの傾向にあると認識しています。

また、小学校教育は可能な限り生活圏に近いところで、地域が子供たちを見守りながら行うことが基本であります。加えて、地域とともにある学校運営を目指し、各小学校にコミュニティスクールの設置を行ったところであり、地域づくりや地域のシンボルとしての学校の重要性は増していくものと考えています。

このようなことから、将来を見据えた本町教育の展望と課題意識を持って望む研究は大事なことでありますが、現在の3小学校の体制は、大きな意義があることだと考えていますので、御理解をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まずは、新庁舎建設についてなんですけども、同僚の議員がもう2名、新庁舎についての質問をされていましたが、私は角度的に言いますと、最初に申しましたように、このコロナ禍というのが、もちろん町長の答弁にありましたように、国、県、それから本町は、よそには負けられないようなコロナ対策をやっていただきまして、非常にほかの町からも羨ましがられるような対策をされていると思います。

しかしながら、現状といたしまして、非常に住民あるいは民間の企業は手探り状態であります。暗中模索。本当に先行きどうなるのか。徹底した対策はいただいているんですけども、

いろんな給付金や、それからセーフティーネットを活用した借入れ等も、皆さんそれぞれ行いながらも、100%の生産体制とか営業体制ではない状態が続いています。特に飲食業あたりに聞いてみますと、如実に今現在も非常に厳しい状況が強いられております。

そういう中で、答弁にありましたように、現庁舎、役場庁舎は、非常に老朽化していると。そして、昨今の急な災害、特に線状降水帯とかそういうものが、いきなり大きな雨を降らせたり、大規模な停電が起こったりという可能性が大きくなってまいりました。なので、当然必要性を感じているんですけども、この新庁舎建設においては、できるだけそういう保留期間が持てれば持っていただきたい。また、その期間において、次の新庁舎はすばらしいものを建てていただきたいと思っています。

まず、これまでの答弁をお聞きしたときに、町長にぜひお伺いしたいんですけど、この役場新庁舎というのは、私は町民のために造るんだと思っています。そこをまず、冒頭に町長の口から、もう1回お聞きしたいんです。新庁舎は、あくまでも町民のための庁舎だと。そして、その中で働く役場職員さんは、もちろん働きやすい環境をつくっていかなくちゃいけないということを、もう一度町長のほうから先にお伺いしたいんです。町民のためにというのが、どうも私は今回聞かれてないので、何のためにこの役場新庁舎建設をやるのか、お伺いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

もちろん町民のためです。町民の生命と財産を守り、そして、よりよい暮らしができるような、その拠点としての庁舎でありますし、それをより効率的に効果的な仕事ができるためには、やっぱり職員の仕事がしやすい、能率的に機能が発揮できるような、そういうことで、庁舎を建設いたしております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

まず、これを押さえていただきたい。職員の方も皆さん、ここはしっかりと、まず基本はここなんだということを押さえていただきながら、この新庁舎建設をしっかりやっていただきたいと思います。

次に、ちょっと気になっているのが、防災の拠点として建て替えをやるわけです。避難所としての利用は考えていないという答弁がありましたけども、私は、災害の種類によっては、

例えば今回の台風10号のような場合のときには、一部開放できるようにしておいていただきたいと思うんですよね。例えば何人ぐらいは収容できるとか、何世帯ぐらいは収容できるといような形は、やっぱりつくらないといけないと思うんですよ。

実際に、すごくもう完璧に安全な建物になるわけですから、例えばそこで何十人かの人たちを収容できるというようなところは、今回1日ですから、例えば、1日の場合とかはある程度。答弁では全く避難所としての利用は考えていないって言われたんで、そこはどうかかなと。これは考え直すつもりはあられませんか。もう少し種類によって分けたほうがいいと私は思っているんですよ。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

防災拠点というところでございますけども、町民の避難をどうかということで御質問でございますけども、防災拠点となる庁舎でございます。今のところはもう避難勧告に終わっております、今の避難状況はですね。これがもし本当に大規模災害になった場合、今回初めてだったんですけども、自衛隊の方が連絡員として2名来られました。もし拠点になったら、そういった施設の方が、役場のほうに待機、連絡調整するような形になってまいりますので、そういったスペースを確保しておく必要がございます。そういったところで、町民の方がいらっしゃる中で、また移動してもらおうというのなかなかできないところもございますので、そういった意味で、役場としては避難所ではなく、防災拠点としての指揮機能を要するところで確保したいと思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

だから、私が言っているのは、大規模災害ばかりじゃないじゃないですか、災害は。ですから、今回はそういう形だったかもしれないですけど、1日ですよ。台風は1日って分かっているわけだから、そういう場合には、何人かの方は収容できるという形を取れないのかなと思うんですよね。それはもう少し臨機応変に考えていただきたい。先ほどは100人の職員が何日間かという形ですけど、100人全員待機するような、そんな災害というのはめったに来ないと思うんですよね。もうちょっと現実的な、ある程度中規模とか、今回のような災害のときのことも想定すべきだと思うんですけども、その辺は検討していただけないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今回、たまたま台風報道で、もっとすごい被害が及ぶかなというふうに本当に思っておりました。ただ、台風の勢力が、思ったよりそこまでなかったというところでございますけども、報道によりますと、昨年の千葉辺りを襲った台風15号やったですかね、あのぐらいのレベルの台風になる可能性もございました。そうなれば、もちろん先ほど言ったとおり、役場はそういった連絡調整の防災拠点になってまいりますので、こういった形の結果が出るかというのが分かりません。ですので、そういった意味で、一般の避難者の方は、ほかに用意する指定避難所に避難していただくというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そこはちょっと考え直してもらいたいと思うんですけど、そうすると、議場の形式とか何とかを、今、議会に諮られているわけですけど、議会は多目的に使えるようにということで、フラット形式にしましょうということを受け入れようとしています。ここを避難所でも使えるよねという形で皆さん多分納得して、フラット化ということを考えているんですけど、今の話だと全く違う話なんですよ。ちょっとその辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

役場の災害時の機能につきましては、総務課長が言ったとおりだと思うんですが、先ほども総務課長が言いましたように、災害対策本部がありまして、議場もフラット化して使えるようにということで考えておりますが、大規模災害が起こったときには、やっぱり自衛隊、消防、警察とかいろいろな人が来ます。それで、町のほうとしましても、幹部が全部、管理職が詰めたりとかしないといけないということで。あとは、100名というのは、関係者を含めて100名、波佐見町業務継続計画ですね、その中で3日間、災害の拠点として、水とか電気を確保しながら、災害の拠点としてやっていけるような形で考えております。

そこで、臨機応変に受け入れられないのかという話ですけど、基本的には避難所が3カ所ありまして、今回も3カ所開けておりまして、そこで臨機応変に中央小学校とか東小学校とか、小学校の教室を、クーラーが効いているところを開けたりとか、体育館も逐次開けているような感じになってきますので、基本的には、役場は災害対策の拠点として使用していき

たいと考えております。基本的にですね。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

だから今回の場合も、福祉会館、ウェイブホール、それから農村改善センターですね、プラス3小学校を開放していただいた。これ、臨機応変じゃないですか。じゃあ、役場庁舎も、その臨機応変の中に入れるべきだと思うんですけど、それはいかがなんでしょうかね。できないんでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

一応、私も避難所を3カ所、全部見てまいりました。本当に避難してこられる方々が、やっぱり非常に。避難所は避難所の在り方があるわけですね。だから、非常によかったなというふうに思っております。まだ教室を、どのぐらい来るか分からないというようなことで、そういう形の中で、総合文化会館においても2階とか畳の間とかいろんな形で、そして段ボールできちっと仕切りを取って、非常に速やかに、そしてよくやっていただいたなというふうに思っております。

そして、やはりそういうふうな大規模になれば、教室はもっと開放できるんじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、前もってここをそういうふうな避難所ということじゃなくして、それこそ本当に必要であれば、言うようなことは弾力的には考えていいです。しかし、そこまでいけるような災害がなったときにはどうしようもないですよ、はっきり言えば。

だから、言うように、大きな災害の後には、うちの職員だけではとてもできない。例えば自衛隊に来てもらう、消防署に来てもらうというような、そしたらそこは対策本部の中での、どういう対応をサポートしていくか、どこに何をどうかというようなことの会議がきちんとできるような、そういう形をしておかないかんじゃないかなというふうに思っておりますので、2次3次的なことじゃないかなと。それはもう臨機応変で、一応は結局、そういう3カ所、6ヶ所の、地域のそれぞれの公民館でも、地域によってはそういうことが十分可能なところでございますので、そういうある面では一定の、基本的に避難所は避難所としての在り方、そして、やっぱり対策本部は対策本部としての取組方ができるような、そういう形でいきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

それと、災害によってそういった避難所にということでございますけども、町民の方にとっては、じゃあ役場は、今回は避難所になるのかどうかというのが、また不安というかよく分からないということが、もしここをすれば、そういった大規模災害につながりそうなときに、開放しないということであれば、今回はしないのかと。それよりも、最初から基本的に役場が開けるように予定しております福祉会館と文化会館と改善センターというところで、そちらにもう避難という心積もりを持っていただいたほうが、そちらのほうが、より町民の方にとってもよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ちょっと意外な答弁だったので、今後またそれは検討していただきたいと思います。臨機応変というのは大事なことだと思いますので。

それでは、機械室や電気設備等の位置についてなんですけど、これについては今の答弁ではまだ決まってないということだったんですが、よその視察も一緒に行かせてもらいましたし、隣の川棚町は屋上に集中されているということなんですけど、この辺の考え方としては、今、どういう考え方が候補に挙がっているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

今、基本設計の途中でありまして、まだ決まっていないのが現状であります。電気設備、キュービクル、非常用発電機、そこら辺につきましては、今のところ敷地の中の利用頻度が少ないところというか、駐車場の端っことか、あと、屋上のほうで考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それと、エレベーターの機械室ってどこになりますか。分かりますか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

エレベーターにつきましては、太田議員との話の中で、屋上に造っていることを教えていただきましたので、一応私、分かっております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

私との話の中でと言われても困るんですけど、それは結局エレベーターの構造上、上にあったほうがいいし、そうすると、屋上の案があれば、なるべく屋上に一つに集中したほうが、管理やメンテナンスや、あるいは修理・修繕というのはしやすいと思いますので、そこになるべく集中させる方向で考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

太田議員の意見を参考にさせていただいて、いろいろ設計業者とも打合せを行いまして、そういう方向で進めたいと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

何か私の責任みたいに言わないでいただきたいと思いますので、案として取り入れていただいたのはありがたいと思いますので、よりよい位置を設定していただいて、庁舎建設を造っていただきたいと思います。

それから、自動ドアのことについてだったんですけど、答弁であったように、本当にそのとおりでありまして、標準的な大きさにしたほうがいいと思います。もうよその庁舎が、物すごいでかい自動ドアをつけているところがあるんですよ。これ災害とか大変ですよ、自動ドア止まったりとか。自家発電あるんでしょうけど。それとか、今は竜巻注意報も出ます。今回の台風のような強い風が来たときに、何が飛んでくるか分かりません。飛んできたときに、やっぱり割れることがあります。割れにくいガラスだそうですけども、ガラスは割れますから、壊れますから、そういう意味ではこの自動ドアの標準的なサイズ、標準的なサイズは、後からサイズをぜひ議会のほうに示していただいて、実際これぐらいですよ。今の例えば、現庁舎の自動ドアと比べてどうなのかということも、後から示していただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

大きさにつきましては、お示しさせていただきたいと思います。それで、箇所につきましては1カ所で考えておりますが、まだ協議の途中なので、そこら辺はもうちょっと考えてい

きたいと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そもそも、この新庁舎が建設されます、耐用年数は何年になるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

耐用年数につきましては、鉄筋コンクリート造りになりますので、基本はコンクリート50年になりますが、メンテナンスなどを行いまして維持管理ですね、50年、60年、70年と使っていけたらいいなと考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

100年もつような庁舎建設を目指していただきたいと思います。

次に移ります。波佐見町歴史文化交流館についてです。

これほどコロナウイルスが蔓延しているにもかかわらず、ウイルス対策を考えてなかったということは、とても手落ちじゃないかなと思います。これ、何でウイルス対策を入れる発想が出なかったのか、できなかったのかの流れを教えてください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

この波佐見町歴史文化交流館（仮称）でございますが、実施設計を行ったのが平成27年度から28年度でございますので、そのときはまだこういった新型ウイルスのことを想定しておりませんでしたので、その時点の設計で、現在工事を進めているというところでございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

私がこの質問を出してから気づかれたという話を聞きましたけども、遅い。遅過ぎますよ。だって、学校でももうあれだけいろんな対策をして、今回フェースシールドですか、これも配布する。それなのに、何で歴史文化交流館は用意してないんだという話なんですよ。

例えば、受付で多分料金お支払いする、どういう形になるか分からないんですけど、対面式になる場合は、まず、受付は必ずシールドが必要になってくると思います、現状で。だか

ら、そういうところも含めて、しっかりと準備は万全にしていけないといけない。今後気をつけてください。どういう形で、今後されるでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

私どもも、学校ばかり向いていたという言い訳ではございませんが、やはりこの歴史文化交流館についても、しっかり新型コロナの対応をすべきだったということで反省しております。今回幸いにして、太田議員から御質問いただきましたので、教育長が答弁したような内容の設備を、ぜひ備えるように準備していきたいと思っておりますし、機械の配置をしますので、やはり電源工事がちょっと要るのかなということで、今、設計業者と施工業者と協議をしておりますので、この辺も含めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

町長が言われるように、最小の経費で最大の効果があるようなウイルス対策をしていただきたいと思っております。

それから、館長の件なんですけど、教育長が兼務されるという話をお伺いしましたけども、大変失礼に当たりますが、教育長は、波佐見町の歴史、文化について、学芸員のお二人から新たな波佐見町の歴史、今までの歴史も御存じかもしれませんが、どの程度お聞きになっているのか、勉強されているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

波佐見生まれ、波佐見育ちではあるんですが、十分な波佐見の歴史に関しては、認識しているというふうなことは言えません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

館長として、必要な波佐見町の歴史、波佐見焼の文化、歴史というのを、ぜひお二人から聞いてください。物すごく面白いです。ためになります。そして、館長としてそこは知っておかないといけないと思うんですよ。大変だと思います。私、だから、館長は、やっぱり教育長とは別の方が、本当は望ましいと思っているんですよ、実は。けども、兼務されるということなので、非常に大変かとは思いますが、実は、そういうことを外に発信する役目を

果たさないといけないと思うんですよ。そういう分も含めて、大変失礼ながら、やっぱりここはもう少し考え直されるか、教育長が完璧に波佐見町の文化、歴史について精通されるか、申し訳ないですけど。お二人からとにかく吸収する。1回、2回では全然吸収できないので、事あるごとにそういう関係を持っていただいて、あるいは、近隣の博物館なり美術館、そういうところの館長さんあたりとも交流を持つべきだと私は思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

議員お説のとおりだというふうに思っております。名ばかりの館長であってはいけないというふうに思っておりますので、今後、そういったところについては、学芸員としっかりと研究を重ねながらできていくように努力したいと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

ぜひやっていただきたいと思います。本当に面白いですから。そしてためになります。そしてまた、波佐見に住んでいてよかったなというのを強く感じますので、今後、期待しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、あとは、この学芸員のお二人の活用法をもっとやっていただきたいなと思います。たまたまうちが、雇用調整助成金を頂きながら教育訓練というのを行っておまして、その講師として、このお二人に3回ほどこの歴史について講義していただきました。非常に新たな歴史が出てきていまして、ためになっていますので、こういう機会をどういう形でやっていったらいいのかなと私も考えるんですけど、なかなか呼びかけても、歴史文化って言ってもなかなか皆さん来ないですから、いろんなグループ、団体の方々に呼びかけて、来ていただいて、どっかに集まっていただいて、密にならないようにやっていただいて、新たな波佐見町の文化、波佐見焼の歴史を広めていただくような場を設けていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

先ほどは私どもの学芸員について、大変お褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。

学芸員が初めて採用されたのは平成4年か5年だったと思います。まず、最初の学芸員が窯跡の調査をして、国指定の史跡につながったということは、まずは大きな成果だろうと思います。そして、平成29年にさらに1名を採用したわけですが、その1名も大村市の教育委員会で大村市の編さんに携わっておりまして、大変そもそも波佐見に精通しておったというようなことで、採用に至ったわけですが。

そういったふうに2人が両輪となって、今、活躍をしておるわけですが、特に平成29年に採用した盛山のほうは、そういった古文書に大変明るうございましたので、今まで分析が、どちらかといえば少し滞っていたところに、がつんと分析が入って、いろんなことが分かってまいりました。そういったことを踏まえて、最近では地域に呼ばれるということも多うございましたし、昨年度は湯無田のウォーキング大会に盛山が呼ばれて、地域の話をしたということもございますので、議員お説のとおり、そういったふうに地域に出かけて、まず話をしたいなというふうに思います。

いろんな機会、自治会長定例会とかでも御紹介をして、そういった機運を盛り上げていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

これぐらいの規模の町に学芸員が2名というのは、まず学芸員1名も本当に珍しいというぐらいに言われています。これはもう本当に町長は、こういう形で人員配置をされてこられたので、非常に波佐見町にとって、また、新たな波佐見焼のブランド化にもつながるようなことなので、この2名の人をうまく生かしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは最後に、小中一貫校の件なんですけど、これは私はずっと言っている話なんですけど、私は波佐見町に最も適している制度だと思っています。特に、この意味合いは、教育長も幾らか言われましたけども、特に小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等がありますね。いわゆる中1ギャップです。に直面し、小学校から中学校への接続を円滑にする必要性で、この小中一貫というのが考えられていますよね。

特に東小、1クラスしかないんですよ。1クラスしかないということはどういうことか、保護者になって考えてください。クラス替えができないんですよ。クラス替えができないと

いうことのつらさは、もう東小の保護者しか分かりません。もう何世代か私聞いていますけど、本当に大変だと聞いています。実際不登校になった子で、高校になった子がいますけど、ずっと大人になるまで大変なんです。だから子供のうちに、大勢の人と触れ合うような形をつくってあげる。できるんですから。

だから、今後、すぐにはできないんですよ。だから、10年後ぐらいの計画を立てながら、ぜひ調査研究をしていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほどお話があったように、中1ギャップというのは、やはり不登校、登校渋りの原因となるというふうなところもあります。ただ反対に、子供の中には集団になじめないというふうな子供たちもおりますので、逆にたくさんの集団の中に入れない子供たちが不登校、登校渋りに陥るということもありますので、子供たち一人一人のいろんな現状を考えながら、考えていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それもよく分かります。しかし、それが東小学校の子供たちだけがそうであるとは言えないので、やっぱり一つには、少子化の進行や地域コミュニティの弱体化、そして、核家族化の進行により、児童生徒の人間関係が固定しやすいわけですよ、東小は特に。だから、そういうものを大人として、あるいは波佐見町の教育として、小1から多くの人たちに触れ合う環境をつくってあげて、先ほど言われました9年間の義務教育という考え方で、同じメンバーでいく。途中、何人かの入れ替わりはあるでしょう。それは転校してこられたり、出て行かれたりする人もあると思うんですけども、ほぼ同じメンバーでやるということが、非常に私は教育としてはしやすいし、育てやすいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

私、実際に勤めていたところに、1小学校1中学校というところがありました。そういう学校は、1年生から中学3年生まで全くクラス替えがない子供たちでしたけども、そういった子供たち、とっても真面目で素直で優しい子供たちというふうなところがありました。反面、やはり人前に出ていろんなことを出していくというところの苦手な部分がありましたの

で、そういったところのよさとマイナス面になる部分については、しっかりと学校で考えながら進めていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

これには、やはり教育長のリーダーシップが本当に非常に求められるものなんですね。ですから、10年って言っていますけども、全ての地域の人たちに了承を得るためには、やはり相当な時間がかかると思います。ただ、ちっちゃな校区変更とかは、今やると非常にめますので、もともと中学校で、結局人見知りでも、中学校では一つになっていくわけですから、最初から一つにしておいたほうが、子供は慣れると思いますよ。

それと、教育が平準化できると思います。今回、タブレット化しますよね。やっぱり情報を一つにしておかないと、3小学校でまたいろんな問題が出ると思いますよ、これ。一つのほうが解決もしやすいんじゃないのかなど。そして、小学校と中学校の教員の連絡がうまく行って、今やったら中学校の入学式のときに、呼名、名前を呼びますよね。あのとき、多分中学校の先生は初めて顔を見るんですよ。ところが小中一貫にすると、もう最初からずっと中学校の先生も顔を知っている、成長過程を把握できるといういろんなメリットがあります。

一番のメリット、運動会が1回で済みます。そういうこともあるんですよ。

ですから、ぜひそういういろんな、デメリットもあると思いますけども、そういうものをしっかりと調査研究をしていただきながら、教育委員会の中でですね。学校長ともそういう研究をしていただきたいと思います。

よその視察も今はなかなか行けないでしょうけども、コロナの収束とか、行けるようになったら、少しずつ進めていただいて、将来的な波佐見町の教育は、私はこれが向いていると、本町は非常に合っていると思いますので。

ただ、施設の拡充とかが要るかもしれません。ただ人口が減っていくと、今のままだでも大丈夫かもしれません。そういうことも含めながら、調査研究をしていただきたいと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど申しましたように、今年度から学校運営協議会、コミュニティスクールというのができました。様々な学校のために、地域のほうからいろんな御意見を伺う機会を設けるよう

にしましたので、今後10年間というふうな話がありましたけども、そういったことも含めながら学校運営協議会の中に一つの議題として話をして、地域の方の御意見、そして保護者の方の御意見、そして先生方の意見を聞きながら、話を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

例えばタブレット化も、2023年から1人1台だったのが前倒しになりました。ですから、こういうことも前倒しになっていくかもしれないので、早めに調査研究されて、早い対応ができる形になっておったほうが、私はいいと思うんですよ。人口減というのが急に来るかもしれない、実際。よく分からないですよ、はっきり言って。そういうことも含めて、今から対応していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時10分から再開いたします。

午後0時6分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 脇坂正孝議員。

○6番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。私は、本日2件ほど質問をいたします。

1. 町議会議員選挙の投票率向上対策についてでございます。

この10月に実施が予定されております町議会議員選挙は、新型コロナウイルスの感染防止に留意する中で、投票率の向上対策を図る必要があります。そこで、次の事項についてお尋ねをいたします。

(1) 期日前投票の実施方法は、

(2) 当日投票の実施方法は、

(3) 開票の実施方法は。

(4) 投票率向上のための有権者への啓発はどうされるのか。

(5) 3密を避け、交通弱者の利便を図るため、期日前投票所及び当日投票所の増設はできないか。

2. スマート農業の普及推進について。高齢化などによる農業担い手の不足解消や作業の効率化及び安全性の向上のため、スマート農業の普及推進が期待されております。普及推進について、次の事項について問います。

(1) 本町のスマート農業の普及状況など、現状はどうでしょうか。

(2) スマート農業の普及推進について、本町の農業関係者の意識はどうでしょうか。

(3) 本町としての考えはどうでしょうか。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 選挙管理委員長。

○選管委員長（富永利幸君）

波佐見町議会議員一般選挙については、町議会議員の任期が今年10月31日までとなっておりますので、今回の選挙は10月6日を告示日、10月17日を投票日として、町民皆様に、新型コロナウイルスと共生する新たな生活の中において、安全に投票していただくよう配慮し、事務を進めております。

その一つ、期日前投票についての御質問ですが、期日前投票は、御存じのとおり、用事、仕事、入院などの、投票日当日にお住まいの投票区の投票所へ行けない方を対象とした投票であります。告示日の翌日から投票日の前日、今回の選挙で申しますと10月7日から10月10日まで、午前8時半から午後8時まで期日前投票ができます。

従来は、役場の玄関B側の狭い会議室を使って行っておりましたが、今回は新型コロナウイルスで3密を避けなければならないため、この狭い会議室では3密を避けられないと判断し、総合文化会館のロビーを使って行うよう予定しております。

選挙当日は、第1投票区中尾山交流館、第2投票区永尾構造改善センター、第3投票区東小体育館、第4投票区総合文化会館、第5投票区村木公民館、第6投票区波佐見町農村環境改善センターの町内6カ所の投票所で、午前7時から午後5時まで投票できます。期日前投票では3密を避けるため投票所の場所を変更しましたが、投票日当日は、従来どおり投票所で行いたいと思います。

期日前投票でも当日投票でも、今回の投票は、新型コロナウイルス対策として、投票事務に従事される投票管理者や投票立会人、それと事務従事者の方々には、マスクの着用と定期的なアルコール消毒、それと、施設の定期的な換気や消毒など、基本的な感染防止対策は行っています。

また、投票される方については、今月の広報でも周知しますが、まずマスクの着用をお願いしたいと思います。もし忘れられた方のために、マスクは投票所にも準備いたします。次に、入り口にアルコール消毒を準備しますので、手指消毒をお願いします。消毒が済まれた方は、受付で入場券を出していただきますが、ここが唯一投票される方と、事務従事者が接するところとなりますので、パーティションの仕切りを入れたいと思います。入場券で名簿をチェックし、投票用紙をお受けになり、記載台で候補者名を記入していただくこともありますが、使用された鉛筆については、1回1回使用されるごとに消毒したいと思っております。今回は、投票箱横に鉛筆回収のための箱も準備しますので、投票用紙は投票箱に、鉛筆は回収箱に入れていただくようお願いしたいと思います。しかし、それでも気になるという方については、今回は、自宅から鉛筆を御持参されても構いませんので、こちらも広報等で周知してまいりたいと思います。

今回、もし体調が優れないという方が来られた場合は、受付のほうでその旨申し出ていただき、入り口付近で投票できるよう配慮したいと思っております。

開票については、投票を午後6時で締め切りますので、午後7時から総合文化会館の小ホールで行いたいと思います。開票に従事していただく職員の方や選挙長、選挙立会人などの全ての開票従事者の方々にもアルコール消毒をしていただくとともに、マスクの着用をお願いし、なるべく3密にならないよう人員配置態勢を取っていきたいと思います。

なお、開票の終了予定時刻は午後9時を予定しております。

今回の町議会議員選挙の啓発については、昨年7月にやった参議院選挙で、初めてケーブルテレビで投票を呼びかけました。また、今回もケーブルテレビを使っての啓発を考えております。そのほか広報紙、有線放送、ライン@、ホームページを通じた啓発を行いたいと思っております。

また、町の選挙の折には、波佐見高校の美術工芸科の生徒さんに依頼して、啓発用の選挙ポスターの図案を頂いております。それを基にポスターを製作します。来週中にはできる予定ですので、自治会等に配布するとともに、併せて町内の大型店舗や町内の交流店舗にも掲

載依頼をお願いしたいと思っております。

あと、選挙期間中は、広報車での啓発を計画しております。

今回、期日前投票は、新型コロナウイルス対策として、初めて総合文化会館で行いたいと思います。

御存じのことと思いますが、投票の原則は1人1票の原則がございます。期日前投票については、町内のどの投票区の方でも投票できる投票ですので、期日前投票所を二つ以上設置する場合は、二重投票を防ぐ意味で、投票者の把握が瞬時にできなければなりません。現在、選挙のシステムで、そのようなネットワークがある施設は、役場と総合文化会館の間ではできようになっています。3密を避けるために、役場から総合文化会館に期日前投票を移動させましたので、現実的には文化会館1カ所のみで期日前投票をすることになります。また、2カ所以上設けるとしても、限られた選挙管理委員会の人員の中で、人員確保は難しいものと判断しております。

次に、当日の投票所ですが、公職選挙法では投票区を設け、その投票区に投票所を設置するとなっているが、人口規模で幾つの投票区を設けなければならないなどの規定は、公職選挙法にはありません。公職選挙法のほか、投票区の設置基準として、昭和44年に当時の自治省から役所まで3キロ以上にならない、また、1投票区が3,000人を超えないという指針が示されています。

現在、波佐見町には6投票区があり、それぞれの投票区において1カ所の投票所が設置されています。投票所を増やすとなると、この投票区を増やすこととなりますが、当時の自治省から示された指針に沿いますと、投票所までの直線距離ですが、第3投票所の東小体育館と野々川の境野集落は約3.5キロと指針を上回っています。投票区の数でいいますと、第4投票区が約4,100人と1,000人ほど上回っています。地方自治省の指針の基準は超えていますが、大切なことは、その投票区において投票所となるような公共的な施設があるかどうかとも重要となってきます。また、投票所を増設するとなると、その投票所に従事する職員の確保も問題となってきます。

選挙管理委員としましては、以上のようなことを勘案し、従来から親しまれている投票所での投票を今後も考えていますので、造設については今のところ考えておりません。

確かに交通弱者と言われる方については、近くで投票を行いたいという希望はあられると思います。そういった方々の投票しやすい環境づくりについては、今後とも調査研究してま

いりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 協坂議員の御質問にお答えいたします。

2. スマート農業の普及推進について、高齢化などによる農業担い手の不足解消や作業の効率化及び安全性の向上のため、スマート農業の普及推進が期待されている。

(1) 本町のスマート農業の普及状況など現状はどうかという御質問ですが、本町内において、補助金等を利用した農作業の省力化を目的とする高性能機器を搭載した農業機械の導入や、農作物の高品質化を目指した生産管理システム導入の実績は、現在のところございません。

しかし、農業者個人では、農業用ドローンを導入し、農薬散布等の防除作業を実施されている方が数名いらっしゃる状況となっています。なお、最先端技術を取り入れた高性能農業機械については、一般的な機械より高額であることから、現状の農業経営の中では費用対効果が得られない等により、普及していないのが現状と思われまます。

(2) スマート農業の普及推進について、本町の農業関係者の意識はどうか、また、本町としての考えはどうかという御質問ですが、令和元年度に町内の農事組合法人や中山間組織等の農業関係者により、波佐見スマート農業推進協議会を組織し、農業用ドローンによる水稻の防除効果の実証などが実施されました。

この協議会は令和元年度限りの予定でしたが、令和2年度以降も会員の有志により、スマート農業技術を導入している事例の調査を行うなど、継続した活動を実施されるとのことでありますので、スマート農業に対しての農業関係者の意識は高いものと思われまます。

(3) 本町としての考えはどうかとのことですが、町内の水稻生産をはじめとする農業の維持継続を図るためには、最先端技術を組み込んだ新たな営農形態の確立と省力化、効率化を図る農業用機械の導入や、AIやICTを活用した農産物の高品質化による所得の向上などは、今後の重要な課題と認識していますので、今後も調査研究を進めてまいります。

○議長（今井泰照君） 協坂議員。

○6番（協坂正孝君）

まず、選挙のほうから参りたいと思います。

期日前投票にしろ、当日投票所にしろ、十分対策はなされているかと思われまますけども、投

票の方の体温測定ですね。よくよく今、体温測定が言われているわけですが、それから健康のチェック表、こういったものはいかがなされますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

投票に従事されている方の健康チェックということでございますので、そちらにつきましては、今度、投票管理者の説明会とか行いますので、その折にこういった形で実施していくかということはこちらから方針を示して、チェック等をしていくような態勢を取っていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

やはりチェック表はいろいろあるでしょうけども、体温測定ですかね、頭に当てる。このくらいのはやっぱり必要じゃなかろうかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

事務従事者については、事前にそういった体温測定をしてきていただくというのは徹底したいと思っておりますけども、投票される方、来場される方についてでございますけども、検討したんですけども、投票自体、受け付けしまして投票用紙受け取って、記載台で書いていただいて投票箱に入れる、一連で二、三分のところかなというところを考えております。国の指針とか何とかというところで考えますと、15分以上一緒にいるとかそういったところが指針で示されておりますので、二、三分で済むと言ったらおかしいですけども、そういったところを勘案して、体温測定までは大丈夫じゃないかというふうな判断をいたしております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

それから鉛筆ですね。先ほど鉛筆っておっしゃったんですけども、鉛筆の持参は可能だと。これは、最近鉛筆よりもむしろボールペンのほうを皆さんをお持ちじゃないかと思っているわけですね。それぞれ携帯用は、シャープよりも。だから、これは選挙法かなんかで、やはりボールペンは駄目なんですかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

詳しくは調べていませんけども、それはなかったと思います。ボールペンでも多分大丈夫だったと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ボールペンが大丈夫ということであれば、ぜひこちらのほうも認めていただきたいと、そのように思っております。

それから、投票所等は変わりはないということでございますけども、期日前投票所の造設についてですが、すいません、その前に開票の実施方法の中で、この総合文化会館の小会議室だということですが、こちらに選挙関係者、あるいは支持者の方々の入場制限と申しますか、この辺はいかがなされますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

最初に小ホールで、我々の開票従事者のそういったスペースの確保をまず図りたいと思っております。それで、例年であればその一部のスペースを使って、関係者の皆様が入ってこられてから、開票の様子を御覧になるスペースは設けたいと思っておりますけども、このコロナの時代でございますので、ある程度そういった入場の制限は設けなければいけないかなというふうに思っております。

それと、ここ数回でございますけども、テレビ波佐見による開票の様子をリアルタイムで放送をしていただくようにしておりますので、そちらの活用という形でも啓発を図れたらと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

基本的には、開票所での入場制限は私はすべきではないと思っているんですけども、こういうふうな時代ですので、ある程度はやむを得ないというふうに思うわけですが、例えば体育館で開票するとか、そういったことはできないんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

体育館でしようというのも、それは大丈夫です。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

できるだけ多くの人に入場してもらうためには、体育館の開票も考えていただければいかんかなと思っているわけですね。ケーブルテレビ等で放映されるのは分かりますけども、やはりより広い場所でされたほうがよろしいんじゃないかと思えますけど、そちら辺は再考をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

確かに議員おっしゃるとおりでございますので、もう一度そこらあたりは選挙管理委員会で検討させていただければと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

投票率の向上のための啓発でございますけども、もう私も過去2回ほど質問をいたしまして、いろいろお聞きをしております。私も今回3回目になるわけでございますが、投票率の低下に危惧を覚えておまして、とにかく本町の町政選挙の場合に、過去10年間で約10%減っていると。1年間に1%ずつぐらい下降しているというふうな状況で、非常に民主主義の根幹であります選挙というものに、皆さんもっと関心を持っていただきたいということで、この質問を繰り返しているわけでございます。

したがいまして、啓発も重要な要因になるかと思えますけども、今回はポスター等もされると。それから、広報誌にはもちろん載せられるですね。それから防災無線、これは大体どのくらい使われる予定でしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

防災無線につきましては、入場券をお配りいたします。入場券の啓発と同時に、選挙の啓発と。それと、告示日に投票14名超えた場合に選挙があるということで、期日前投票をあしたから行いますというところ、それと、期間中、1回か2回ほど、予定させていただいて投票日翌日、日曜日が、町議会議員の一般選挙の投票日という啓発を予定をしたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

続きまして、宣伝カーと申しますか、車での啓発ですね。こちらのほうはどのような予定でしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

すみません、その前に、先ほど答弁いたしましたボールペンは大丈夫かということですが、ございますけれども、今、開票の機械を使って行ってございますけれども、そちらのほうの機械のほうを読み取れない可能性があるというところで、鉛筆のほうがよくしゅうございますので、鉛筆のほうで啓発を行いたいと思っておりますけれども、もしボールペンで投票されても、読み取れなかったら読み取れなかったところに出てきますので、そちらは手作業で分けるしかないかなというふうに思いますので、スムーズな開票時間を目指して、まず鉛筆持参ということで啓発は行いたいと思っております。

それと、車での啓発ということでございますけれども、当然、選挙になれば、こちらの広報車を通じての啓発は、町内一円行ってまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

回数もですけども、なるべくこれは多くしていただきたいというのがあるわけですが、現在のところ、計画ができておりましたらそれをお願いしたいと思いますし、それから、回られるルートですけども、これが私の近所の人で、かなり幹線なんですけども、そこでも聞こえなかったという話も聞いておりますので、1歩離れたらますます難しいと。したがって、タクシーののんなっせ号ありますけども、あのルートぐらいはずっと回って、奥のほうまで回っていただきたいというふうなことをお願いしたいと思いますけど、その辺はいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

確かに津々浦々というか、そういった細かいところまで行くような形で、今後、選挙管理委員会としても、そのルートの検討等をさせていただければと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

ぜひお願いをしたいと思います。

それから、有線テレビでございますけども、これはたしか前回から、宣伝を含めたところで公表されているということですけども、前回、私、選管の委員長様に出演のこともちょっとお願いしとったんですが、今回、選管委員長の出演はいかがでしょうか。多分インパクトがあるんじゃないかならうかと思っております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

今回もケーブルテレビを使つての啓発は予定をいたしております。委員長にもお願いして、そのように予定をしていただいております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

委員長、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、期日前とか当日投票所の関係でございますけども、今回は役場から総合文化会館のほうに場所が変わるというふうなことで、いつも皿山の方が、村木の投票所よりもこちらの役場のほうに来たほうが便利がいいというふうなことで、期日前投票に来られるということなんですけども、今度、ちょっとまた少し遠くなって入らないかと。そういったところのマイナスと申しますか、その辺は考えておられるんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

皿山の方が従来は役場に来て期日前投票でされていたということで、今回、期日前投票所を文化会館のほうに移動するというところでございますけども、若干遠くはなりますけども、そちらのほうにまで来ていただくというふうな形になろうかと思えます。役場に来られてから、その方々を向こうまで案内するというような、状況次第かもしれませんが、ちょっと考えておりませんので、申し訳ございません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今まで役場に来られた方々は御存じかとは思いますが、期日前投票所が変わりましたということの周知徹底はしておかなきゃいけないと思っておりますけども、コロナがいつまで続くかは分かりませんが、交通弱者というのはだんだんだんだん増えていくかと思えます、免許証返納とか何とかです。したがって、期日前投票所も、いろいろ機器の

関係、システムの関係があらうかと思えますけども、将来的にはやっぱりあと1カ所ぐらいは増やすような方向で、今後、考えていただきたいと思っておりますし、それから先ほどの投票所ですか、3.5キロが1カ所、それと4,000人を超えるところが1カ所あるというふうなこと、こういうところも含めて、期日前、それから当日投票所を含めて、見直しをやっぱりすべきかなど。なかなか公共的な施設も限られてはおるんでしょうけども、あくまでもやっぱり選挙民の利便性というのを図っていかないかんというふうに思いますので、その辺も、もう今回は間に合わないとは思いますが、今後の課題として、もちろん人も要る、人的な費用も必要ですし、それぞれかと思えますが、やはり利便性というのは、特にさっきの2カ所については、改善を図るべきだというふうに思います。

それから、前回、第5投票所の問題ということでお聞きしているんですけども、この辺のことも、その後幾らか検討はされているんですか。いわゆる村木投票所が、皿山の方が入らばいいかんということで、むしろ役場の期日前投票のほうがやりやすいというふうな話も出ているわけですね。だから、そういったところは改善の進捗といいますか、その辺はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

そういった交通弱者と言われる方々の投票については、確かに検討をしなければいけないというふうに思っておりますし、県の選管としても、そういったことも考えているということで、そういった研修会等も予定されているみたいでございます。ほかの先進事例で、移動投票所というのは何かあるという話もありまして、どういった形でされているかというのも、そして、そういったシステムとか何とかもどうなるのかというのもはっきり分かりませんが、一応そういった先進事例を参考にしつつ、県が研修会だったか、何か考えているということでもございましたので、そこらあたりの情報を仕入れながら、波佐見町に持ってこれるものは持ってきて、投票しやすい環境づくりというのは積極的にさせていただきたいと思っております。

それと、前回からということで、村木の公民館が中に入っているというところで、その前は蓮池保育園さんをお借りしてずっとやっていたんですけども、そこがちょっと施設的にということで言われまして、沿線沿いで探していたんですけども、なかなかいい施設が見つからなくて、ある程度大きなと言ったらおかしいですけども、連合班単位の集会所は何カ所か

ありますけども、そこはちょっと狭いというところで、選挙でございますので、一番投票数が多いのは、衆議院の選挙が3票というのはございますので、そういった投票できるスペースというのを確保できる投票所ということになってまいりますので、投票たんびに投票所を変えるというのが一番、選挙民にとっては困る話でございますので、沿線沿いのそういった施設等とか、ほかにどういった形で投票ができるかというのは、そこらあたりも研究していかなければいけないかなというふうに思っております。

とにかく一番投票される方の利便性を高めて、投票率を高めるというのが民主主義の根幹になってこようかと思っておりますので、そこらあたりは本当、調査研究させていただければと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今お聞きしました県選管が計画というか、進めている移動投票所ですか、ぜひこちらのほうの設置の実現、こちらのほうに向けても、本町だけでは到底できんとでしようけども、積極的に進めていただければと思っております。

最後にですけども、今度の町議会議員選挙の投票率の目標は、どの程度を考えておられますですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

投票率の目標でございますけども、議員も御質問の中でおっしゃっていましたが、年々投票率が下がってきている状況でございます。過去5回の投票率を申し上げますと、平成12年が84.60%、16年が80.91%、20年が76.51%、24年が74.23%、前回の28年が68.39%と、平均すれば4%ずつぐらい、だから1年に1%ということで議員からの御発言があったんですけども、4%ぐらいずつ下がっている状況でございます。これを少しでも上向きにさせるための啓発でございますので、頑張っていきたいと思っております。

ですので、その例から言いますと、64というのがなってくるんですけども、それはもう64ではございませんので、前回並みの68を目標にさせていただければと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

前回は超える投票率というふうなことをお願いしたいと思っております。

すいません、ちょっと最後になりましたと申しましたけども、ホームページを見ていましたら、埼玉県の吉川市というところで、「家族で選挙へGo!」というキャッチフレーズの下に、子供を投票所に連れていくというふうなことを運動としてされております。

総務省によりますと、子供さんを小さいときから選挙に連れていけば、政治に慣れて投票に行く際に、やはりほかの子供さんと比較しますと20%高いと、そういうふうな調査結果も出ているそうでございます。今回はコロナでそういうこともできんかもしれませんが、今後、参考になればと思う次第でございます。

続きまして、スマート農業のほうでございますけども、まず、農家数の推移ですね。農家数の推移について、それと、今年度の予算で農業次世代人材育成投資資金、これが150万円ほどありましたけども、これ以前は300万ですかね、持ってあったわけですね。こちらの執行の見込みはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それではまず、農家数の推移でございますけども、こちらは農業センサスの調査の結果をお知らせしたいと思います。

まず、2005年の調査でございますけども農家数が805戸、それから2010年が736戸、それから2015年が654戸というような形で推移をいたしております。

また、今年度予算に計上しておりました次世代のほうなんですけども、150万円ですね。今のところまだ執行に至るような新規就農者が現れておりませんので、執行をいたしておりません。

以前は300万円をいたしておりましたけども、以前は2人ほどおりましたので、それが期間がなくなってしまいましたので、新たに今探している状況ということでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

それでは、2005年から15年にかけて805が654、100、150ですか。150の農家数が減っているということでございますけど、この原因はどのように考えられますか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

原因というところで、そこまでしっかりとした分析はしておりませんが、まずは人口

が減少しているという状況ですね。2005年におきましても、高齢者の方で農業に従事している方が多うございました。その関係で、年を追うごとにもう辞めていかれる方が増えるというようなこと、それから、若年層の方、20代、30代の農業者の数がなかなか増えていかないというようなことが要因ではないかと思っております。

○議長（今井泰照君） 協坂議員。

○6番（協坂正孝君）

今のお話にありましたけども、細かい要因は別としまして、今後さらに農家の従事の方は減少するだろうと、私なりに思っております。やはり高齢化というのが一番の大きな原因でしょうし、今、課長がおっしゃったように、若年者が就業されないということ、そういったことで高齢者の方は辞められる、若年者は就業されないとしますと、毎年毎年、1歳ずつぐらいは就業者の平均年齢が上がってくるわけですね。もう私の周囲もほとんど70以上です、就業されている方がですね。

そういうふうな状況にありまして、主な解決策としましては、外国人労働者をお願いするか、あるいはスマート農業と呼ばれるような仕事を軽減するような方法、それから時間を短縮するような方法、こういった方法が考えられるんじゃないかなと思うんですけども、しかし、外国人労働者はなかなか難しいところもあります。今回のコロナのように一等戻られたら、なかなかまた日本に戻ってこられないとか、言葉の問題とか習慣の問題とかいろいろあるかと思いますが。

したがいまして、今後は高齢者もできる、そして若い方が入っていきやすい、そういうふうな機器装備、これを使ったスマート農業の時代になろうかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

外国人労働者につきましても、今、長崎県のほうでエヌという会社をおつくりになって、派遣をされております。その部分が、やっぱりこの労働力不足を補っていかうというような、県が先頭に立って、今、活動を展開されているところですけども、先ほど議員もおっしゃられましたとおり、コロナで入ってくるはずだった人が来なかったということで大変苦慮しているということで、今日ちょうど、その会社のほうからお見えになってお話を聞いたところでございます。

今後につきましては、確かに農業に従事する方は減っていきます。高齢化もどんどん進んでいくと思います。ただ、高齢者が容易に使える機器であるかどうかというのもネックになってくると思います。それと、その機器が、今の波佐見町の農地の形状に合うかどうかというようなこともございます。そこを総合的に判断しながら、スマート農業なりを進めていかなければならないかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私も、近所で農業をされている、もう高齢者ですけども、ちょうど10人だったと思いますが、この方々に伺ったところ、10人全員がぜひ購入したい、使いたいというふうな希望でございました。

しかし、問題は経費ですね。経費がかかってなかなか踏み切れないということでございます。それで、個人で購入されている向きもありはするんですけども、スマート農業と呼ばれるものの中にはいろいろありますが、先ほど町長がおっしゃったように、相当進んだものは、なかなか経費がかさんで難しいというふうなことでですけど、身近なといいますか、しょっちゅう薬の散布とか、種まきとか、肥料の散布ぐらいまでできるようなドローンとか、それから、非常に山間部はあぜとか、それから土坡が急というか、長いですね、2メートル3メートル優にありますから、そういったところのリモコンによる草刈り機、こういったものを普及していけば、今、75歳ぐらいで仮に農業辞められる方ももう少し延長できますし、それから、約1町歩を10分程度でできるというふうな農薬散布ということも聞いております。

こういったことなら、若い人もちょっと合間にしてあるよと。しかも、操縦なんかは面白いというふうなところもありますから。そういったことで、参入人口も増えてくるんじゃないかというふうに思っております。私が10人の中で聞いた人も、そういうふうな意見を申されておりました。

だから、やはりネックは、高額な機械ですから、その辺の整備のための助成ということになろうかと思っております。現在、町のほうで、そういうふうな予算はいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

先ほど言われましたスマート農業機械の一番身近な機械ということでドローン、それからラジコン草刈り機のほうにつきましても、予算ですけども、町単独、県単独の補助というの

は今のところございません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

今度のコロナ対策の国の補助金ですかね、その中で何件か申請をされているようですが、その中にもドローンが1件入っているわけですね。ですから、やはりそういったことで必要性は大いに感じておられるというふうに思うわけですが、もし、国の経営継続補助金の申込みの中で、例えばドローンあたりを申し込まれて、これが外れたという場合、この件に関して、ほかのもそうですけども、町の単独でドローン対策ということで、こちらのほうの予算づけはできないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

経営継続補助金のほうにつきましては、コロナ対策の一環でございますので、単年度、第1期の募集がもう終わりました、9月から第2期の募集が始まるというところの中で、ドローンを1機購入したいということで申請をされているようでございます。

もしこれに外れた場合ということでございますけども、この申請を法人さんがされているんですけども、法人さんにつきましては、単独でそもそもドローンを入れるということでございました。ので、多分審査されないのじゃないかなと、国庫補助はですね。されないのではないかと、ちょっと難しいところがあるということもあってされておりました。

こちらのドローンにつきましては、法人もしくは認定農業者につきましては、国の補助事業のほうがございます。こちらのほうは、もう既に購入をしていきたいということで構想を上げられている団体が二つほどございますので、そちらにつきましては、今後も導入に向けて、こちらでも検討、協議をしながら、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

そういったことで、国の先ほどの経営継続補助金は、やはり私が聞いたら、その方は法人で申請されているんですよ。そして、それが9月中にははっきりするということですので、そういった後のフォローといいますか、そういったことも必要じゃなからうかと思っているんですが、機器の助成については、本町の予算でも既に産地パワーアップ事業ですか、これは国が半分ですかね、それから新構造改善加速化支援事業、こういったもので田植機とかト

トラクターとかかされていますよね。こういったものを新たな事業名として、スマート農業推進費とかそういった名目で推進ができないものか。もうこれは喫緊の課題と思います。

先ほど、高齢者になると機器の使い方がというふうなことを答弁されましたけども、やはりそのとおりで、まだまだ70ちょっと過ぎぐらいまではいいんですよ。その後がなかなかきついと。講習も5日間ぐらい受けないかんということで、もう待っておれないというふうな、年齢的な、そういうふうなところに差しかかっておりますので、こういった方向でぜひ、導入、普及を進めてもらって、やるべきじゃないかと思っております。

とにかくプラスもマイナスもよくよく御存じでしょうけど、山間部の狭い水田でも畑でも、ドローンはやっぱり使えるというふうなことも聞いております。そして、動力噴霧器なんかは5人も6人もかけてせんばいかんですけども、あれは2人ぐらいあれば短時間でできるということでございますので、そういった利便性をぜひ考慮していただきまして、町としても積極的に進めてもらえればと思います。その辺はいかがですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

今、農業機械の購入について、国、それから県の一部負担とか、町の一部負担で購入を進めていっておりますから、必要に応じては入れてまいっておるわけですけども、その中で、スマート農業機械と言われるドローンなり大型トラクターとか、そういうのが必要であれば、その中の構想で、今後を見据えた中で導入が必要かどうかというのを判断して入れていっております。

今年、令和2年の構想の中で、令和3年から法人が一つドローンを入れたいということ、それと先ほど言いました経営継続のほうで入れたいというところがございましたので、令和2年中にドローンの講習に行っていただくように予算措置をするようにいたしております。

それと、今後の機器の購入につきましては、いろいろとの農業の形態、平場それから中山間地、いろいろあります。それと、中山間地と平場では農地の大きさも違います。それから、のりの角度、傾斜というのも違います。先ほど言いましたラジコンの草刈り機につきましては、傾斜角度が大体45度ぐらいまでのものなんですよね。中山間地に行けば、逆に傾斜がもっとありまして、導入したところで使えないというようなところがあります。

ですので、スマート農業というものは、英語で「スマート」というのは、賢いというような意味もありますので、賢い農業をしていただく機械を入れていただくと。そういったもの

に対して補助をしていくと。決して賢い農業は、高性能機械を入れたからできるというものではないということを私は思っておりますので、そういうところをしっかりと見ながら、補助に乗れるところはしっかりと補助を使って、導入を進めてまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 協坂議員。

○6番（協坂正孝君）

よくよく御存じかと思えますけども、国の食料・農業・農村基本計画ですか、この中でも、今年の3月版でスマート農業の普及じゃなくて、加速化と。加速化と言っているんですよ。そしてまた、その社会実装を推進する必要があると。だから、波佐見は波佐見なりにその辺をよくよく研究されまして、進めていただければと思っております。

ちょうど予算の話をとっておりますが、今度、水田対策費ですか、これは400万ぐらい減っていますよね、31年から2年度にかけて。そしてさらに、先ほどお尋ねしました人材育成投資資金、これも150万、執行は分からないと。そういうふうな状況ですから、そういうのに代わりまして、新たな予算の事業として、こういうふうなのを購入するための助成あるいは普及のための経費、こういったことを図ってもらう必要があるかと、そのように思っております。

農地はとにかくよくよく言われますけども、単なる作物を作る場所だけじゃなくて、災害のため、あるいは防災ですね。それから昨日議論になりました景観。鬼木地区とか南地区の広々とした風景とか、そういったことも議論になっております。

こういったのを維持していくためには、やっぱりそれなりの努力が必要ですし、観光業的にも非常に役立つわけですから、ぜひ進めていただきたいと思っておりますけども、最後にすいません、町長、お願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

本当に機械的にも、すばらしい機械がどんどんできてきておりますけども、先ほど課長が言うように、やっぱり身の丈に合ったといいますか、そういう形の中で、より効率的な効果的な取組。やっぱり現場でしか分からない、現場でしか知恵が出ない、そういうところを十分考慮して、そういうところに手助けができれば、さらに効果が上がるんじゃないかなと。そういう現場からの意識が出てくれば、行政としてもいろんな補助金の有効な活用ができるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

現場の声も、私が聞いた範囲では、もう十分そういったものの必要性を感じておられますので、再度、そういったところをくまなく聞かれまして、新たな展開をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時20分より再開いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 三石孝議員。

○4番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。初めに、今般の台風9号、10号で被災された皆様方に、改めてお見舞い申し上げます。早い段階での復旧が達成できますように願っております。

それでは、質問に移らせていただきます。

1. 株式会社ニシケン工業の産業廃棄物の搬出状況について。

(1) 現状はどのような状況ですか。

(2) 今後の町としての見通しを伺わせてください。

2. 地域交通と高齢者の足の確保について。

(1) タクシー利用券交付事業案の進捗状況はどのようになっていますか。

(2) 地域交通会議とはどういうものですか。

(3) 町道西部線の鶴川理髪店前の交差点における歩車分離型信号機について、設置はいつですか。

以上、壇上からの質問とします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 三石議員の御質問にお答えいたします。

1. 株式会社ニシケン工業の産業廃棄物の搬出状況について。

(1) 現状はどのような状況かという御質問ですが、ニシケン工業の産業廃棄物の搬出の現状については、これまでの議会の中でも議員から質問があり、そのたびに改善が進んでいない状況を答弁してまいりました。

現在の状況につきましても、野積み状態で堆積されている保管物は、搬出されている形跡はあるものの、残念ながらその改善が顕著に現れている状況ではありません。

産業廃棄物処理施設として許認可を下す県は、実効性のある保管物の搬出などの指導を実施するため、同事業所に対して、保管物処理計画に係る改善計画書の提出を求め、その履行の確認のため、定期的に現地の確認及び指導を行われています。その際、町の担当課も同行させていただき、県を通じて、環境保全協定書を遵守していただくよう伝えています。

また、細かく粉砕し搬出していた処分前廃棄物の木くずについては、令和元年8月からチップの取引先の受入れが中断になっていたことに併せ、今年3月に木片チップ粉砕機から出火する火災が発生し、それ以降、処分されていない状況が続いています。

(2) 今後、町としての見通しを伺いたいという御質問ですが、堆積されている保管物の搬出は行われているものの、現状のペースで処分を続けても、保管物処理計画に係る経済改善計画に沿った早急な改善は見込めない状況と判断します。

また、処分前廃棄物の木くずについては、粉砕機の入替えにも県の許可が必要であり、許可が下りれば処分が再開されると確認しています。

いずれにしましても、今後も県と連携を図りながら、環境保全協定書の遵守に努めてもらうよう、対応をしてまいりたいと考えています。

2. 地域交通と高齢者の足の確保について。

(1) タクシー利用券交付事業案の進捗状況はどうかという御質問ですが、高齢者の移動支援については、これからの生活支援の一つとして考えていかなければならない問題であり、その手だての一つとして、高齢者に対するタクシー利用券の交付事業については、有効な手段として捉えているところです。このことから、タクシー利用券の交付事業については、実施に向けた協議を進めております。

お尋ねの進捗状況についてですが、交付事業の実施となった場合、交付対象者の範囲や交

付の方法、利用券の使用方法などについて、先行して実施されている近隣の状況も確認しながら、研究を行っているところです。また、協議の際に出てきた課題や関係課との兼ね合いなどについても整理を行い、共通認識を図ったところです。

今後の動きとしましては、先ほど申しました事業内容の詰めを行い、年内には形を整えることとしています。その後、新年度予算への計上を行い、御審議いただければと考えております。

(2) 地域交通会議とは何かという御質問ですが、地域交通会議とは、正式には地域公共交通会議と言い、地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の対応、及び運賃、料金、事業計画等について、地方公共団体が主催者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路法、道路運送法に位置づけられました。

また、法令に規定される市町村が主体となる地域公共交通に関する協議組織は、道路運送法に基づく地域公共交通会議と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会があり、本町が活用しているのは、前者の地域公共交通会議となります。

本町の地域公共交通会議は、自治会の代表や老人会、婦人会の代表、バスやタクシーなどの交通事業者や労働組合代表、タクシー協会、警察、運輸局、町で組織し、近年は特に乗合交通に関する議題を中心に協議しています。

(3) 町道西部線の鶴川理髪店前交差点における歩車分離型信号機について、設置はいつかという質問ですが、昨日の城後議員の御質問でもお答えしましたが、まず、設置については、地元からの要望があって、その要望を警察署が現地調査等を踏まえ、設置が妥当と判断すれば、実際設置を担当する県警本部に警察署から上申されます。この上申後、県警本部の担当者が現地調査を行い、設置するかどうかの判断を下され、設置という運びとなります。

この鶴川理髪店前の信号機については、川棚警察署、県警本部とも、現在では交差点の道路改良が前提条件であるということでしたので、他の町道改良の案件もある中においては、今すぐには交差点改良はできませんので、県警本部からの回答により、設置はしてもらえないということになります。

昨年10月に、南小学校関係者と議員同席の折に、川棚警察書からも予算の確保ができるとの回答を一緒にお聞きされたと思います。そのときにも、道路改良の話は上がったと思いますが、その際にも、ここ一、二年、すぐには交差点の改良は無理だと、役場から警察のほう

へ申し上げたことは、議員もお聞きになっていたことと思います。

しかし、その役場から交差点改良は難しいとの発言後も、警察からは、信号機設置には交差点の道路改良が前提条件なので、信号機設置は無理ですなどの話はなかったと思っています。10月の打合せは、信号機が設置されると確信したような会議内容だったと思います。この10月の打合せ後、12月に県警本部の信号機の担当者を交えて、現地でも協議しております。信号機設置の最終段階です。その際にも、交差点改良という話は県警本部からもありましたが、それについてはすぐにはできないとこちらから答えたにもかかわらず、信号機の設置はできないと明快なことはありませんでした。

町としては、信号機担当者が現地まで来て、警察内でも上部と再度協議するとの回答ももらっていました。その後、県警本部や川棚警察署から何も連絡もなかったもので、現地調査も完了し、信号機が設置されるものとばかり思っていました。しかし、今年7月になって、交差点改良が、信号機設置の前提条件であると突然言われたので、なぜ昨年数回の打合せでも、それが前提条件であるとの明快な答えをいただけなかったのか、甚だ疑問が残るところです。今になって、なぜそれが条件でしたと言われるのか、役場としても戸惑っているというのが実情です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

最初に、株式会社ニシケン工業の産業物の搬出状況についてということで御回答いただきましたけども、現実的には一部搬出をされておりますが、瓦礫、木くずは機械の火災で進んでいないという状況ではございます。とはいえ、長崎県の産業物対策課、現在は資源環境推進課というのがございますが、そこを中心に、保健所やまた本町の担当職員が総勢約10名、毎月、計画書に沿って、搬出が行われるような指導をされていることは、誠によろしいことと地元でも評価はしております。

これをどんどんと推進していただいて、本来あるべき姿に戻していただくのが、今回、波佐見町とニシケン工業さんが結んでおられます環境保全条例の中にも書かれておりますので、それを進めていただきたいというふうに思います。

しかし一方、このニシケン工業さんというのは、県のほうから中間処理業の免許を取得されています。実際この免許というのは、5年に1度ですかね、更新するようになっていますが、今回どうもこの更新に当たって、必死になって県のほうも指導していますが、ニシケン

さんも対応しているという状況が見え隠れします。そこで、このニシケン工業さんの中間処理の免許の更新日はいつになっているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

県が定期的に現地に赴いて確認をしている状況には、私も可能な限り、同席、同行させていただいております。その際、施設内に掲げてある看板に確認をしております。許可期限は、平成32年6月23日、すなわち本年の6月23日となっております。それについては県のほうへ問い合わせたところ、その日で間違いないということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

6月23日が更新日となっておりますが、既にもう9月に入っています。この9月の段階、今日9月10日ですけど、更新されているんですか、されてないんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

現時点では、まだ県のほうは審査中ということで、更新はなされておられません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

というのは、結局しっかりした搬出があって、本来あるべき姿になった段階で、県のほうは更新をしようというふうに考えてらっしゃるんじゃないかと推測はできますが、その点については、県のほうとの打合せ等においてはどのようなふうなお話がされていますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

県がニシケンから提出してもらっています改善計画書の履行について、計画的にごみ、瓦礫の搬出をするように計画書ではうたっています。その進捗に基づいて許認可の決定を下すということで確認をしております。ただ、計画書どおり進んでないというのが現状でございますので、認可の手続きがいつ下りるかとかというのは、まだ流動的だと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

県の指導の中、計画的に搬出作業が進められると思いますよね。例えば、これは順調にい

きまして、県がオーケーを出して更新を認めたということになって、それから先はまた搬出がストップするような状況では困るわけですよ。ここまで月に1回2回、県の皆さん方、町の皆さん方総勢10名が、ニシケンさんの1企業に指導に行かれているわけですから、これは徹底して、その後も継続してもらいたいというふうに進んでもらいたいというふうに思います。

本来あるべき姿になるまでは県の指導を行いますということ、改めて本町からも申入れをしてもらいたい。本来あるべき姿というのは、野積みにおいても短期間で搬出をするようになっておりますが、放置された状態、野積みが、最終処分場みたいな形で今、現状があるわけですね。確かに御覧のように、こういう状況でした。ただ、県がたくさん指導に行きますと、この状況が今はこういう状況です。だから、看板の上のほうにあった瓦礫は、看板の下のほうにもう既になってきています。そういう形で進んではいると思いますが、ほんの僅かでございます。まして、先ほど答弁にございましたとおり、瓦礫じゃなくて木くずは、このように本来、ブロックのほうで止めるところの倍以上に積み上げているんですね。こういう状況で、瓦礫が進めば木くずが止まる。そういう状況では一向に解決しないんですよ。そういう意味からしても、県の指導を継続してこれまで来られましたから、これから先も継続して、指導を続けていただくような申入れをしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょう。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

やっぱり許認可を下すという形で県の立場を利用するということはあれなんですけども、町が申出をしてもなかなか難しいところがございます。引き続き、もちろんこれが改善された後につきましても、もちろん県のほうの協力を得ながら、連携を取りながら、進めていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

次も、本町として、今後どのような見通しをお考えになっているのかというようなことを伺いたいんですけど、現在担当の課長も現場のほうに行かれたと思いますが、現在の瓦礫の量、どれぐらいの量が、県のほうは存在するという推測をされているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

ニシケン工業から2月に出されています改善計画書によりますと、2月の時点ですけども、

現在の保管量が4,030立方メートル、これは図面から面積を出してという形で、算出されているようでございます。

なお、140立方メートルを保管の上限として認められております。ですから、2月もしているんですけども、3,890立方メートルというふうになっております。ただ、先ほど議員からおっしゃったように、多少は減っております。その量がどのくらいかというのはちょっと判断つきませんが、2月の時点での数字はそのようになっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

これは、ニシケンさんが操業する前に、協定書というのを町とニシケンさんが結ばれているわけですね。その中においては、ニシケンさんは中間処分場でございますから、搬入した後には分別をやって搬出をしますという形で、仮置きというふうな状況なんです、本来あるべき姿は。それが仮置きじゃなか状態があるわけですよ、こういうふうに。これは瓦礫ですけど。こういう状況というのは、環境保全型の協定書を結ばれた段階では想定されましたか。想定できていましたか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

私もこちらのほうの担当になりましてから、協定書をちょっと読ませていただきました。まず、この協定書につきましては、産業廃棄物中間処理施設の操業によって生じる公害及び災害を防止し、地域住民の健康を守るとともに、地域の良好な生活環境と公共施設の保全を図るために協定を締結するとあります。

ですから、想定をするという前に、これをこういったことになってはいけないという形でのあれですから、もちろん協定を締結する際には、全くこういう事態になるとは想定されてなかったと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

確かにそうだと思います。地元の人もそうでした。ところが、何年か過ぎて、様子がおかしいなという状況になってきたんですよ。そして、町のほうにお願いしても、なかなか今の県が指導するような形で進まなかった。そういう中で、4年前、初めてこういう形で問題化して、皆さん方に御協力いただいているのがそういうことなんです。なぜこのような状態にな

ったと思いますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

根本的には、企業側の環境美化に対する協定違反という形があったとは思いますが、ただ、町としても、協定にありますように、早い段階での指導なりを処置を十分に行っていなかったことも否めないと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

確かにそうなんです。そこが一番ネックなんです。そもそもニシケン工業が創業に至った経緯は、地元は反対をしていたんです。ところが、波佐見町が地元の説得に入ったわけです。入って、ニシケンさんと一緒に説明をされて、波佐見町とニシケン工業さんが環境保全協定を結びましょう、郷民の人たちはそれで安心するわけです。町の行政と一緒にそこにお約束し、結んだ締結内容を履行させてくださるというのは、町であるということで安心して同意したわけです。それで今なんです。

しかしながら、この環境保全内容が、両者ともに守られてなかったのが事実なんです。村木郷の郷民の安心を裏切った形で、ずるずる今日に至った姿が、当初、御説明があった状況なんです。この状況なんです。であるならば、町もそれなりに搬出に協力すべきではないでしょうかと思うわけですね。ここまで放置してきた町の責任も大きいですよ。なぜならば、本来あるべき姿ではない現状をつくり上げた責任が、波佐見町自体にも存在する。そういうふうに確信します。野積みされた瓦礫は、先ほどおっしゃいましたように4,000立米、搬出に10立米10万かかります。すなわち4,000万かかるわけです。その4,000万かかる費用の一部を波佐見町も担ったらどうですかというふうに思います。地場産業の波佐見焼の振興に毎年数千万が助成されていますよね、いろんな形で。地場産業の産業廃棄物を扱うニシケン工業も、地場産業に貢献されているんですよ。すなわち、株式会社ニシケンさんの仕事も、波佐見焼の振興なんです。

改めてお聞きします。こういうふうに莫大な搬出費用を担って操業をされているところに、一部でも町の助成をしていただくお考えはないですか、町長。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

いろんな形で、やはり当時の状況でいけば、窯業会員の方の産業廃棄物の場所がないというようなこと、そしてまた、担当課のほうも何とかやっていきたいという形の中で、我々も善意に解釈といいますか、素直に受け止めないかんですよね。全く私から言わせれば、経営者の姿勢という思いを致しております。結局そのような中になってくると、やはり幾ら言えどもどうしようもないような、手も足も出ないというか、手の届かないところで、県の権限に委ねていかざるを得ないというような思いを致しております。

しかし、そういうふうな間違った、協定を無視しているような企業に、やはり町民の税金を投入できるのかなというような思いもあります。

今、議員がおっしゃるように、村木郷の皆さん全員のそういう中でということも、十分我々としては受け止めないかと。それが全て町の事情も責められれば、言われるところがある。実際の本当は、経営者の姿勢、誠意のなさ、これだけ町も県もやって、そして、保管物処理改善計画を県に提出しとつても、提出しただけで中身が変わってないような、そういう実態じゃないかなというふうに思っております。

そういう中であってくると、やはりそれは、廃棄物の最終責任者の方々にも十分検討してもらわなきゃいかん。それを町自体でそういう協定書を結んだ、それはどっちのためにもという思いがあるわけですね。だから、そういうところは当事者同士の協議をする中で、検討していかなければならんじゃないかなというような思いを致しております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

おっしゃる内容は十分わかります。しかし、地場産業という焼き物を大枠で捉えたときには、その地場産業から出た産業廃棄物はカットして、こっちのよくできた商品ばかりというものの考え方じゃなくて、全体が地場産業なんだという考え方をもう一度一考していただきまして、この案件を地場産業の振興という枠の中で捉えて、検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に行きます。2番の地域交通と高齢者の足の確保について。

タクシーの利用券交付事業案の進捗状況はどうかということですけど、これ、以前、3月をめぐりにアンケート調査をされていると。常々この問題については、このアンケート調査を生かしながら構築していくというふうなお話をされています。こういうアンケートの結果については、生かされる内容で検討をされている状況ですか。

○議長（今井泰照君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

この分においては、これまでも調査を、介護保険の計画を策定する際のニーズ調査、この中にこういった移動支援も盛り込むということで話をしていました。その調査の中身については、利用者さんといいますか、住民の方がどこに行きたいかとかそういうもの、あるいは免許書の所有状況だとかそういったものを確認をして、それを本当にそうなのかというところの確認も含めて、分析を行ったという状況です。最終的には、こういったことも踏まえて、こういったことが必要じゃなかろうかというふうな判断で、今、話を進めているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

タクシー利用券の交付事業すなわち高齢者福祉事業を、今年の4月から、住民課のほうにございましたけども、長寿支援課のほうに移っております。引継ぎを行われた前の担当の課長は、今後のタクシー利用券の交付内容については、交付対象者を年齢をはじめ、町内でもへんぴなところにお住まいの方や免許証を返納された方などなど、いろんな形で考慮に入れて、この交付の事業をつくり上げていかなくちゃいけないというふうにおっしゃっております。そこら辺についても、今回の検討内容に入っていますか。

○議長（今井泰照君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

おっしゃるとおり、そういったところを考慮した上で協議を進めているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

波佐見町の高齢者社会を考える会から、署名が3月に4,768筆、8月に264筆、合計で5,000名を超えました。高齢者のみならず、多くの町民の声に応えるべく準備は進められていると思います。どうぞスピード感を持って対応していただき、町民の期待に応えていただきたいと思います。再度、確認の意味から、その点、今後のスケジュールを簡単に、町長、御説明ありましたが、確認の意味でお願いします。

○議長（今井泰照君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

今後の動き方、スケジュールということをございますけれども、これまでお話もありましたとおり、分析を行って、その結果を生かして、各課協議を行ってまいりました。今後につきましては、議会が終了してから、関係課でまたこれまでの部分の詰めを行って、最終的には年内に、答弁にもありましたとおり、年内には大枠の形をつくっていきたいなと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ぜひともそういう形で進めていただきまして、町民の期待に応えていただきたいというふうに思います。

次に参りますけれども、地域公共交通会議ですね、この件に移らせていただきます。

これは町長の説明にもございましたけれども、地域のニーズに応えながら、安定した交通の在り方というのを協議し、料金から含めて、今走っております定期バスであったり、路線バスであったり、タクシーであったり、貸切りであったり、乗合交通であったりという、多くの交通事業者が集まって会議を開かれているんですけども、地域に合った交通会議を協議する場というふうに、私もそういうふうに考えているんですけど、この会議は1年に1回しか開かれてないんですけど、間違いございませんか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

近年においては1年に1回というときが多かったですね。1年に2回開催した年もございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

この波佐見町における地域公共交通会議は設立はいつですか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

設立は平成23年5月でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ということは、平成24年からでしたかな、乗合タクシーというのを始められたのは。どうですか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

平成24年に、まず実証実験を行ってスタートさせております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ということは、同時に交通会議を設立されて、その内容で、いろんな形で他の交通機関との調整をしながら進められたということですか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そのとおりでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ここ1年、2年前のやつから2回ばかり、会議自体公開というのが原則になっているみたいですので、情報公開条例で会議録を取り寄せました。地域の交通に関する町民のニーズに合わせたところの会議というのが趣旨にございますが、この2回とも、乗合交通のことばかりなんですね。こんなものなんですか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、この地域公共交通会議で、この会議、その日1日だけが会議の場ではございませんので、そこが最終的な意思決定の場でございます。それまでの間にいろんな交通事業者と協議を行ったりとか、また、アンケート等を取って、住民の皆さんのニーズをくみ上げたりとか、そういう作業は別途行っているつもりで、最近協議する事項としては、乗合交通の協議しかなかったという、最終決定の場がそれしかなかったということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

そしたら、どういうことをその会議の場以外ではされているんですか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

例えば、平成29年中に乗合タクシーが発足から5年経過したところで、大規模な見直しを考えたときに、自治会への紹介だったり、路線の停留所の増加の協議、タクシー事業者との協議、あとはバス事業者との協議を、再三、何回となくやって、あと、地域での老人会等に出向きましてのアンケート調査、意見交換、そういうのをやって、最終的にまとめ上げて、11月に開催しましたけども、地域公共交通会議で最終的な決定をいただいたというような形ですので、その会議以外にそういうような動きをしながらというところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

会議は年に1回のそういうまとめ上げた会があるけど、その他についても、今お聞きする中においては、乗合交通に関することみたいな感じで聞き取れました。

というのが、やはり地域のニーズに合ったというふうな文言が物すごくこの、これは波佐見町の地域公共交通会議の設置要綱の前に、自動車局長のほうから通達が出された文章なんです。その中には、やっぱり地域のいろんな交通が、満遍なくうまく調整しながらやるようなことについて、開かれて、その会議の中で調整しなさいという指針的な部分があるわけですね。そういう面からすれば、今回は特に、最初、平成24年の段階で乗合タクシーをお作りになる部分で路線バスの西肥バスさんであったり、タクシーの二つの会社であったり、警察署、その他って住民代表が集まった会議が、そういう中でもまれているような感じですよ。今のところ、メインはこの乗合タクシーの内容とか変更とか、かれこれについての協議というのが、本当はメインじゃないんですか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

現行の法律の中での波佐見町全体の地域公共交通を考えたときに、今やっています合法的な交通を考えるときに、それが一番ベストな方法ですので、それを中心に協議を行っているというところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

そこで私がちょっとお尋ねしたいのは、助け合いの活動というのが、もう昨年ぐらいから動き出しておりますね。井石にも自主団体ができていますし、この前ちょっと三股に行きま

したら、そういう動きもあります。村木のほうは最初つくったんですけど、コロナでちょっと動きが取れないと。いろんな形で助け合いが。町長も推進されています。公助であったり、自助であったり、共助であったりという部分です。

そこに、自家用有償旅客運送というのを考えて、今すぐにボランティアで、利用者を目的地まで、運送ですから運転して、運ばれているところがございます。この活動、この団体について、地域のニーズに合った全体的な調整をする場が、先ほど言いました地域公共交通会議というところに、ひとつこういうのを進めていきたいんですけどという御相談が、多分担当課に上がっていると思うんですけど、どうですか。上がっていましたか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そういう相談はあっています。あっていますけども、そもそも自家用有償運行という制度は、やりたいと言って手を挙げればやれるというものじゃありませんので、その辺は多分三石議員のほうも、いろんな法律の部分で御存じだと思っております。そういうところで、上げる前の段階に今あるというところで、当然いま免許を持っている交通事業者に、先にこういうニーズに対しての交通事業ができないかというのをまず打診する、そういう作業からやっていないといけないところですので、今の中で相談はあったけど、上げる段階ではないというところがございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

三石議員はどうかと言われてたけど、そんな詳しくないですよ。全然詳しくないから、今、質問ば上げているんですけど、実はこういうのが上げる段階であるかないか。当然その会議にかけないといけないというのは、当事者は分かってらっしゃいます。無料でいま運送されている。しかし、必要性についても、町の事情についても、今ある路線バス、タクシー、乗合タクシーで全て賄われているかどうかという判断もしていいじゃないですか。

そして、その会議の場に出す条件じゃないですよというのであれば、会議に出したいというふうに事業者がおっしゃっているんだから、「こうしてください、あれをそろえてください」、いろんな形でクリアして、会議の前に出されるような条件を提示して、その方がそういうふうな条件をクリアされたら、この会議にかけてもいいんじゃないですか。全く駄目なんですか。そこをちょっとお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

そもそも自家用有償運行の制度というのは、例えば地域に公共交通が極めて脆弱といえますか、ないような地域、例えばタクシーを呼んで30分来ないよと。そういうような地域に対して緊急性を要するので、自家用で皆さん助け合いの精神で、そういう運行をちょっと気持ちの程度での謝礼で運行してもいいよというような、国交省の緩和政策でございます。

だから今、波佐見町の状況が、そういう状況なのかということろを考えれば、タクシー2社運行されています。十分な運行体制あると思っております。そういう中で、できない可能性が大きいということでその方にも説明していますし、あと、いろいろな部分で、何回も何回も本人さんには説明を行っているつもりでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

分かりますよ、説明をしたと。そういう事情がない。しかし、ちょっと考えてください。乗合タクシーを作りました。ちゃんとここ路線ありますよ、何とかありますよ、何時走りますよ。利用率見てください。そういう状況もあるわけですよ。あるからいいでしょうと。制度があるからいいじゃないですか。全然問題ないですよと言い切ってしまうだけのことがありますか。だから、そういう条件の厳しい部分をさらに厳しくするんじゃなくて、ニーズがあるから、町民のニーズに応えようとされている人がいるわけです。もっと受け入れて協議をして、その内容をお伝えしたらどうですか。そういうふうな寛容な対応も必要だと思うんです、これから先は。そういうことも考えて、今後、このような申入れ含めて、指導等につきましても、さらに一歩進んでやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、最後になりますけども、町道西部線の鶴川床屋店の交差点における歩車分離型信号の設置について、いつできるかというふうな質問に対して、結果的に町長の答弁は、できないということなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

昨日も同僚議員さんの質問の中にもありましたけども、今の状況で申したところ、警察、実際の信号機を設置する県警本部の御意見をお伺いすれば、まずは、交差点の道路改良が先

だということがございますので、現状としてはできないのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

町長の説明もありまして時系列で書いているんですけど、こうやって。まず、私たちが警察署に行く1年前、我々の、ここにいらっしゃいますけど先輩議員が、同じような大型車両の通行規制はできないかということで、そのとき、こちらに、今、副町長いらっしゃいますけど、総務課長でいらっしゃった今の副町長が、警察署に要望書を出されているんですよ、文書を。でも、けんもほろろですよ。なかなか規制する範囲が広いからできませんという回答です。私が今年の6月やりました。同じような内容です。同じように要望書をお作りになりました。じゃあ皆さん行きましようかということで行ったのは、日付ですけど6月27日が文書の日付ですから、川棚警察署へ要望書の提出へ行きました。大型車両の通行規制について、総務課長、教育委員会の次長、南小学校の教頭、PTAの会長、ほか地元議員3名行きました。で、協議をしたんでしょうが。写真撮っていますけど、こうやって大勢で行って文書だけじゃなくて現状をお知らせして、何とか子供たちの安全のためになりませんか。僕らが要望したのは大型車両の規制です。ところが、9月は、今、総務課長から聞いて、波佐見町に来られたということが書いていますけど。10月に警察署から来られました、波佐見町役場に。歩車分離型の信号機は、警察から提案されたんです。私たちは規制です。向こうから提案があっているんですよ。

そして、12月、魔の12月ですね。訳のわからん12月。長崎県の公安委員会の信号機専門幹が来ています。総務課、建設課、立ち会いました。警察は、道路改良は必要ですよと、これは条件ですよと行政側に伝えましたと。行政側は、信号機の設置ありきです。全くその話聞いてません。ここで錯誤が起こっている状況です。

長崎新聞も警察署に行ったときには記事にしてくれたわけです。そういうこと、なかなか動かない県が動いてきたとですよ、ここまでの活動で。だから、こういう段階を踏んで、今年の12月から今年の7月まで、こっちも何も連絡もしとらんし、どげんでしようかという確認もしとらん。見てください、この間何もしとらんわけですよ。何で7月に波佐見町が警察に連絡したか分かりますか。町政報告会です。南地区の町政報告会の前に連絡しとつとですよ。この問題が出るやろうと。どがんことですか。

御存じでしょう、県道の問題であっても、河川の立木がたくさん河川の中に生えておる、

建設課に質問しますよね、県の管轄ですから、要望を県に上げます。ここまでで、あとは県主導です。誰も協議の場にならんとですよ。それをこうやって、みんなで協議をしたら動いたとですよ、動かん公安委員会が。そこまでの段取りをつけとって、この7か月間何もしたらんことが今の現状になつとるじゃないですか。何が、町政報告会で質問出るけん調べんばいかんという、そういう考え方やけん、実際、現実になつとらんわけじゃないですか。見てください、子供たちが、ほら。大きな車に巻き込まれる、皆さんから、町民の人たちもみんな協力していますよ。教育長、よく御存じじゃないですか、一緒にされたんで。こうやって大型車が、そこをひっきりなしに時間帯に通るとですよ。ここわかるでしょう。まだ子供が通るけん、担当の補助の人たちが立っておるわけですたい。見てください、こんなたくさん子供たちが通るわけですよ。何とかしようと、動こうちゅうことで動いたわけでしょう。なぜそれを確認とか何とかしないでほっぽり出して、挙げ句の果てにこっちの都合で連絡したら、何もできとらんやったと。そがんことありますか。何ばしよったとですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

経過については、もうるる答弁等あっておりますので御存じだと思いますけれども、答弁にもあったとおり、いわゆる警察署、それから県警本部、それから町が、12月の現地調査をした後に思っていたものの認識が、3者とも食い違っていたというようなことが、まず大きな要因が一つあります。

ここまで何もしなかったのかっておっしゃっていますけれども、それは何もしなかったのは事実でございまして、私どもの認識としましては、歩車分離の信号機が設置できるという認識だったんです、12月の現地の立会いの中では、できるという認識で、その後に設置しませんとかっていう回答もなかった、ただし、設置しますという回答もありませんでした。ただ、それまでの経過から言えば、当然予算が確保されて、4月以降には信号機ができるものだろうという認識だったんです。

恐らくそれは、川棚警察署も同じ認識だったんじゃないかと思っています。3月に県警の異動がございまして、交通課長が代わりました。それから係長も代わっております。それから、波佐見町におきましては、当然総務課の課長も代わりました。担当の係長も代わりました。県警の本部は変わってないようですよけれども、そういった認識の違いがあったことで、できるだろうということで3月の年度末を迎えた、それが一つあります。

それから、4月以降になって体制が変わって、当然できるものだろうという思いで経過していたんですけども、当然年度が始まって、工事の発注ですから、起工なり、入札なり、業者の指定なりという、そういった時間も当然かかるでしょうから、4月、5月、そのぐらいの発注までは時間はかかるものだろうという認識もあります。

本来ならば、議員がお考えである、恐らく予算が取れたのだろうか、あるいはいつ発注をされるんだろうかというようなところの確認があつてしかるべきだったのかもしれませんが、私どもの認識がそのような形でしたので、そこまで今までしてなかったと。

おっしゃるとおりに、町政報告会が予定をされましたので、ひよっとすれば信号機については問われるだろうというようなことで、6月になってから、私が課長と係長のほうに指示をしまして、その信号機の設置について確認をしておきなさいよという指示は私からして、こんな状況に至ったというところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

経過を説明してくださいということは、僕は一言も言っておりません。何かしたとですかということですよ。県の予算書を、これですよ、信号機の設置については、款項目が警察費の警察活動費、項は警察活動費で目は警察活動費ですよ。調べましたか。調べたか、調べんかだけでよかですよ。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

調べておりません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

12月の問題があつたと言いながらも、その後、県警のほうにですか、どうですかと。県警のほうは予算上げたと言っておりますが、どうでしたでしょうかという電話されましたか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

私、4月になってからしておりません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

甘かですよ、もの考えかたが。皆さん、子供たちの命を守るために一生懸命しよらすとに、全然くんどらんじゃなかですか。町長よくおっしゃいますよ、行政は責任あるけん一生懸命しよう、議員も一生懸命やるぞ。一生懸命やった姿が、テーブルに全部ついて協議しましょうとなつととば、自分のほうから出ませんよと一緒にすばい。どういう気持ちでしょうとかわかりません。もう1点、違う意味から聞きますけど、県警から午前中、電話ありましたか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

昨日電話がありました。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

そうなんです。私も昨日から動き出しています。県庁の総務部の財政課に電話して、予算書の項目と予算が上がっているかどうかというところを確認しました。

今日、12時50分に県警から電話が、私の携帯にありました。説明がありました。予算あると思いますか、なかと思いますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

その旨、電話をしたという電話がその後ありまして、私も先ほど、この三石さんの質問が始まる前にお聞きして、予算はあるという回答があったということは聞きました。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

そういうことなんです。私が昨日動いたわけです。県庁に電話して、それから動いておるわけです。最終的に県庁と県警と連絡し合って、私に朝一番に連絡がありました。動かないから結果が見えんとですよ。何も動いとらんけん。同僚の城後議員のときには全然答弁が違うじゃないですか。動かないと、何でもそうですよ。ニシケンさんの問題でも、動かないと結果が出ないわけですよ。黙って待つとも来んわけですから。そういうことを私は言いたいわけですよ。受け身じゃないんで。僕らが最初に動いたから、警察が動いて調査来たわけですから。調査をして、警察の考え方が歩車分離の信号機をつけたらどうですかと来ておるわけ。予算はちゃんと上がとつとですよ。でも、上がってないような答弁したでしょう。上

がとととですよ。あんたが動いとらんけんそがんなとととですたい。

でもね、そういうことを一つ一つやらないと、波佐見町単独の事業じゃなかつちやつけん。そういうことが大事なんですよ、1個1個が。どうですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

私は、この件が出ましたように、副町長から指示を受けまして、川棚警察署に電話をして、初めて信号機がそういう前提条件というのがありまして、えって思いまして、その後、その県警本部の担当の方に、来られた方に電話をしました。日付はちょっと覚えておりませんが、電話をして、その方から、その時には同じような回答でした。あそこは道路改良をしないとつけられないと。そのときは一切予算のことはおっしゃいませんでした。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

おっしゃいませんって。あなたが聞かないと駄目なんです。自分から聞かないと、自分からくださいって言うてんじゃないですか。今日、私、県警から連絡いただきました。予算は今ついています。普通の信号機はつけられません。歩車分離型の信号機にしかありません。そのためには、いろんな役場と協議をしながら、設置の方向に向けて努力しますとおっしゃいました。県警の交通規制課のオオタさんです。しっかりおっしゃいました。

だから、この問題は波佐見町の問題ですから、波佐見町が動かないと答えるもんですか。何ば待とととですか。何でもそうです。そういうことで、いろんな形で、町の中の予算の、町の中のことから全部することありますけど、県とか国とかの関係見てこっちが動いていっとならば、町民のためになるわけですよ。そういうことを心がけて、今後行政に当たっていただきたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

もちろん、そういう面で長けている三石議員の行動力はすごいなというふうに思っておりますし、しかし、ほとんどが、国、県の流れの中で、やっぱり下からお伺いするというようなところがほとんどの形ですね。各課のいろんな予算、県の予算を取る、国の予算を取るといふようなところには、そういう積極的であってかえって切られるケースが多いんです。だから、そういう面での攻めるということも大事ですけども、やはりある面では立てるといふ

ことが非常に大事なところもありますし、そういう面では不測のところがあったんじゃないかなというふうに思っております。

しかし、やっぱり今の現状の中で、私も昨日、おとといと、今朝、全部見てまいりました。そして、その中で、大型トラックが、ちょうど20分間が一番です、7時35分から55分まで。2台ずつ、8日もある。しかし、軽と普通車の下から上ってくるあれが、ラッシュアワーと一緒にですね。大変危険だなと。それでスピードを出し過ぎているというようなこと、それともう一つは、甲長野のほうから来るのが停止線で止まっておいたら、カーブミラーでは確認でけんごとあつとですよ。だからもう、停止線の前に行ってから確認をせないかんというところで、車と車の接触事故が起きないかなというような形。ラッシュアワーごと、あつたんですけど、今日はそのときの半分、曜日によって違うんだなということを知りました。

そういう中で、それができるまでの間は、カーブミラーを大きくするとか、そして、40キロの表示を、路面にも書けばいいんじゃないかなと。これはすぐできるかできんか分かりませんが、やっぱり今の現状の中で、できることはやっていこうかなというように思いを致しております。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

もう一つ付け加えさせてください。先ほどのオオタさん、県警本部の方の電話のときには、再度私は要望いたしました、できないんですかと。できないんですかと要望いたしました。要望いたしましたけども、再度同じような回答でございました。ですので、僕の回答書に、そういった意味合いで、県警本部の回答によれば、設置はしてもらえないことになりまして、そういう文言を書いております。ですので、私は要望したんですが、そのときに、私の要望に対して、予算はついておりますということは一切ございませんでした。

○議長（今井泰照君）

以上で、4番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問は全部終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れ様でした。

午後3時23分 散会

第3日目（9月11日）（金曜日）

議事日程

- 第 1 議案第70号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例
(以上1件 総務文教委員会付託)
- 第 2 議案第72号 令和元年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第73号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第74号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第75号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第76号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第77号 令和元年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 8 議案第78号 令和元年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
(以上7件 決算特別委員会付託)

第3日目（9月11日）（金曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	9番	尾上	和孝
10番	川田	保則	11番	太田	一彦
12番	堀池	主男	13番	石峰	実
14番	今井	泰照			

2. 欠席議員

8番 中尾 尊行

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田 孝行 書記 伊東 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副町長	村川 浩記
総務課長	朝長 哲也	企画財政課長	藤澤 英忠
商工観光課長	澤田 健一	庁舎建設推進室長	大橋 秀一
税務課長	山口 博道	住民福祉課長	中村 和彦
農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟	建設課長	堀池 浩
水道課長	前田 博司	長寿支援課長	本山 征一郎
子ども・健康保険課長	石橋 万里子	会計管理者兼 会計課長	宮田 和子
教育長	中嶋 健蔵	教育次長	福田 博治
給食センター所長	井関 昌男	総務課長 総務班係長	太田 誠也
企画財政課 財政管財班係長	坂本 昌俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回波佐見町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第70号

○議長（今井泰照君）

日程第1. 議案第70号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝長哲也君）

おはようございます。

最初に、私、昨日の三石議員の一般質問の折に、時間外に椅子をたたいてしまったことを、まずもっておわびしたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第70号でございます。

町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例。

町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月9日提出。波佐見町長。

提案理由としましては、地方自治法第243条の2の規定に基づき、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関して必要な事項を定めるものでございます。

別紙を御覧いただきたいと思います。

町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例でございます。1条と2条で構成しております。

第1条、趣旨でございますけれども、この条例は地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、町長もしくは委員会の委員もしくは委員または職員の、町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

第2条でございます。町長等の町に対する損害を賠償する責任について、町長等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施

行令第173条第1項第1号に規定する町長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる町長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除した額について免れるものとする。

1、町長、6。2、副町長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、4。3、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、2。4、前2号に掲げる職員以外の職員、1。ということでございます。

附則、この条例は公布の日から施行するということで、次の2ページからの資料を御覧いただきたいと思っております。

この条例につきましては、行政側が行った行為もしくは行わなかった行為に対して、住民側から損害賠償の住民訴訟が求められる場合がございます。そういった住民訴訟の結果、知事、市町村長、委員等が個人として負担できないような巨額な賠償責任を負うことがございます。新法では、こういった問題を解決するために、条例で定めることによって、自治体等の長の自治体に対する損害賠償の責任のうち、一定額を超える部分を免除することができるようになりましたので、今回、御提案をさせていただいているような次第でございます。

その四角の中に、実際の命じられた事例というのを4点ほど事例を掲げております。

まず1点として、ゴルフ場開発が不許可処分とされ、開発業者との民事調停で、これは当初の市長が損害賠償を命じられた事例でございますけれども、26億1,257万円という高額な賠償額を請求をされまして、相続人が一部払い、残額は欠損処理と。

同じように2番としまして、これも町長でございます。御覧いただきたいと思っておりますけれども、3番4番は町長以外にも職員がこういった形で損害賠償を求められるという訴訟が起こされまして、こういった高額な額を請求されたところでございます。

こういった行為に対しまして、忠実に職務を行っていたものの、悪意なく錯誤もしくは法解釈の誤りによってその職務が違法なものと判断され町に損害を与えたとしまして、町長等の個人に多額な賠償金が請求されることについては、間違いなどの程度、賠償内容との均衡性が問題となっております。このことが、町長とか職員の萎縮効果を生じてしまうという指摘がっております。

これらの問題解決としまして、町から町長等への損害賠償権を放棄する。これは地方自治法の96条に、議会のほうが個人へ求める金額を放棄するという規定もございます。ですので、1ページ前、2ページに掲げておりますけれども、2番の事例と4番の事例がこの規定を使いまして、議決で損害賠償請求権を放棄という、実際は損害賠償を求められたんですけれども、

議会のほうが個人にはその損害賠償の請求をしないという、放棄をされている事例でございます。ただ、1番のほうは、そういうことなく、そのまま市長のほうに損害賠償をされているという事例でございます。

また3ページに戻っていただきまして、こういう損害賠償の放棄を議決する市長とそうでない市長で個人が負う賠償の軽重が変わってしまうことが、公平性の観点から問題視されております。制定の目的としましては、このような様々な問題を解決するため、住民訴訟において町長等が賠償責任を負うことになった場合、善意でかつ重大な過失がないときに限り、国の基準に従い、条例で定める場合、一定額以上の賠償額を免除できるように平成29年に地方自治法が改正をされまして、その改正が今年4月1日から施行されているということで、今回の上程になる次第でございます。

免除される要件としましては、先ほど数字が上がっておりましたけども、もう一つ下の四角囲いを見ていただければと思いますけども、町長につきましては基準給与年額の6年分、あと副町長、農業委員、町職員とそれぞれ年数が異なってまいります。免責する額としましては、損害賠償責任額からこの条例で定める額を控除した額が免責となる額でございます。4ページ目がその免責のイメージでございます。条例で定める額までは、請求というか払うことになるんですけども、それ以上の額を免除というような形になってまいります。

この条例の議決につきましては、議会がこの条例の制定に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞くという項目も付議されております。

あと、5ページ、6ページ目は、地方自治法の条項を添付させていただいております。

以上、御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。

ただいま議題となりました議案第70号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例については、総務文教委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は総務文教委員会に付託いたします。

日程第2 議案第72号

○議長（今井泰照君）

日程第2. 議案第72号 令和元年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（宮田和子君）

議案第72号 令和元年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。お手元の決算書、1ページ、2ページをお開きください。

歳入につきましては、収入済額を中心に説明いたします。率につきましては対前年度比でございます。

それでは初めに、歳入1款. 町税でございますが、収入済額13億532万2,070円、前年度と比較しますと1.7%の増となっております。

内訳ですが、1項. 町民税5億4,682万2,067円、2.6%の増です。不納欠損額3,973円、収入未済額1,143万1,655円。次に、2項. 固定資産税6億2,146万4,403円、1%の増です。不納欠損額179万6,625円、収入未済額1,099万6,906円。次に、3項. 軽自動車税5,686万4,808円、3.2%の増です。収入未済額111万141円。次に、4項. 町たばこ税7,826万2,082円、0.3%の減です。次に、5項. 入湯税190万8,710円、2.7%の増です。

続きまして、2款. 地方譲与税、収入済額5,847万4,005円、4.8%の増です。

内訳ですが、1項. 地方揮発油譲与税1,434万2,000円、11%の減です。2項. 自動車重量譲与税4,130万6,000円、4%の増です。3項. 地方道路譲与税5円。4項. 森林環境譲与税282万6,000円。これは今回新設されたもので、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

続きまして、3款. 利子割交付金、収入済額71万1,000円、62.8%の減です。

続きまして、4款. 配当割交付金、収入済額324万5,000円、23.7%の増です。

次に、5款. 株式等譲渡所得割交付金、収入済額177万9,000円、33.8%の減です。

続きまして、6款. 地方消費税交付金、収入済額2億6,938万7,000円、3.7%の減です。

続きまして、3ページ、4ページをお願いします。

7款. 自動車取得税交付金、収入済額588万4,952円、48.3%の減です。

8款. 環境性能割交付金127万9,000円。これは、これまでの自動車取得税交付金が税制改正により廃止され、令和元年10月1日以降は環境性能割が適用されることとなり、今回、新

設されたものです。

9款. 地方特例交付金、収入済額2,157万5,000円、204.9%の増です。

内訳ですが、1項. 地方特例交付金950万9,000円、34.4%の増です。2項. 子ども・子育て支援臨時交付金1,206万6,000円。これは幼児教育・保育の無償化に伴うもので、今回、新設されています。

次に、10款. 地方交付税、収入済額19億7,895万7,000円、5.7%の増です。

続きまして、11款. 交通安全対策特別交付金、収入済額110万9,000円、3.3%の増です。なお、交付金等の算出根拠は、成果説明書の4ページから7ページに掲載しています。後ほど御覧ください。

12款. 分担金及び負担金、収入済額6,095万8,886円、19.1%の減です。

内訳ですが、1項. 分担金127万7,300円、4.5%の減です。収入未済額14万4,700円。2項. 負担金5,968万1,586円、19.4%の減です。主な要因は、幼児教育、保育の無償化に伴い保育料収入が減少したためです。収入未済額55万2,060円。

次に、13款. 使用料及び手数料、収入済額9,599万3,610円、0.9%の減です。

内訳ですが、1項. 使用料8,798万2,110円、0.7%の減です。収入未済額2万円。2項. 手数料801万1,500円、3.6%の減です。

次に、14款. 国庫支出金、収入済額9億5,785万5,184円、14.4%の増です。

内訳ですが、1項. 国庫負担金7億5,608万8,236円、7%の増です。

5ページ、6ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1億9,855万5,386円、56.8%の増です。収入未済額6,625万5,450円。

次に、3項. 委託金321万1,562円、22.9%の減です。

続きまして、15款. 県支出金、収入済額6億1,881万9,039円、4%の増です。

内訳ですが、1項. 県負担金4億1,766万5,773円、6.5%の増です。次に、2項. 県補助金1億6,865万8,912円、5%の減です。収入未済額1,758万9,920円。次に、3項. 委託金3,249万4,354円、27.8%の増です。これは参議院議員選挙の委託金によるものです。

続いて、16款. 財産収入、収入済額966万2,849円、27.8%の増です。

内訳ですが、1項. 財産運用収入650万8,050円、0.3%の増です。収入未済額9,000円。次に、2項. 財産売却収入315万4,799円、194.4%の増です。

次に、17款. 寄附金、収入済額14億2,929万6,935円、54.8%の増です。これは、ふるさと

づくり応援寄付金が前年度から約5億円増えており、寄付金総額は14億17万810円となっています。

次に、18款. 繰入金、収入済額2億9,992万円、20.6%の増です。収入未済額3,190万円。

次に、19款. 繰越金、収入済額8,765万9,061円、1.2%の減です。

次に、20款. 諸収入、収入済額1億3,991万263円、2.3%の減です。

内訳ですが、1項. 延滞金・加算金及び過料36万7,265円、30.6%の減です。2項. 町預金利子8万422円、67%の減です。3項. 貸付金元利収入1億83万2,000円、0.3%の減です。

7ページ、8ページをお願いします。

4項. 雑入3,863万576円、6.3%の減です。

次に、21款. 町債、収入済額5億9,710万円、19.6%の増です。収入未済額6,160万円。

歳入合計ですが、収入済額79億4,489万8,854円、15.3%の増です。不納欠損額180万598円、収入未済額2億160万9,832円となっております。

9ページ、10ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳出につきましては、支出済額を中心に説明いたします。

それでは、1款. 議会費、支出済額7,903万801円、0.5%の増です。

続きまして、2款. 総務費、支出済額21億3,332万685円、30%の増です。

内訳ですが、1項. 総務管理費20億3,616万1,771円、31.2%の増です。これは、ふるさとづくり応援寄附金の増加に伴い、寄附謝礼品や配送料及び事務委託料が大きかったこと、また、ふるさとづくり応援基金への積立金によるものです。翌年度繰越額2,533万5000円。次に、2項. 徴税費6,112万79円、19.3%の増です。3項. 戸籍住民基本台帳費1,701万3,972円、12.8%の減です。次に、4項. 選挙費1,218万7,390円、14.8%の増です。次に、5項. 統計調査費212万8,822円、189.4%の増です。農林業センサスと経済センサスが実施されました。6項. 監査委員費470万8,651円、36.6%の減です。

続きまして、3款. 民生費、支出済額23億7,306万5,100円、3.9%の増です。

内訳ですが、1項. 社会福祉費12億3,899万1,674円、2.4%の増です。これは低所得者・子育て世帯に対するプレミアム商品券交付事業や障害者総合支援事業によるものです。次に、2項. 児童福祉費11億3,391万3,426円、5.6%の増です。これは私立保育所への委託費や認定子ども園への給付費によるものです。3項. 災害救助費16万円。

続きまして、4款. 衛生費、支出済額2億9,136万2,984円、10.5%の減です。

内訳ですが、1項. 保健衛生費1億8,011万984円、0.3%の増です。2項. 清掃費、1億1,055万2,000円、23.9%の減です。これは東彼地区保健福祉組合負担金の減によるものです。次に、3項. 上水道費70万円、9.1%の減です。

続きまして、5款. 労働費、支出済額623万4,182円、53.6%の減です。

11ページ、12ページをお願いいたします。

続きまして、6款. 農林水産業費、支出済額2億6,388万2,867円、19.5%の増です。

内訳ですが、1項. 農業費2億5,537万7,466円、17.3%の増です。これは、県営駄野地区の農業基盤整備事業費負担金や、ため池調査業務の委託料によるものです。翌年度繰越額1,344万5,000円。2項. 林業費850万5,401円、176.5%の増です。これは、森林組合の高性能林業機械導入補助金や森林環境譲与税基金の積立金によるものです。

続きまして、7款. 商工費、支出済額2億3,285万4,737円、17.1%の減です。

内訳ですが、1項. 商工費2億2,045万4,737円、17.7%の減です。2項. 工業用水道費1,240万円、3.1%の減。

続きまして、8款. 土木費、支出済額5億9,650万1,121円、2.6%の増です。

内訳ですが、1項. 土木管理費2,515万889円、8.7%の減です。次に、2項. 道路橋梁費2億2,720万7,727円、1.9%の減です。翌年度繰越額4,013万5000円。次に、3項. 河川費3,172万1,284円、56.4%の増です。これは、河川維持補修工事や桜づつみ河川公園の路面修復工事によるものです。次に、4項. 都市計画費2億9,516万9,060円、5.9%の増です。翌年度繰越額9,253万円。次に、5項. 住宅費1,725万2,161円、26.1%の減です。

続きまして、9款. 消防費、支出済額2億5,427万6,708円、5%の増です。

続きまして、10款. 教育費、支出済額9億6,338万2,337円、70.7%の増です。

内訳ですが、1項. 教育総務費1億398万7,675円、8.2%の増です。翌年度繰越額1,399万3,000円。次に、2項. 小学校費2億5,834万4,022円、25.4%の増です。これは、平成30年度繰越事業である空調設備設置工事と、同じく繰越事業である東小学校ブロック塀改修工事によるものです。次に、3項. 中学校費1億2,492万3,825円、181.9%の増です。これも、小学校費と同様に空調設備設置工事とブロック塀改修工事によるものです。次に、4項. 社会教育費2億5,608万2,476円、96.6%の増です。これは、歴史文化交流館（仮称）整備事業によるものです。

13ページ、14ページをお願いします。

5項. 保健体育費9,573万7,645円、291.6%の増です。これは、鴻ノ巣テニスコートの改修工事によるものです。次に、6項. 学校給食共同調理場費1億2,430万6,694円、96.9%の増です。これは、空調設備や蒸気ボイラーの設置工事によるものです。

続きまして、11款. 災害復旧費、支出済額2,426万5,048円、63.2%の減です。

内訳ですが、1項. 農林業施設災害復旧費1,713万3,313円、32.9%の減です。これは前年度よりも災害が少なかったため減額となっています。翌年度繰越額1,112万円。次に、2項. 公共土木施設災害復旧費713万1,735円、82.3%の減です。これも前項と同様に災害が少なかったため減額となっています。

次に、3項. 公共施設災害復旧費の支出はございません。

続きまして、12款. 公債費、支出済額5億9,734万5,491円、7.8%の減です。

13款. 諸支出金、14款. 予備費の支出はございません。

歳出合計ですが、支出済額78億1,552万2,061円、12.5%の増です。翌年度繰越額は2億1,470万円となっております。

15ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残高は、1億2,937万6,793円です。

ページを大きく飛びまして、232ページをお願いします。これは実質収支に関する調書でございます。

次のページ、233ページから236ページは、財産に関する調書でございます。どちらも後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、令和元年度波佐見町一般会計歳入歳出決算についての説明を終了いたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第72号 令和元年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定については、議長、議会選出の監査委員を除く12名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査したいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、12名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時34分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お知らせします。

決算特別委員会の委員長に石峰実委員が、副委員長に尾上和孝が決定した旨、報告を受けましたので、知らせします。

日程第3～8 議案第73号～議案第78号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案第73号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第8. 議案第78号 令和元年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。

順次、内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第73号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書は237ページからになりますが、前年度と比較をしやすいように、成果説明の資料

を使って概要を説明いたします。成果説明の216ページをお願いします。

まず、歳入についてです。

1 款. 保険料については、収入済額 3 億 1,069 万 4,000 円。前年度比 933 万 3,000 円の減額となっています。全体の収納率は 88.61% で、前年度より 0.61 ポイント下がっており、徴収率が少し下がっております。保険料の減少は、主に国保世帯数、被保険者数の減少が影響をしております。

3 款. 国庫補助金は 150 万 6,000 円で、国の制度改正に伴いシステム改修が必要となり、その費用が補助されたものです。

4 款. 県支出金は 12 億 101 万 3,000 円で、前年度比 3,165 万 7,000 円、2.7% の増となっております。これは歳出の保険給付費や各事業に対応し交付されたものです。

6 款. 繰入金は 9,752 万 1,000 円で、前年度比 344 万 2,000 円、3.4% の減です。

7 款. 繰越金は 7,717 万 1,000 円で、前年度比 3,154 万 9,000 円、69.2% の増です。

その他は 264 万 6,000 円で、104 万 8,000 円増加していますが、主な要因として県支出金過年度分が交付されたことによるものです。

歳入の合計、収入済額で 16 億 9,055 万 1,000 円で、前年度比 5,298 万 5,000 円の増加となっております。

次に、歳出についてです。

1 款. 総務費は 1,205 万 5,000 円、前年度比 81 万 1,000 円、7.2% の増となっております。

2 款. 保険給付費については、療養諸費が 9 億 6,910 万 5,000 円、高額療養費 1 億 5,194 万 5,000 円、どちらも 2% 程度の増。

その他の保険給付費は 181 万 3,000 円で、前年度比 565 万 3,000 円の減額ですが、その主な要因としては、国保世帯での出産数が極端に少なくなったためです。

3 款. 国民健康保険事業費納付金は、4 億 1,726 万 6,000 円で、前年度比 3,785 万 8,000 円、10% の増となっております。国民健康保険の都道府県化に伴い、市町ごとに一定条件の下、算定された金額を納付したものです。

4 款. 保健事業費は 3,723 万 4,000 円で、前年度比 278 万 3,000 円、7% の減ですが、主な要因としては、育児休業をしていた正規職員が復帰したため、産休代替の臨時職員を減らしたことによるものです。

その他としては 5,231 万 2,000 円ですけれども、内訳としては、歳入の繰越金などを財源に、

5 款. 基金積立金として、準備基金に積み立てたもの、5,006万7,000円。

7 款. 諸支出金として保険料を還付したものの、224万5,000円です。

昨年度は、平成29年度の療養費の精算として国庫支出金の償還金がありましたが、都道府県化に伴い療養費の返還が町に請求されることはなくなっております。

歳出合計、支出済額16億4,173万円、対前年度比8,133万5,000円、5.2%の増です。

決算書270ページをお願いします。

実質収支に関する徴収ですが、歳入総額16億9,055万1,354円、歳出総額16億4,173万637円。歳入歳出差引額、実質収支額とも4,882万717円です。

271ページの財産に関する調書です。

1、債権については、増減はありませんでした。

2、基金。国民健康保険事業準備積立基金は、決算年度中増減高5,006万6,976円の増で、決算年度末現在高1億8,316万6,939円となっています。

3、物品は増減ありませんでした。

以上で、令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

続いて、議案第74号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書は272ページからになりますが、成果説明の資料を使って概要を説明いたします。

成果説明の219ページをお願いします。

まず、歳入についてです。

1 款. 後期高齢者医療保険料、収入済額1億471万3,000円、前年度比437万4,000円。

4.4%の増となっています。主な要因としては、保険料均等割額の軽減見直しによるものです。世帯の所得状況に応じて設定されている軽減割合を、本来の7割軽減にしていくために、令和3年度までに軽減割合が段階的に引き上げられています。なお、収納率は99.9%で、若干収納率は向上しております。

3 款. 繰入金については5,574万4,000円で、前年度比490万2,000円、8.1%の減です。主な要因としては、1 款の保険料の収入の増加に伴い、繰入金を減額したためです。

4 款. 繰越金は101万6,000円で、前年度比41万4,000円の減。

5 款. 諸収入は359万8,000円で、前年度比61万7,000円の増となっております。

歳入の合計は収入済額 1 億6,508万5,000円で、前年度比680万円の減額となっております。
続いて、歳出についてです。

1 款. 総務費391万1,000円は昨年と横ばい。

2 款. 広域連合納付金は 1 億5,682万円で、前年度比399万1,000円、2.5%の減。この件に関しましては後ほど説明をいたします。

3 款. 諸支出金は20万9,000円ですが、死亡などにより過年度分の保険料を納め過ぎの分を還付したものです。

歳出合計、支出済額 1 億6,094万円、対前年度比380万9,000円、2.3%の減です。

先ほど申し上げました、2 款. 広域連合納付金について、前年度比399万1,000円の支出が少ないという状況ですけれども、決算書の274ページをお開きください。

こちら、2 款を御覧ください。

予算額である 1 億5,976万5,000円に対し、不用額が294万5,388円となっております。広域連合納付金は、歳入として受け入れた保険料をそのまま納付金として広域連合へ支出することとなっております。通常、このように過大に不用額が残ることはなく、精査しましたところ、本来、令和元年度で執行すべきものを、誤って令和2年度の予算で支出をしておりました。

具体的には、令和2年3月に収納した元年度の保険料を4月に広域連合に納付する際、令和2年度の新年度予算から執行してしまっております。出納整理期間中にこのミスに気づけなかったことで、このような状態になっております。4月、5月は新年度と旧年度の伝票が混在しておりまして、慎重に処理すべきところであったところがなされておらず、大変申し訳ありませんでした。

285ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。

歳入総額 1 億6,508万5,362円。歳出総額 1 億6,093万9,637円。歳入歳出差引額、実質収支額ともに414万5,725円となっており、この額が令和2年度への繰越金となりますが、今回の議案第66号 令和2年度補正予算第1号で、納付金の予算増額をお願いしているところです。

以上で、令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第75号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書につきましては、295ページ、296ページをお願いいたします。なお、成果説明につきましては220ページから223ページに掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

1款. 保険料、収入済額2億9,674万2,450円、前年度比138万6,930円、0.5%の減です。不納欠損額2万7,500円、収入未済額300万6,890円、収納率99%と前年度並みとなっております。

続きまして、4款. 国庫支出金3億2,159万8,704円、前年度比781万5,422円、2.4%の減となっております。

297ページ、298ページをお願いいたします。

5款. 支払基金交付金3億4,644万2,037円、前年度比1,135万7,295円、3.4%の増となっております。

6款. 県支出金1億8,288万2,393円、前年度比764万7,517円、4.4%の増となっております。

299、300ページをお願いいたします。

8款. 繰入金1億8,217万8,291円、前年度比1,292万5,154円、7.6%の増となっております。一般会計からの繰入金となっております。今年度も基金からの繰入れはございません。

301ページ、302ページをお願いいたします。

9款. 繰越金4,079万6,299円、前年度比252万8,237円、6.6%の増です。

10款. 諸収入757万3,275円。この主なものとしまして、3款. 介護サービス収入の692万960円がございます。これにつきましては、地域包括支援センターで要支援及び要支援2の方に対する予防サービス計画の作成費として、県国保連合会から交付をされているものでございます。

303ページ、304ページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額13億7,833万1,615円、収入未済額300万6,890円、前年度比2,468万1,452円、1.8%の増となっております。

次に、305ページ、306ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款. 総務費948万136円、前年度比21万8,983円、2.4%の増となっております。

307ページ、308ページをお願いいたします。

2 款. 保険給付費12億2,472万6,905円、前年度比3,715万1,912円、3.2%の増となっております。

飛びまして、315ページ、316ページをお願いいたします。

3 款. 地域支援事業費8,335万2,937円、前年度比680万8,567円、8.9%の増となっております。

325ページ、326ページをお願いいたします。

5 款. 諸支出金764万3,957円、前年度比669万8,417円、46.7%の減となっております。主なものは、国等への返還金でございます。

6 款. 基金積立金2,707万5,866円、介護給付準備基金積立金として、積立てを今回行っているものです。

327ページ、328ページをお願いいたします。

歳出合計支出済額13億5,227万9,801円、前年度比3,942万5,937円、3.3%の増となっております。不用額は2,812万199円でございます。

329ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額13億7,833万1,615円、歳出総額13億5,227万9,801円、差引きで2,605万1,814円、実質収支額も同額となっております。

次のページになりますが、財産に関する調書でございます。

基金につきましては、1の基金につきましては、介護給付費準備基金について、決算年度中に2,707万5,866円を積み立てまして、年度末現在高が2億6,275万8,418円となっております。2番目の、物品の自動車につきましては、生活支援体制整備事業用に1台、車を購入しておりますので、1台増の6台となっております。

以上で、令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第76号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書については331ページから335ページとなっております。また、成果説明については224ページから225ページとなっております。

それでは、説明は歳入歳出事項別明細書で行いますので、336ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

1 款、1 項. 負担金321万5,100円、42%の減。

2 款、1 項. 使用料、これは下水道使用料です。8,407万7,330円、1.8%の増。

3 款、1 項. 国庫支出金、下水道事業の国庫補助金になります。これが2,000万円、前年比74%の増。

4 款. 繰入金、1 項. 一般会計繰入金1億8,000万、マイナス2.2%の減。2 項. 上水道事業会計繰入金446万3,000円、7.9%の減。

次ページをお願いします。

5 款、1 項. 繰入金126万9,030円、43.2%の増。

6 款、1 項. 雑入842万9,696円。これは、前年度はありませんでしたが、大部分が消費税還付金になります。

7 款、1 項. 町債、下水道事業債です。1億8,000万、前年比20%の増でございます。

歳入合計3億1,984万7,756円、前年4.3%の増となっております。

次のページをお願いします。

次は歳出でございますが、1 款、1 項. 総務管理費8,571万1,623円で、1.7%の増。

次のページ、344ページをお願いします。

2 款、1 項. 建設費5,906万5,303円、前年比15.4%の増。これは、建設費につきましては、人件費では37.5%の減となっておりますが、委託費と請負工事費の増によって、合計でプラス15.4%となっております。

続きまして、346ページの、3 款、1 項. 公債費1億7,415万7,146円で、前年比2.5%の増。

歳出合計3億1,893万4,072円、4.5%の増となっております。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億1,984万7,756円。歳出総額3億1,893万4,072円。歳入歳出差引額91万3,684

円で、前年比28%の減。これが5番の実質収支額となっております。また、349ページから350ページに、財産に関する調書を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第77号 令和元年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

決算書の2ページをお願いします。

令和元年度波佐見町上水道事業決算報告書について、まず、収益的収入及び支出のうち収入について、1款. 水道事業収益の決算額は2億9,826万2,486円となっております。内訳として、1項. 営業収益2億8,634万2,070円、昨年比1.4%の増と、2項. 営業外収益1,192万416円、前年比0.4%の増となっております。

次のページ、支出ですが、1款. 水道事業費、決算額は2億6,650万3,307円、前年比0.5%の増となっております。内訳として、第1項. 営業費用、これは維持費人件費に当たるところです。決算額は2億3,878万3,718円、前年比1.5%の増と、第2項. 営業外費用、これは企業債利息の分です。2,771万9,589円、前年比マイナス6.9%となっております。

では、次のページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

まず、収入ですが、第1款. 資本的収入、決算額は3,100万円、前年度比0.5%の減となっております。内訳として、1項. 企業債3,000万円と、2項. 工事負担金100万円となっております。

次のページ、支出でございます。

1款. 資本的支出、決算額は1億4,778万7,413円で、前年比7.2%の増。

内訳として、1項. 建設改良費8,955万6,396円、前年比15.2%の増と、第2項. 企業債償還金5,823万1,017円、前年比3.7%の減となっております。

資本的収入が資本的支出に対して不足している額1億1,678万7,413円は、過年度分損益勘定留保資金1億910万5,567円及び当年度消費税資本的収支調整額768万1,846円で補填しております。なお、ただいま報告いたしました決算報告書の内容については、12ページから20ページの事業報告書の概要、工事業務会計に掲載するとともに、収益費用明細書21ページから31ページに掲載しております。

次のページをお願いします。

令和元年度波佐見町上水道事業損益計算書について説明いたします。これは、令和元年度1年間にどれぐらい利益を上げたかというものを表すものです。

営業収益ですが、給水収益とその他の営業収益で2億6,337万800円、0.5%の増です。

それと、営業費用ですが、維持管理費、人件費、減価償却費などで2億3,244万7,642円、1%の増となっております。

収益から費用を引いた営業利益ですが、3,092万3,158円となります。これは前年比マイナス2.9%です。

次のページ行きます。

営業外収益として、受取利息、補助金、長期前受金等で1,191万4,103円となります。営業外費用として、企業債の利息、雑収入等で1,889万6,198円。経常利益は、営業利益と営業外収益を足して営業外費用を引いたもので2,394万1,063円、前年比プラス2.5%となります。これが当年度の純利益ということになります。

当年度末未処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金を足しまして2億4,403万7,715円となります。

9ページをお願いします。

中ほどの令和元年度波佐見町上水道事業剰余金処分計算書について説明します。

当年度末残高の自己資本金は10億4,383万1,316円。資本金剰余金が2億7,834万3,320円。未処分利益剰余金が2億4,403万7,715円です。処分後の残高ですが、自己資本金と資本金剰余金、未処分利益剰余金は当年度末残高と同額であり、剰余金の処分は行っておりません。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第78号 令和元年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明いたします。

決算書の2ページをお願いします。

まず、収益的収入及び収入の部です。

1款. 工業用水道事業収益、決算額は1,310万6,750円、前年比2.8%の減となっております。内訳として、営業収入901万6,750円、前年比1.3%の増と、2項. 営業外収益400万円、前年比11%の減となっております。

支出ですが、工業用水道事業費用、決算額1,289万3,770円、前年比0.2%の増。内訳として、1項. 営業費用917万3,879円、前年比2%の増。2項. 営業外費用371万9,891円、前年

比4%の減となっております。

次のページ、資本的収入及び支出です。

まず、収入ですが、資本的収入、決算額840万円、前年比1.2%の増。

支出です。資本的支出、決算額838万3,875円、前年比1.5%の増となっております。

次のページをお願いします。

令和元年度波佐見町工業用水道事業損益計算書の説明をいたします。

まず、営業収益として、給水収益が836万7,600円、0.5%の増。営業費用、これは維持管理費と減価償却費で908万5,865円、前年比1.7%の減となり、収益から費用を差し引いたものがマイナスとなりますので、71万8,268円の営業損失となります。

次に、営業外収益、一般会計補助金と消費税で465万1,136円となり、営業外費用は、企業債の支払い利息で371万9,890円となります。

したがって、経常利益、営業損失に営業外収益を加えて営業外費用を引いたもので、21万2,980円となり、これはそのまま当年度の純利益となります。これに、前年度繰越利益剰余金が1,492万9,311円ですので、当年度未処分利益剰余金が、1,514万2,291円となります。

6ページをお願いします。

中ほどに掲載しております、令和元年度波佐見町工業用水道事業剰余金処分計算書について説明します。

当年度末残高、自己資本金は4,700万円。未処分利益剰余金は1,514万2,291円です。処分後残高については、自己資本金と未処分利益剰余金は、いずれも当年度と同額となっており、剰余金の処分は行っておりません。

これで説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第73号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、議案第78号 令和元年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件については、決算特別委員会に付託し、審査したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号から議案第78号までの6件については、決算特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午前11時50分 散会

第15日目（9月23日）（水曜日）

追加議事日程

第 1 会期の延長

第15日目（9月23日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	9番	尾上	和孝
10番	川田	保則	11番	太田	一彦
12番	堀池	主男	13番	石峰	実
14番	今井	泰照			

2. 欠席議員

8番 中尾 尊行

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田 孝行 書記 伊東 晶子

4. 説明のため出席した者

町 長	一瀬 政太	副町長	村川 浩記
企画財政課長	藤澤 英忠	商工観光課長	澤田 健一
庁舎建設推進室長	大橋 秀一	税務課長	山口 博道
住民福祉課長	中村 和彦	農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀 真悟
建設課長	堀池 浩	水道課長	前田 博司
長寿支援課長	本山 征一郎	子ども・健康保険課長	石橋 万里子
会計管理者兼 会計課長	宮田 和子	教育長	中嶋 健蔵
教育次長	福田 博治	給食センター所長	井関 昌男
総務課長 総務班係長	太田 誠也	総務課 電算情報班係長	岡 佳伸
総務課長 生活安全班係長	平 謙太	企画財政課 財政管財班係長	坂本 昌俊

午後2時25分 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。こんにちは。

ただいまから、令和2年第3回波佐見町議会定例会第15日の会議を開きます。

お諮りします。

会期の延長についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。よって、会期の延長についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 会期の延長

○議長（今井泰照君）

追加日程第1. 会期の延長についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日までと議決されていましたが、諸般の都合によって9月24日までの1日間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。よって、会期は9月24日までの1日間延長することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

なお、明日9月24日、午前10時から本会議を開きます。本日はこれで延会します。御起立ください。お疲れさまでした。

午後2時26分 散会

第16日目（9月24日）（木曜日）

諸報告

1 議長報告

議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 議案第64号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）
- 第 3 議案第65号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第66号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第67号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第68号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第69号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第70号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例
（以上1件 総務文教委員長報告）
- 第 9 議案第72号 令和元年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 議案第73号 令和元年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 議案第74号 令和元年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 議案第75号 令和元年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 議案第76号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 議案第77号 令和元年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 15 議案第78号 令和元年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決

算の認定について

(以上 7 件 決算特別委員長報告)

- 第 16 議案第71号 財産の取得について
- 第 17 議案第79号 監査委員の選任について
- 第 18 議案第80号 教育委員会委員の任命について
- 第 19 議案第81号 教育委員会委員の任命について
- 第 20 議案第82号 教育長の任命について
- 第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 22 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 23 報告第 2 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 24 発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 第 25 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

追加議事日程

- 第 1 発議第 2 号 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議について
- 第 2 発議第 3 号 一瀬政太町長に対する問責決議について

第16日目（9月24日）（木曜日）

1. 出席議員

1番	福田	勝也	2番	城後	光
3番	横山	聖代	4番	三石	孝
5番	北村	清美	6番	脇坂	正孝
7番	百武	辰美	9番	尾上	和孝
10番	川田	保則	11番	太田	一彦
12番	堀池	主男	13番	石峰	実
14番	今井	泰照			

2. 欠席議員

8番 中尾 尊行

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 林田 孝行 書記 伊東 晶子

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬	政太	副町長	村川	浩記
企画財政課長	藤澤	英忠	商工観光課長	澤田	健一
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務課長	山口	博道
住民福祉課長	中村	和彦	農林課長兼 農業委員会事務局長	古賀	真悟
建設課長	堀池	浩	水道課長	前田	博司
長寿支援課長	本山	征一郎	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者兼 会計課長	宮田	和子	教育長	中嶋	健蔵
教育次長	福田	博治	給食センター所長	井関	昌男
総務課長 総務班係長	太田	誠也	総務課 電算情報班係長	岡	佳伸
総務課長 生活安全班係長	平	謙太	企画財政課 財政管財班係長	坂本	昌俊

午前11時 開議

○議長（今井泰照君）

御起立ください。皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回波佐見町議会定例会第16日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

諸般の報告を行います。

議長報告については、その報告書を配付しておりますので、御了承願います。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。

本定例議会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第82号 教育長の任命については、現教育長であります中嶋健蔵氏が10月22日をもって任期満了となりますので、その後任に、宿郷の森田法幸氏を任命するものであります。

中嶋氏は、町内小学校等の校長経験を生かし、平成29年から教育長としてその要職を担い、本町教育行政の振興、発展に多大な御尽力を賜ったところであります。本年の任期満了に伴い、御本人の体調等を含め、総合的に検討いたしました結果、森田氏に次の教育長を担っていただきたいと判断し、本議会において提案するものです。

中嶋氏には、これまでの御貢献に対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

後任の森田法幸氏は、大学卒業後、県内の小学校教育、東彼杵郡内及び町内の小学校において教頭、校長を長年勤められ、平成28年3月には、南小学校の校長を最後に定年退職されました。その経験を生かし、現在、本町教育委員会で教育指導主事として、各小・中学校の

教育指導を行っていただいております、人格、識見ともに優れ、教育長として最も適任者と存じますので、何とぞ御同意いただきますようお願い申し上げます。なお、御本人の内諾は受けておりますので、念のため、申し添えます。

以上であります、詳細については、議案審議の折、説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第2 議案第64号

○議長（今井泰照君）

日程第2．議案第64号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。
本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

議案第64号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）について説明します。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに2億3,600万円を追加し、総額を103億9,000万円とするものです。

債務負担の補正、地方債の補正については、第2表及び第3表によります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症予防対策、7月豪雨に伴う災害復旧事業、新庁舎建設に伴う用地購入及び物件補償費、空き工場利活用奨励金、町道維持補修及び舗装工事、人事異動に伴う職員給与等の組替えなどについて、所要額を計上しております。

5ページをお願いします。

第2表債務負担行為の補正ですが、追加として、日本政策金融公庫から長崎県林業公社への貸付けに関する損失補償について計上しています。これは、長崎県林業公社が借り受けます2種類の資金について長崎県が行う損失補填に対し、本町がその一部を補填するもので、期間、限度額は、それぞれ記載のとおりです。

次の6ページをお願いします。

第3表地方債の補正ですが、変更として、農地等災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業、臨時財政対策債の限度額を補正しております。農地等災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業については、いずれも7月豪雨に伴う災害復旧事業の財源として、増額補正を行うものです。臨時財政対策債については、本来、普通交付税として配分されるべき額のうち、国の財源不足により一旦地方債を発行し、後年度にその元利償還金の財源として普通交付税

が措置されるものですが、その限度額については、普通交付税算定時に確定するため、今回、確定額に合わせた補正を行うものです。なお、利率、償還の方法については、変更はありません。

続いて、9ページをお願いします。

以下、歳入について主なものを説明します。

1款、2項の固定資産税ですが、当初予算編成後に償却資産分の額が確定したことなどにより、943万4,000円の増額補正を行っています。

続いて、10ページをお願いします。

9款、1項. 地方交付税ですが、7月に普通交付税の額が決定されたことに伴い、当初予算計上分との差額分について6,665万6,000円の増額補正を行っています。

11ページをお願いします。

12款、1項、5目、1節. 住宅使用料ですが、町営住宅入居者が失職や休職したことに伴い、家賃を決定するための収入区分を低く更正したことにより、家賃収入が減少するため、141万4,000円を減額補正するものです。

12ページをお願いします。

13款. 国庫支出金から16ページの14款. 県支出金については、歳出側の各事業費の増減等に伴う補正となります。主なものとしては、戸籍住民基本台帳のシステム改修費、地域医療介護総合確保基金事業、新生児特別定額給付費、産地力パワーアップ緊急支援事業に伴う補助金などとなっています。

18ページをお願いします。

17款、1項、2目. ふるさと創生基金繰入金については、43ページの企業誘致奨励金の財源として、500万円を増額補正するものです。

5目. ふるさとづくり応援基金繰入金については、新生児特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症予防対策、当初予算で充当することとしていた事業の事業費増減に伴い、6,000万円を増額補正するものです。

19ページをお願いします。

18款、1項. 繰越金ですが、令和元年度決算における実質収支額が9,216万6,000円で固まったことに伴い、純繰越金をその額に合わせるため、4,245万1,000円を増額補正を行っています。

20ページをお願いします。

19款、4項、3目。雑入のうち、全国町村会災害対策費用保険金134万円は、7月豪雨の際に3度の避難勧告が出され、避難所を開設しておりますが、その際にかかった経費に対して保険金が支払われるものです。

21ページをお願いします。

20款、1項。町債ですが、これは、先ほど6ページの第3表地方債補正で申し上げた理由により、その財源としての増額を行っています。

歳出につきましては、それぞれの担当課から、主なものについて説明を行います。

まず総務課及び企画財政課所管について説明します。

23ページをお願いします。

2款、1項、1目。一般管理費、3節。職員手当等の時間外勤務手当（一般職）が250万9,000円の増となっていますのは、主に災害警戒本部や避難所の設置に伴うものです。

24ページをお願いします。

13目。電算管理費、12節。委託料の117万円は、主に戸籍住民基本台帳のシステム改修に伴うものです。

15目。ふるさと納税管理費については、各節で組替えをしており、総額の増減はありません。これはワンストップ特例申請受付業務を役場で行っていたところですが、受付から関係書類の発行、送付までを一括で委託する方式に変更することに伴うものです。

その下の16目。定住促進事業費については、建築確認の申請件数を基に今後の所要額を想定し、現在の予算残額では不足する額として、369万7,000円を補正するものです。

以上が総務課及び企画財政課所管でございます。そのほかの主なものは、これより、各所管課より説明申し上げます。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中村和彦君）

それでは、住民福祉課に関する内容説明を行います。

31ページを御覧ください。

3款、1項、3目。障害者福祉費でございます。386万9,000円を増額するものでございます。これは令和元年度における障害者自立支援給付費負担金及び医療費負担金の実績に伴い、国及び県からの交付済額が超過したため、返還を要するものです。

次に、次ページ、32ページをお願いします。

同じく3款、1項、6目。特別定額給付費でございます。30万4,000円を増額するもの
でございます。18節の特別定額給付金特例分として30万円を増額します。これにつきましては、
特別定額給付金の基準日が4月27日となっておりますが、制度上は住民であられましたけど
も、申請書の案内が到達する前に亡くなられた単身者につきましては、制度上は支給の対象
から外れるという形で、国のほうからの通達がございました。

それではちょっと、対象者として生存されていたということと、申請書の送付につきまし
ては、町の自治体の事務の処理の関係があったということで、その方々に関しても支給をし
ないといけないだろうということで、特例として、3人の方に支給するものがございます。

以上が住民福祉課に関する説明でございます。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

25ページを御覧ください。

2款、1項、19目。新庁舎建設事業費、16節。公有財産購入費1,600万2,000円、用地購入
費、21節。補償、補填及び賠償金850万円、物件補償費を計上させていただきます。内訳と
しましては、隣接用地の購入費及びそれに伴う立竹木や工作物の補償費3件分になっており
ます。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。

31ページをお願いします。

3款、1項、1目。社会福祉総務費、18節。負担金、補助及び交付金に111万1,000円を計
上しています。111万1,000円、こちらは新型コロナウイルス感染症の支援策として、独り親
世帯の国民健康保険料の一部を支援するもので、町の独自支援メニューです。社会保険と異
なり、国民健康保険料を算定する際は、所得割、世帯割、人数割があります。扶養する人数
で保険料の負担が上がる制度となっております。今回のコロナで経済的負担を緩和するため、
児童扶養手当受給者の子供さんに係る保険料均等割分を支援するものです。

33ページをお願いします。

3款、2項、1目。児童福祉総務費、12節。委託料のうち、放課後児童健全育成事業（感

染拡大防止分)は、計上する節を誤っておりましたので80万円を減額し、34ページの18節. 負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染防止対策事業費補助金へ組み替えています。

同じく18節に、新生児特別定額給付金として1,100万円を計上しています。こちらは、国の特別定額給付金基準日の翌日以降から来年の4月1日までに誕生した新生児の保護者に対し10万円を支給するもので、県からの半額補助を受けて実施するものです。同じく、一時預かり事業費補助金351万4,000円を増額していますが、国の基準額が見直されたことによるものです。

22節. 償還金、利子及び割引料で合計267万3,000円を計上していますが、令和元年度の事業実績から補助金を精算し、返還するものです。

35ページをお願いします。

3款、2項、2目. 児童措置費、22節. 償還金、利子及び割引料で合計1,733万3,000円を計上していますが、こちらも補助事業を精算し、返還するものです。

36ページをお願いします。

4款、1項、2目. 予防費、12節. 予防接種委託料を205万3,000円増額していますが、令和2年10月1日から新たなワクチン接種が制度化されたものです。乳幼児がかかりやすい、胃腸炎の原因とされるロタウイルスに対するワクチン接種です。

19節. 扶助費のうち、インフルエンザワクチン接種費として1,315万円を計上していますが、こちらは新型コロナウイルス感染症対策として、65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種費の助成額を、今年度に限り引き上げるものです。今年は特に、コロナとインフルエンザの同時流行に備える必要がありますので、重症化しやすい高齢者の健康を守るための対策として実施したいと考えています。

37ページをお願いします。

4款、1項、3目. 母子衛生費、22節. 償還金、利子及び割引料で、過年度未熟児養育医療費負担金返還金を163万8,000円計上していますが、令和元年度の事業実績で補助金を返還するものです。

以上で子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長(今井泰照君) 長寿支援課長。

○長寿支援課長(本山征一郎君)

それでは、長寿支援課所管分について御説明いたします。

31ページをお願いいたします。

3款、1項、2目、老人福祉費、18節、負担金、補助及び交付金に1,768万5,000円を追加しています。この主なものとしまして、地域医療介護総合確保基金事業費補助金1,728万円を計上しております。これは介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、陰圧室の整備に対する費用の補助となっております。陰圧室とは、感染者が出た場合、居室内の気圧を下げることでウイルスが外に漏れ出ないようにする。こういったものでございます。これにつきましては、補助実施主体は県となっております、県が希望調査を行いましたところ、町内の一施設が希望されたもので、それに伴い、今回、計上しております。なお、この財源につきましては、歳入、15ページ、県補助金にも同額を計上しております。

以上で長寿支援課所管の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

続きまして、農林課所管分の主なものについて説明をいたします。

40ページをお願いいたします。

6款、1項、5目、18節、小規模農林事業費補助金530万6,000円の増額でございます。こちらにつきましては、本年7月の豪雨により、12か所の小規模災害が発生したことによる申請件数の増加と、あとはため池の漏水等の補修工事4か所が新たに加わったものでございます。

次に、その下の6目、18節、儲かるながさき水田経営育成支援事業費補助金116万4,000円の増額でございます。これは次年度において農業用ドローンを導入しようとする法人がありますので、そのドローンオペレーター研修を受講する11名分の研修費に係るものでございます。

以上で農林課所管分の主なものについての説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

続きまして、商工観光課所管の主なものの説明を行います。

42ページをお願いいたします。

7款、1項、2目、商工振興費の18節、一番上のところですけども、コロナ対策支援の第

4弾といたしまして、産地力パワーアップ緊急支援事業補助金2,900万円を計上いたしております。これについては、窯業関係団体、工業組合、商業組合、波佐見焼振興会、生地組合、石膏型組合の5団体に対しまして、コロナ対策の支援としまして行われるものでございます。なお、県から、このうち1,425万円を歳入として計上しているもので、県との合同での支援ということになります。

内容については、共同販売の事業の支援だったり、廃石膏のリサイクルに関する支援とか、また新商品の開発、あと、テレワーク環境の整備、そういったウェブ関係の整備、そういったものをそれぞれの組合で計上しております。

続きまして、次のページ、43ページをお願いいたします。

7款、1項、3目、観光費の18節の二つ目、新幹線活用おもてなし力向上魅力発信事業費補助金170万円を計上しておりますけれども、これについては、新幹線の西九州ルートが開通が迫ってきておりますけれども、嬉野駅からの波佐見町への誘客に対する対策としまして、新設された県の3分の1の補助金を活用しまして、誘客に関するマップ等の整備を行うものでございます。

続きまして、7款、1項、5目、企業誘致推進費の18節、企業誘致奨励金として500万円を計上しておりますけれども、これについては、空き工場等利活用奨励金というメニューでありまして、町内の空き工場を取得され、改築、改装される事業所に対して、一定の条件の下、支援するもので、1件当たり500万円を計上いたしております。

以上で商工観光課所管のものの説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

続いて、建設課所管の関係について説明をいたします。

44ページをお願いいたします。

8款、1項、1目、土木総務費467万9,000円の増額ですけれども、人事異動による人件費の増額を計上しております。

次ページをお願いいたします。

8款、2項、2目、道路橋梁維持費、14節、工事請負額に339万2,000円を増額しております。これは、当初予算に計上できなかった道路の4路線の維持補修経費を計上しているものです。

続きまして、3目. 道路橋梁改良費2,265万1,000円を増額しております。主なものとして、14節. 工事請負費に2,240万円を増額しております。これも維持費と同様に、当初予算に計上できなかった舗装等の4路線の経費の計上をしているものです。

続きまして、57ページをお願いいたします。

11款、2項、1目. 公共土木施設災害復旧費について、125万1,000円を増額しております。主なものとして、14節. 工事請負費88万1,000円を増額となっておりますけども、小規模災害として、道路2件、河川4件の工事費を計上しております。

以上で建設課関係の説明を終わります。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係の補正予算を説明いたします。

49ページをお開きください。

10款、1項、2目. 事務局費、10節. 需用費で295万4,000円、消耗品費として計上していますが、これは新型コロナウイルス対策として、国の学校保健特別対策事業補助金を活用し、学校関係の保健衛生費を購入する費用として169万2,000円、そして、学力向上対策の一環として、夏休みの課題について学年ごとに各学校を統一するという事で、教科書会社等の教材を購入する費用126万2,000円となっております。

そしてその下、12節. 委託料でございますが、小中学校トイレ洋式化工事実施設計業務委託料として1,800万円を計上させていただいております。本町の小中学校のトイレは、227基中90基が洋式化されており、率では39.6%でございますが、次年度に国の補助事業を活用し、基本的に全て洋式化することで実施設計を行いたく、所要額を計上しております。なお、基本的に全ての洋式化と申し上げましたが、学校側との協議により、若干の和式トイレは残るという可能性があることを申し添えたいと思います。

そしてその下、17節. 備品購入費でございます。841万円、計上しておりますが、まず、情報端末購入費ということで計上させていただいております。これについては3号補正で計上しておったところでございますが、消費税分を未計上でございましたので、差額分を計上しています。

あわせて、書画カメラ購入費でございますが、これは今後のオンラインの学習を想定し、各教室に書画カメラを配置することで所要額をしておりますが、今後の入札等もござい

ので、金額は伏せておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次ページ、50ページをお願いいたします。

各小学校の教育振興費、13節に修学旅行等車借上料ということでそれぞれ計上しておりますが、これは見学旅行や修学旅行の際の新型コロナウイルス感染防止のため、児童・生徒の座席間隔を空けるため、バスの大型化や台数の増便を行うということで、所要額を計上しております。

次に、54ページをお開きください。

10款、5項、2目。保健体育施設費でございます。12節。委託料に16万8,000円、そして、14節。工事請負費に64万円を計上していますが、甲辰園グラウンドフェンス改修工事に係る分を減額し、そして、甲辰園グラウンドAコート改修工事分を計上しているもので、組替えでございます。当初予算ではフェンスの工事を計上しておったわけでございますが、梅雨以降の大雨で、Aコートのグラウンドが大変荒れておりまして、子供たちが使うのに支障があるようでございますので、フェンス工事を一旦全額減じて、その代わりコートの改修工事を行うものでございます。

以上で、令和2年度一般会計補正予算第5号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

ページは、24ページ、2款、1項、15目の、節のほうは12節。委託料になっておりますけど、ワンストップ関連業務委託料ということで、特例で申請業務を行うという御説明でございましたけれども、どういう内容なのか、もう少し詳しくお答えください。

あわせて、7節の報償費と11節の役務費、18節の負担金、かれこれ上がっています。定住奨励金の件数ですけども、これは申請件数というのはどれぐらいを想定して、今回増額を申請されているのか。

また、もう一つ、25ページになりますけども、新庁舎建設事業費の流れですね。16節と21節のほうに、用地購入費等を3件分というふうなことで上げられていますが、どこの場所を指しているのかということの御説明を、以上3点、お願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まず、ワンストップ特例についての御質問でございます。

ふるさと納税をされた寄附者については、通常ですと確定申告をして、後でその分の免除をしてもらうという手続になるんですが、特例で最大5か所まで、その確定申告なしに、自治体同士の、寄附を受けた側の自治体とその住所地の自治体との書類のやり取りで、税の減免措置をできる事務でございます。

これを書類のやり取り、これまで役場のほうでやっておりましたが、相当の書類の数でございますまして、手に負えない分もありますので、業者に委託して行うこととしております。

次に、定住奨励金の今後の見込件数との御質問ですが、今後、15件の申請を見込んでおります。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

用地交渉、物件補償の位置につきましては、今の庁舎の北側の隣接地3件の補償、用地購入物件補償の立地となっております。場所となっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

先ほどのふるさと納税の関係の委託料のワンストップ関連業務委託料というのは、結局のところ、行政間でやる行為を業者と、ふるさと納税で寄附をされた方が納税されるところと、こちらに関して、業者とそことされると、業務をですね。今までは行政と行政がやっていた業務を、こちらは民間であって、向こうは行政であるという理解でよろしいのかどうか、そこから辺を回答してもらいたいのが一つと。

42ページの商工振興費の中で、負担金、補助及び交付金ということで、産地力パワーアップ緊急支援事業費補助金というのをおっしゃいました。これは各窯業会に第4弾として、コロナ対策を含めたところの補助金を出すものだというふうに御説明がございましたけれども、どの団体に幾ら補助をされるのか。その辺の内訳を御説明ください。

もう一つは観光費の中で、12の委託料、ここに関して、地域資源活用お土産品開発業務委託料ということで、これは相手先はどちらなのか。一つの団体なのか、会社なのか、また、複数の相手先なのか。その辺について御説明をお願いいたします。

以上3点です。お願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まず、ワンストップ特例の手続についてでございます。

これまでは寄附者の方が波佐見町役場のほうに書類を送って、書類のやり取りを波佐見町役場としていたわけですが、波佐見町役場に代わって、今回、委託業者、シフトプラスという業者と寄附者の方がやり取りを行うことで、手続が済むようになるというものでございます。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

42ページの産地力パワーアップ緊急支援事業費補助金の内訳ということですが、言います。

工業組合970万円、商業組合625万円、波佐見焼振興会676万5,000円、生地組合300万円、石膏型組合300万円となっております。あと、若干の調整額がございます。

続きまして、地域資源活用お土産品開発事業については、これはそもそも当初予算としては、地方創生事業のほうで計上をして、当初予算のほうで審議をいただいております。それで、今、お土産品を2カ年にわたって、やきものとクッキー、波佐見の米粉でつくったクッキーを入れたお土産品の開発を行っております。2カ年事業の2年目ということで、委託先は、そのフードコーディネーターの会社に一緒に委託を行っております。

地方創生事業のほうが、当初予算というか、当初要望のほうで、長崎県の新規事業に対する分の地方創生の予算が一律カットされた関係で、2次公募に応募しようかと思ったんですが、時間的に技術的に遅れるということで、県の21世紀まちづくりの補助金に乗換えを行った結果、この7款、1項の3目の観光費のほうで計上し直しをさせていただいているというところで、そういった状況でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

同じく43ページになりますけれども、企業誘致推進費というのが上がっておりました。空

き工場を取得し、改修を行う費用だということで、多分、1件500万ということで、これは1件の申請に対して計上されていると思われませんが、どちらの工場を改修費の場所として充てられているのかというのをお知らせください。

あと、次の45ページのほうに土木費が上がっておりますが、道路橋梁維持費のほうに4件分として339万2,000円、また、道路橋梁改良費のほうに、工事請負費として2,240万円の4路線というふうに上がっておりますが、この路線はどちらの路線なのかをお知らせください。お願いします。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

この空き工場等利活用奨励金、1件500万について、いろいろ一定の条件があって最高額の500万円を補助金として支給するんですけども、場所については、湯無田郷の旧今田製陶所さんの本体の工場があったところじゃなくて、その少しこっち、役場から帰った手前側の工場というか、倉庫プラス自宅、自宅を事務所として改装するという条件で、その二つを波佐見町内の業者が購入されたというところですよ。場所はそういうことになります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

8款、2項、2目と3目の工事場所ですけども、まず、道路橋梁維持費の維持補修工事ですけども、鬼木のウルド線、中尾郷の寺屋敷線、折敷瀬郷の山崎線、宿郷の鹿山線、道路橋梁改良費の舗装工事ですけども、皿山郷の樋ノ尾線、志折郷の八ツ尾線、中尾郷の中尾本線、村木郷の不動佐線になっております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

ページ数が24ページをお願いいたします。

24ページの2款、1項、その中の6目、この企画費の中の7節。報償費に永尾分校工事概算設計謝礼ということで9,000円出ております。その説明と、42ページをお願いいたします。この42ページの7款、1項、2目、これの18節の中に、一番下になります。陶器まつり事業費補助金（開催延期緊急対策分）と書いてあります。40万5,000円。この対策内容は何だっ

たんでしょかということと、同じく42ページ、3目。観光費の中の節が12節、この中に波佐見焼御当地マグネット開発業務委託料ということで100万上がっております。これはどこに委託されるのか、説明をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まず、永尾分校の工事概算設計謝礼、9,000円の御質問でございますが、これは永尾分校を今後、利活用していくに当たって、役場として、まず、サテライトオフィスで利用できないかということで検討をいたしました。そうした場合に、概算の工事費がどれぐらいになるものか、こちらでは見当つきませんので、新庁舎の検討委員会でもお世話になっておりました九州大学の先生に現地を見ていただきまして、設計をしていただいたわけでございます。その際の旅費相当額を謝礼としてお支払いしております。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、42ページの7款、1項、2目、18節の陶器まつり事業費補助金開催延期分ということなんですけども、これについては、陶器まつりを開催するためには、その前の年からずっとPR費とか、刷り物とか、いろいろなテレビコマーシャルとか、いろんな経費がずっとかかってきている中で、主な収入源としては、開催当日の駐車場料金とか、そういうのを充てて収支を合わせていらっしゃる状況なんですけども、そのうち本町としても200万近くの、通常、補助金を支出しているところです。今回、開催中止になるまでの間に333万円程度の費用は既に使われていました。それで、その分をどうするかということで、陶器まつり協会のほうで110万程度支出をしまして、あと、工業組合、商業組合、商工会、個人も含めまして、当役場と4者で、それぞれ残りの20%ずつを負担するというので、その結果、40万5,000円というのを計上したということになっております。

そして、波佐見焼御当地マグネット開発業務委託料については、この委託先ということで、すけども、委託先は個人でありまして、元地域おこし協力隊で活躍をされておりました福田奈都実さんのほうに、これまでの協力隊時代からの事業も、ちょっと継承もあったものですから、そういう関係で委託を行っております。個人への委託です。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

まず、40ページの6款、1項、6目、18節の負担金、補助及び交付金の、儲かるながさき水田経営育成支援事業費補助金ということで、農業用ドローンの11名分の研修費ということで説明がありましたけども、これは今後、機器の購入、こういった補助に至らないものか、そこを考えられてないのか、まず、第1点でございます。

それから、43ページの7款、1項、5目、18節、企業誘致奨励金で、1件で500万というふうなことで交付先も説明されたわけですが、これのほかに、こういった工房という候補、そういうものがないものかどうかということと、今後、企業誘致をどのように推進されるか。ちょうど今、コロナの後で、ある程度問合せもあっているんじゃないかとは思っているんですけども、いわゆる中国とかに製造の集中していたのが分散化ということで、そういったことで、本町にもそういうふうな問合せ等ないものかですね。

それから、49ページの教育費でございますけども、10款、1項、2目、12節の委託料、小中学校のトイレ洋式化の事業費でございます。設計時手数料でございますけども、完成後の、若干、和式も残すというふうな話でございましたけども、学校別の洋式化率、そして、工事の施工時期、もう1件、17節の備品購入費で、書画カメラ購入費は、これは恐らく特殊なカメラでかなり高額かと思いますが、金額は言えないんでしょうけども、台数、これもできれば学校別でお願いします。

あと1件、修学旅行のバス代の借上料がコロナ対策ということで増便するというふうなことで上がっておりますけども、これの目的地、それから、中学校はもう済まれたものか、そういうことについてお尋ねをいたします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（古賀真悟君）

それでは40ページ、6款、1項、6目、18節の儲かるながさき水田経営育成支援事業のドローンの件でございますけども、先ほど申しましたとおり、2団体が今後ドローンを導入しようということで、このオペレーター研修のほうに行くわけでございますけども、まず、一つの法人につきましては、次年度に補助を使って導入したいということで、今、手続をしている状態でございます。

それと、もう一つの法人につきましては、自己資金で、もう導入予定ということでされて

おりましたので、令和3年度に、補助を使って導入ができればというところでございます。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

43ページ、7款、1項、5目の企業誘致推進費の中の企業誘致奨励金に関係する分なんですけども、まず、今後の企業誘致の方針としましては、おっしゃられるとおり、団地とか、そういうのはもう造る予定がありませんので、町内の空き工場、空き工房あたりが活用できるような、そういった居抜き案件といたしますか、そういったものの紹介とか、そういうのを県の産業振興財団等とも連携をしながらやっていかなければならないというふうに考えております。

そういう中で、そういう問合せとかがないかという話なんですけども、今、あまり詳しくは申し上げられませんが、1件、そういった事務所系とかテレワーク系で、問合せがあっております。

それで、そういう適地がないか、いいような場所がないかというところで、今、探しているところで、今後はそういった居抜き案件とか、そういった空き工房を活用したような企業誘致の方針で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

49ページ、10款、1項、2目、事務局費、12節の委託料、小中学校トイレ洋式化工事実施設計業務委託料について御質問いただきました。

今回、先ほど申したとおり、227基中、今90基が洋式化されておるということで申し上げたんですが、各学校の洋式化率でございます。

まず、東小学校でございますが、41基中、洋式トイレが15で36.6%、中央小学校は62基中22基で35.5%。南小学校が40基中、洋式が33基で82.5%、そして、波佐見中学校が84基中20基で、割合は、洋式率が23.8%となっております。各学校それぞれ、ちょっと洋式率、異なっております。南小学校は、平成26年度だったと思いますが、大規模改修時に洋式化した実績がございますので高くございますが、ほかの学校は総じてまだまだ低調でございます。

先ほど申したとおり、令和3年度の国の補助事業で実施を行いたいと思っておりますので、夏休みを中心に工事を実施したいと思っておりますが、児童・生徒が使いながらでございますので、フロアを分散しながらとかいうことで、施工のほうは考えていきたいというふうに考えてお

ります。

次に、その下の17節の備品購入費、書画カメラの購入台数でございますが、まず、全体で101台でございます。各学校の内訳でございますが、東小学校が20台、そして、中央小学校が29台、南小が20台、そして、中学が32台ということでございます。

これは、机上のやつを写せるカメラでございますが、電子黒板だったりとか、また、無線LANにつないでオンラインで投影ができるというものでございます。今後、対面授業等、もし、オンラインでやるときは、先生のほうに向けたりとか、または、教科書を向けたりということで、自在にカメラの角度を変えられるというものでございます。

そして、次のページ、50ページ、51ページに、各教育振興費に計上しております、13節。修学旅行等車借上料でございます。行き先については、小学校については3校ございますが、まず、県内が1校、そして熊本が1校、そして大分が1校ということになっております。なお、中学校は来年1月または2月の修学旅行という時期で検討されているようでございまして、行き先はまだ未定ということで報告が上がっております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

すいません、先ほどの洋式率でございますけど、これは工事完成後ということでお尋ねしたわけですが、そういったところで、あと、数字が分かればお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

すいませんでした。ほぼ、洋式化率と、100%を目指しておりますので、基本的に100%を目指したいなど、各学校、全て100%を目指したいというふうに思っておりますが、各学校の要望等で、フロアに1基は残してくれということになろうかなということも、少し考えているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○5番（北村清美君）

18ページのふるさと創生基金とふるさとづくり応援基金繰入金がありますけども、この違いと、8月末の残高はどのぐらいあるかどうかということと、それと、先ほど三石議員が質問しましたけれども、25ページの用地購入費で、予定どおり3件の買収があった、広さはど

のぐらいかというようなことをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、36ページの19節のインフルエンザワクチン接種、65歳以上とありますけど、これは、補助は全額なのか、一部は補助金か、それから人数はどのぐらい予定されているか、質問は、以上3点をお聞きしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

まず、ふるさと創生基金とふるさとづくり応援基金の違いでございますが、ふるさと創生基金につきましては、波佐見町の産業活性化、雇用創出、交流人口の拡大など将来に向け、活力あるふるさとをつくる事業の推進のために設置された基金でございます。

これは、今回、予算を上げているとおり、企業誘致などの際に利用する基金となっております。

ふるさとづくり応援基金につきましては、ふるさと納税に伴う基金でございます。

残高でございますが、8月末との御質問でしたが、元年度末で回答させていただきます。

ふるさと創生基金につきましては、8月末も元年度末も同じですので、金額が1億3,130万9,000円となっております。

次に、ふるさとづくり応援基金でございますが、こちらは今回の補正計上後の金額で回答させていただきます。残額が1億3,090万4,000円となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

用地購入の面積につきましてはですが、3件分の広さ、面積、1,342.49平米となっております。まだ、今のところはもちろん予算も通っておりませんし、用地買収は、完了をもちろんしておりません。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

36ページの4款、1項、2目、予防費の19節、扶助費のインフルエンザワクチン予防接種費についてですけれども、昨年までは1回2,500円の助成をしていたところを、4,200円に増額して計算をしております。これは、県内で接種をされる場合は、負担が自己負担なく接種ができるかと思うんですが、県外で接種される場合は、その所で決められた金額になってお

りますので、4,200円を上回る接種費がかかる場合は、一部自己負担が発生することもあるかと思えます。

対象者は、一応、予算上では希望としては、高齢者、65歳以上の方が4,545人いらっしゃるんですが、皆さんに受けてもらいたいという気持ちはあるんですが、幾らか難しいところもあって、8割ぐらいの方は受けていただけるような予算の確保をしております。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

先ほどのふるさとづくり応援基金の残高について、ちょっと補足をいたします。

先ほどの説明した金額は取崩しだけを考慮した額でしたが、当初予算で基金の積立て、こちら、4億1,410万円、予算に計上しております。また、国からの臨時交付金が今後入ってきますので、それをコロナ対策に、ふるさとづくり応援基金を充てていたものを組み替えますので、それらを考慮した結果は5億4,500万円ほどの残額となる見込みでございます。

失礼しました。訂正いたします。5億は誤りでして、8億9,500万円ほどの見込みとなります。

○議長（今井泰照君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。

午後1時より再開いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第64号に関する質疑を続けます。質疑はありませんか。

横山議員。

○3番（横山聖代君）

42ページをお願いします。

7款、商工費、3目の観光費の中の12節、委託料の中にある一番下の波佐見焼御当地マグネット開発業務委託料100万円についてなんですけれども、先ほど同僚議員からの質問で御答弁いただきましたが、個人の方に100万円ってちょっと高いなと思ったんですけれども、どういう積み上げでされたのか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、御当地マグネットを作るのに、やきものでマグネットを作るようにいたしております。マグネットをやきもので作るということは、量産しないとイケませんので、石膏成形、型代が要ります。それで3種類ぐらい作っていますので、その型代だけで、ちょっと五、六十万かかるんじゃないかというところで、あと、デザイン料とか、それから材料代、そういったもので構成しているの、一番多くかかるのが石膏成形の原型作りというところがございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

この業務委託料というのは、公募でされたのかどうか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

これは公募じゃないですね。地域おこし協力隊で3年間活動を行っていただく中において、そういったいろいろな事業の構想があつて、そういったところで、卒業された後にこの事業を企画としてお願いできないかというところで話をしながらのことですので、公募というのじゃなくて、地域おこし協力隊OBの有効な活用というふうな捉え方で私たちは事業を進めております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

先ほどの同僚議員の質問と併せて、42ページ、これの3目の12節の、先ほども言いました波佐見焼御当地マグネット開発業務委託料100万。この中で、先ほどのお話からすると、型代、これが五、六十万ほどかかるということでしたが、誰でもこの企画に乗ることができるのかということと。

それと、25ページをお願いいたします。これの2款、1項、18目の12節、車泊事業サイト開設委託料、22万。これは私が1回、一般質問でしたときに、課長がちょっと前向きに進めるということでお話しされた分だと思っておりますが、今回、22万でちょっと委託料、減っており

ますが、今後また、これが復活されるのかということと。

それと、14節の工事請負費、301万9,000円、これは西前寺公園観光拠点整備工事とあります。内容をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、42ページの波佐見焼御当地マグネット開発。これですね、これまで波佐見焼とか、波佐見町に来てのお土産品が少なかったということで、平成29年に策定しました観光振興計画に基づきまして、お土産品の開発を進めてまいりました。主な販売先とございますか、最終的には観光協会で販売できるような形にならないかというところで、今検討しているところでございます。

今回、このほかにも、いろいろやきものを活用したクッキーのお土産品だったりとか、それと、まず、波佐見に来たお土産を買っていただくようなアイテムを増やしていきたいというところで、先ほど議員がおっしゃった、誰でもそれに乗られるのかというのが、少し意味が分かりませんが、それが、これを、うちで開発したのをどこの事業者でも販売ができるかという。

○9番（尾上和孝君）

製作のほう、作るほうです。どこのメーカーさんでも、その型を使って製作することができるのかということです。——聴取不能——できないにかかわらず。

○商工観光課長（澤田健一君）

製作はできると思いますけども、非常に、販売単価を800円ぐらいというふうに考えております。それで、合わせていただけるようであれば、当然、どこでも作っていいと思いますけども、相当ちょっと複雑な形をしていますので、それを作るところがいらっしゃれば、それはもう大丈夫かと思えます。町でこれは型を作っていますので。ただ、そこら辺の金額を、最終的な販売価格に合うような価格でしていただけたところがあるかどうかというところは、今後、そういうところをちょっと話合いをしていければというふうに思っております。

あと、25ページの車泊の事業の関係ですけども、これは話をしていませんけれども、当初、地方創生事業でこの車泊の事業を計上いたしておりました。ところが、長崎県の事業については、今年から新規でやる事業については、1次公募のほうで、他の自治体の事業が計上の

仕方が悪いということで無条件にカットされました。それで、県に問い合わせたところ、波佐見町自体の事業については悪くないということで話は聞いていたんですけども、それはもう仕方がないので、地方創生事業の2次公募に応募して何とか取れたというところで、そういう関係で、今からあそこの西前寺公園の工事を進めていくわけになる、予算が通れば進めていくことになるんですけども、開始時期が非常にずれ込むということもありまして、今年度の開設の委託料といたしますか、電子決裁ですのような仕組み、システムの委託料の部分は、取りあえず1回落として、年度内に工事を完成させるようなところでちょっと組替えを行ったところでございます。ですので、今年度、やるということはまだ間違いありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

42ページをお願いします。7款、商工費、1項、商工費の3目、観光費、14節の工事請負費、波佐見観光案内所下屋根等取付工事なんですけど、これは具体的にどういう工事内容なのかをお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

この42ページの波佐見観光案内所の下屋ですね、下屋等の取付工事、これについては、今、観光案内所を整備しておりますけども、入り口のところに、ちょっと1メートルぐらい、60センチぐらいの入り口の屋根、屋根といたしますか、それをちょっと、雨がじゃかじゃか降りますので、それをつけさせてもらったということで、数万程度の事業ということになっております。

○議長（今井泰照君） 2番 城後議員。

○2番（城後 光君）

43ページをお願いします。7款、商工費の1項、商工費で、陶芸の館管理料、4目の14節、工事請負費、工房集じん機改修工事、工房照明設備改修工事なんですけど、工房に関する工事だと思うんですけど、具体的にどういう形のをやられるか。それと、工房は大分、こういう工事をしないとイケないということは、結構いろんな改修が発生していると思うんですけ

ど、全体の改修とか、その辺は計画はないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

43ページ、陶芸の館管理費の中の工事費ですね。工房集じん機改修工事は、工房に行かれた方は分かれると思うんですけども、ろくろの装置が何台かございまして、そこに、ろくろの削りかすとか、そういったものを外に吸い出すという、その機械が、もうここが造られてから大分経過しますので、ちょっと不調になったというか、壊れたということで、それを改修するための費用であります。当初予算に計上していたんですけども、ダクトホースの延長の部分とか、あと、集じん能力を少しアップさせたということで、その差額分を計上させている部分でございます。

あと、工房の照明については、あそこの工房が、まず、入ってすぐのところが絵付けをするような工房となっております。それで奥のほうろくろの工房なんですけれども、御存じ、分かれると思いますけども、非常に絵付けをするところも暗いんですよ。照明が、もう昔の照明ということで、それをLED化するという照明工事でございます。

あと、ろくろのほうは、移動式のスポットライト、各それぞれ1人ずつ、座ってろくろを回すので、移動式のスポットライトも含めたところでの照明の改修ということになっております。

それで、全体的に工事をやらないかということなんですけども、今回、本体自体の工房については結構しっかりした造りになっていきますので、そこまではしなくても大丈夫なのかなというふうな感覚でおります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

石峰議員。

○13番（石峰 実君）

25ページのさっきの18目、地方創生事業の工事請負費、さっき同僚議員がお尋ねしましたけれども、西前寺公園、観光拠点というだけあって、この南地域のその観光の振興の拠点になる工事だと思うんですけども、もう少し具体的な説明をお願いします。

それと、42ページの観光費の中で、3目、観光費の12節の委託費と工事費に関係するんですけども、この志折泉源の温泉成分の分析調査と、工事費の志折泉源のそのポンプの修理

でありますけども、これは現在使っている泉源との関係で、どういうことでここをされるのか、お尋ねします。

○議長（今井泰照君） 商工観光課長。

○商工観光課長（澤田健一君）

まず、25ページの2款、1項、18目の工事費、14節。工事費、西前寺公園の観光拠点ということで、ちょっと名前が少しオーバーでありますけども、尾上議員からもありましたように、車泊の拠点として、あそこに宿泊できるような設備を整えたいというのが狙いでございます。幸い、川を挟んで温泉があります。公衆トイレもあります。そういうところで、特に陶器まつり期間中とかは宿泊施設も不足しているということもあって、また、昨今のこういったアウトドアブームもありまして、車泊の需要というのが増えているということもありまして、そこに公園、三角の公園になっていますけども、トイレの横から道を通しまして、その舗装のやり方は今ちょっと検討中でございますけども、道を通して、中に車室を2台分、整備したいと思っています。そこに、電気の設備と、テレワークの可能性も考えていますので、Wi-Fiの設備。それともう1台、これはちょっと観光協会と連携してになるんですけども、トレーラーハウスの、牽引するトレーラーハウスもそこに設置するような考え、それは観光協会がするんでしょうけども、それを計画もされております。

そういったところで、合計、3車室の整備ができないかというところで、今、そういう計画でこの事業は計上しているところでございます。それに関連して、給排水とか、そういったものも同時に整備をするというところでございます。

あと、42ページの志折泉源ですね。志折泉源については、まず、この12節の委託料については、10年に1回、保健所のほうに成分の調査といいますか、成分分析の結果を報告しないといけないというのがございまして、それに伴う成分分析でございます。

それで、工事費については、もうそこが結構老朽化しておりまして、屋根、雨漏りがしていたので、その雨漏り工事をやらせていただくというための予算でございます。

それで、どういうふうに使っているのかというのですけども、今、もともと権利があらわれました近隣の5世帯の方が使っている部分と、あと、波佐見温泉においても、冷泉、あとシャワーの泉源、その二つに使っているということで考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

45ページの8款、2項、2目の14節. 工事請負費、これは先ほど4か所の答弁がありました。そこで確認ですけども、鹿山線と言われたものですから、この役場の横の鹿山飛瀬線なのか、鹿山公民館の前の道路なのか、確認の意味で答弁をお願いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（堀池 浩君）

すみません、鹿山線というのは、鹿山会館の横の道路になります。上のほうですね。鹿山住宅のちょっと手前になります。

○12番（堀池主男君）

分かりました。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号 令和2年度波佐見町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第65号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案第65号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第65号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ3,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億3,300万円とするものです。

6ページをお願いします。

歳入についてです。

4款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 保険給付費等交付金、2節. 特別交付金を418万円増額しています。新型コロナウイルス感染症による傷病手当金や保険料減免などに要する経費の補填分となります。

7ページをお願いします。

7款. 繰越金、2,882万円を追加するものです。令和元年度決算における実質収支額の確定に伴い、その額に合わせて増額補正をしています。

8ページをお願いします。

続いて歳出です。

2款. 保険給付費、6項、1目. 傷病手当金を100万円計上しています。本町ではまだ新型コロナウイルス感染者は発生していませんが、もし感染された方が、国保加入の被用者で、4日以上、会社勤めを休まなければならなくなった場合、傷病手当金を支給することとなりますので、前もって予算を確保するものです。

11ページをお願いします。

7款. 諸支出金、1項、1目. 一般被保険者分保険料還付金については300万円を追加しています。こちらは、コロナに関連して今年の収入が3割以上減少する場合、令和2年分の保険料と併せて令和元年度分の保険料も減免の対象となります。その還付金として支出するため、増額をしたものです。

12ページをお願いします。

8款、1項、1目. 予備費に2,852万3,000円を追加しています。

以上で、令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わ

ります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

11ページの7款、諸支出金、1項、1目、22節の償還金利子及び割引料でございますけども、過年度分の保険料還付金ということでございましたんですが、これの対象者が何人ぐらいおられるものか。それから、これは、2年度、3年度というふうなことでございましたけども、仮にあった場合に何年まで遡及されるのかですね。

それから、もう一つ、予算の編成の仕方として、毎年100万、当初で組んであります。そして、昨年が200万ですかね、200万補正されて300万ということになっておりますけども、今年は100万増えて300万で、合計の400万というふうなことになっておるわけですが。当初100万生まれとって、途中で還付金が足りなくなった場合に、9月補正まで待たないかんとということで、その辺が空きがありますよね。そういったことで、ある程度金額は年間、例えば200万か300万か400万か、分かっておられるかと思しますので、還付金の速やかな返還のためには、当初予算でもう少しこう組まれて、そして、そういうふうな間断のない返還の仕方、そういったことを考えられないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

国民健康保険料のコロナ減免に関しては、まだ申請中、受付中でありまして、8月末の時点で、約60件ほどの申請がっております。そのうち、令和元年度分の見込みで、今、150万ほどの還付をする必要が生じております。ただし、まだ今後も申請がある可能性があります。300万円を計上しているところです。

先ほど議員のほうで令和2年と3年というふうにおっしゃったんですが、この、今、出されている方針では、令和元年度の、令和2年2月から3月に納付期限が来たもの、令和元年度分の保険料は、令和2年2月と3月に納期限が来たものと、令和2年度分の保険料までがこの対象となっているところです。令和3年度以降はまだ方針が出されておられません。

予算の組み方についてですけれども、通常100万ぐらいで足りるところなんですけど、昨年はちょっと少しオーバーしているようで組替えといいますか、追加をしているところのよう

ですけれども、なぜ還付金が発生するかというと、国保の加入の資格喪失といいますか、遡って資格を喪失されると、実は社会保険だったということを後になって申出があった場合に、保険料を返さないといけないという事態が発生していて、そういう申請漏れといいますか、報告漏れとか、そういうので還付金が生じているところです。

おっしゃるように、予算が足りなくて還付できないという、待っていただくという事態にならないように、今後はもう少し精査をした金額の計上に努めたいと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第65号 令和2年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

日程第4 議案第66号

○議長（今井泰照君）

日程第4. 議案第66号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第66号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説

明いたします。

歳入歳出予算にそれぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7,500万円とするものです。

7ページをお願いします。

歳入の主なものは、7款.繰越金、335万4,000円を追加するものです。

9ページをお願いします。

続いて歳出です。

1款、1項、1目.一般管理費、11節.役務費に39万2,000円を追加しています。新型コロナウイルス対策として、集団健診を予約制で実施することになりましたが、その周知に要する郵便料です。財源は一般会計からの繰入金です。

10ページをお願いします。

2款、1項、1目.後期高齢者医療広域連合納付金、18節.負担金補助金及び交付金に294万4,000円を追加しています。こちらは決算特別委員会でも説明しましたが、令和元年度分の納付金を令和2年度の予算で処理するために前年度繰入金を財源に計上するものです。

11ページをお願いします。

3款.諸支出金、1項、1目.保険料還付金に25万4,000円を追加しています。こちらは、先ほどの国保のコロナ減免と同様に、コロナに関連して今年の収入が3割以上減少する場合に、令和元年度分の保険料も減免の対象となりますので、その還付金として増額するものです。

以上で、令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号 令和2年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

日程第5 議案第67号

○議長（今井泰照君）

日程第5. 議案第67号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（本山征一郎君）

それでは、議案第67号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和2年度波佐見町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次の定めによります。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億3,500万円とするものでございます。今回の補正は、国、県等への返還金並びに新型コロナウイルス感染症への影響による減免、そして人件費等の調整を行ったものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款. 国庫支出金、1項、1目. 介護給付費負担金に1,453万7,000円を追加しております。前年度の実績に伴い、追加交付がされたものでございます。

次のページをお願いいたします。

7ページ、9款. 繰越金でございますが、令和元年度の実質収支額に基づき、2,505万1,000円を追加しております。

8ページをお願いいたします。

10款. 諸収入、4項、3目. 第三者納付金に126万3,000円を追加しております。これは、事故等が原因により介護サービスを利用された場合に生じるもので、過失割合に基づき加害者に支払いを求めるものですが、今回、平成30年度の事象分が回収されたため、その分を計上しております。

12ページをお願いいたします。

次、歳出でございます。

3款. 地域支援事業費、1項、1目. 総合事業から、13ページ、2項. 包括的支援事業費・任意事業費、14ページ、3項の指定介護予防支援事業費にかけまして、職員の産休代替に伴う会計年度任用職員の雇用を見込んで、人件費の組替えを行っております。

15ページをお願いいたします。

5款. 諸支出金、1項、1目. 保険料の還付でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免として、先ほどの国保並びに後期高齢と同様に計上いたしております、70万円を追加しております。

2目. 償還金について、過年度事業分の精算に伴う返還金を合計で990万円追加をしております。

16ページをお願いいたします。

8款、1項、1目. 予備費、今回計上した歳入から歳出を差し引きましたよう余剰分を計上させていただいております。

以上で、令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第67号 令和2年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

日程第6 議案第68号

○議長（今井泰照君）

日程第6. 議案第68号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第68号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,900万円とするもので、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

今回の補正の主なものは、起債増の分を一般会計の繰入れから減ずるものと、歳出では、人事異動等による人件費の減額によるものです。

4ページをお願いします。

地方債補正でございます。これは、公共下水道事業を目的に借入れを行うもので、起債の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様であります。当初3,170万円の限度額を、補正後220万円の増額とし、3,390万円にするものです。

それでは、補正の内容について説明いたしますので、7ページをお願いします。

まず、歳入ですが、4款、1項、1目. 一般会計繰入金、290万円の減額補正でございます。これは実績見込みによる減額によるものです。

次のページ、7款、1項、1目. 下水道事業債、220万円の増額で、3,390万円とするものです。当初の事業量は同じなんですが、事務費を追加するものです。

9ページをお願いします。

歳出でございます。

1款、1項、1目。補正額55万7,000円の減、それから、次ページの2款、1項、1目。18万8,000円の減、併せて人事異動等による人件費の減によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号 令和2年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

日程第7 議案第69号

○議長（今井泰照君）

日程第7. 議案第69号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（前田博司君）

それでは、議案第69号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和2年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第2号）は次の定めによるところです。支出ですが、1款、1項、営業費用、補正額248万7,000円の減で、2億3,259万8,000円とするものです。補正後の水道事業収益を2億9,351万6,000円、水道事業費用を2億6,107万9,000円とするものです。今回は人事異動等による人件費の減が主なものとなっております。それでは、内容を説明いたします。

7ページをお願いします。

先ほど申しました支出です。1款、1項、4目、総がかり費の補正額248万7,000円の減になります。先ほど申しましたとおり、人件費の減となっております。なお、給与明細については、4から5ページに掲載しておりますので、御覧ください。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第69号 令和2年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第69号は原案のとおり決定しました。

日程第8 議案第70号

○議長（今井泰照君）

日程第8、議案第70号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託しておりましたので、委員長からの審査報告を求めます。

なお、本条例制定に係る監査委員の意見の聴取については、監査委員の意見として、本条例案は妥当なものであると結論に至りましたことを報告します。

尾上委員長。

○総務文教委員長（尾上和孝君）

報告します。

令和2年9月24日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

総務文教委員会

委員長 尾上和孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記

事件番号 議案第70号

付託年月日 令和2年9月11日

件名 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

審査結果 原案可決すべきものと決定

備考、全会一致でございます。

別紙

付託事件審査報告書

議案第70号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について。

総務文教委員会における審査の経過と結果を報告します。

1. 審査の事項。町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例について。
2. 審査の経過。
 1. 審査日時。令和2年9月14日、月曜日、午後1時30分。
 2. 審査場所。役場委員会室。

3. 出席者。委員長、尾上和孝。委員、今井泰照、堀池主男、脇坂正孝、横山聖代、福田勝也。

4. 説明員。総務課、太田誠也総務班係長。

審査の概要ですが、1、制定の背景。現在の自治体と住民との訴訟においては、住民訴訟の結果、知事、市町村長、委員会の委員と職員が自治体に対して個人として負担できないような巨額の損害賠償責任を負うことがある。新法では、こうした現代における問題を解決するため、条例で定めるところにより、自治体の長等の自治体に対する損害賠償責任のうち、一定額を超える部分を免除することができるようになった。

2、制定の目的でございますが、住民訴訟において、町長などが損害賠償を負うことになった場合、善意で重大な過失がないときに限り、国の基準に従い条例で定める場合、一定額以上の損害賠償を免除することができるよう、平成29年に地方自治法が改正された。この改正の施行が令和2年4月1日であることから、今回、本町での条例の制定となりました。

3、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し。条例において、長や職員などの地方自治体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意で重大な過失がないときは、損害賠償額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることができるようになりました。議会は、この条例の制定、または改廃に関する決議をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならない。なお、監査委員による意見の決定は、監査委員の合議によるものとなる。

ということで、審査の結果ですが、審査の結果、本条例により、町長等が損害賠償の原因となる職務を行ったと判断される場合に、善意でかつ重大な過失がないときに限り、責務に応じた一定額以上の賠償額が免除される。現行の住民訴訟制度では、町長や職員等が地方公共団体に損害を生じさせた場合、軽過失であっても、全損害について責任を追及され、個人として多額の過酷な損害賠償責任を負うことになり、長や職員等の萎縮を招き、円滑な行政運営に弊害を生じさせるおそれがあり、住民サービスへの低下につながることも懸念される。

また、本条例の制定については、監査委員から妥当であるとの意見がつけられているものであり、第2条の乗数についても政令による乗数で定めるようしているのも、妥当であると判断される。

以上のことから、採決の結果、議案第70号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、全会一致で原案の可決をするべきものと決定しました。

○議長（今井泰照君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号 町長等の損害賠償責任の一部を免責する条例を採決します。

本案に対する委員会の報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第70号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第9～15 議案第72号～議案第78号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 議案第72号 令和元年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15. 議案第78号 令和元年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

以上7件について、付託しておりました決算特別委員会の審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

石峰委員長。

○決算特別委員長（石峰 実君）

決算特別委員長の報告を行います。

ただいま一括議題となりました議案第72号 令和元年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第78号 令和元年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件につきましては、9月11日の本会議において決算特別委員会に付

託され、9月15日、16日、23日の3日間、町長はじめ、町執行部、教育委員会及び農業委員会の各管理職及び代表監査委員の出席を求め、決算特別委員会を開き、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第72号から議案第76号までの5件は認定、議案第77号及び議案第78号の2件につきましては原案可決及び認定することに決定いたしました。

決算特別委員会では、令和元年度の各予算が議決した趣旨と目的に沿って適正に、そして効果的に執行されたかどうか。それによって、どのように行政効果が発揮されたか。今後の行財政運営において、どのような改善工夫がなされるべきかに着眼して審査を行いました。

なお、審査の経過及び質疑の内容につきましては、12人の委員で構成する委員会の審査であり、各委員ともその内容は承知しておられますので、省略いたします。

総括的な所見としては、本町の実質公債費比率は年々改善が見られるが、依然として依存財源の割合が大きく、財源基盤の安定性には乏しい財政状況となっています。

歳入では、特にふるさと納税、応援寄附金が前年度に比べ5億200万増加したものの、今後、新型コロナウイルスの影響により、ますます厳しい財政運営が強いられることが予想されます。

また、歳出では、社会保障費の増加など、厳しい状況で推移することが見込まれることから、引き続き財政確保に最大限注視し、特に社会保障費関係や地方創生・人口減少対策、地域経済の活性化、人づくり、力強い農林業の実現、防災減災事業に対応するため、地方交付税等を含め、必要な一般財源の総額の確保と充実を望むものであります。

以上、決算特別委員長の所見と報告といたします。

○議長（今井泰照君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第72号 令和元年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第76号 令和元年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件を一括採決します。

本案に対する委員会報告は5件とも認定であります。

以上5件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第72号から議案第76号までの5件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第77号 令和元年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに議案第78号 令和元年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件を採決します。

本案に対する委員長報告は2件とも原案可決及び認定であります。

以上の2件は、委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第77号及び議案第78号は委員長報告のとおり原案可決及び認定とすることに決定しました。

しばらく休憩します。2時10分より再開いたします。

午後1時54分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 議案第71号

○議長（今井泰照君）

日程第16. 議案第71号 財産の取得についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、議案第71号について御説明します。

議案第71号 財産の取得について。

別紙のとおり、財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和2年9月9日提出、波佐見町長。

次ページ、別紙をお願いいたします。

1、財産の種類。児童生徒用情報端末。

2、数量。1,375台。

3、取得予定価格。6,019万7,500円。

取得予定年月日。令和3年3月31日限り。

契約の相手方。長崎市田中町585番地5、扇精光ソリューションズ株式会社、代表取締役濱口晴樹でございます。

今回の財産取得は、児童生徒用情報端末、いわゆるタブレットでございまして、一般質問でも質問をお寄せいただきましたが、国のGIGAスクール構想に伴う、児童生徒1人1台タブレットの配付事業に係るものでございます。

次ページをお願いいたします。

参考資料でございますが、今回の導入に当たっては、県下12市町による共同調達に参加し、契約額並びに契約先を決定しているもので、長崎県市町村行政振興協議会がその入札事務を行い、その結果の写しでございます。

なお、共同調達における参加団体等については文書に記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

次ページをお願いいたします。

このページ以降が波佐見町に係る入札結果の明細でございまして、さらに、次ページをお願いいたします。

このページ以降が波佐見町に係る入札の結果でございまして、今回、契約する、失礼しました。このページ以降が波佐見町に係る入札結果の明細でございまして、内容を記載しております。本町の今回契約するタブレットのタイプはWi-Fiモデルでございます。重複しますが、台数は1,375台、契約額は、書いてあるとおり、税込みで6,019万7,500円となっ

ております。

さらに、次ページ、最後のページになりますが、長崎縣市町村行政振興協議会と落札業者である扇精光ソリューションズ株式会社との覚書でございますが、契約についてはおのおの自治体で行うこととなっており、今回の議案の提案となっております。

以上で、議案第71号 財産の取得についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

る説明がございましたけれども、これは12団体が一括して、その入札業務をある機関のほうで取りまとめて行われているということで、結果として、この扇精光ですか、ソリューションのほうで落札をされて、中身については1,375台分という波佐見町になる。もともとのこの入札に関しては、何社が参加して、こういう結果が出たんでしょう。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

3社と伺っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

この手前の、通常でしたら単独で入札行為をやられますと、入札結果については、ある程度、入札に参加された皆さん方の入札価格というのが提示されますが、今回はないということですが、その分については、資料は、この一括して入札をされたところからの情報は波佐見町のほうには来ていないんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

入札結果の一覧等については、波佐見町のほうには提供はございませんでした。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○4番（三石 孝君）

ということは、この12団体がその取りまとめをして入札をするに当たっては、事前にそう

ということで、入札結果についての詳細については受け取らないとか、情報を求めないとか、そういう決まり事でこの12団体の中に波佐見町が入っていたということとして理解をしてよろしいんですか。それとも、その請求をすれば、その内容については、情報の取得はできるんですか。それをなさらなかったんですか。できなかったんですか。どうでしょう。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、今回の共同調達については、町単独で行うよりは、この参加12団体で行ったほうが、スケールメリットもございますし、入札手続も幾分簡素化できるという趣旨で参加をいたしました。

このほかの団体については、既にタブレットが幾分入っているということで、今回の共同調達に乗らなかったということでお伺いしております。県下全体で見ると、1人1台のタブレットを配付するという中身には変わりません。

そこで、議員御質問の内容等について情報開示があるかどうかということでございますが、その辺について、事前の説明といたしますか、私どもとすれば、行政振興協議会のほうに一括してお願いをしておりましたので、開示があれば、その旨、あるんだろうということで認識はしておりますが、現時点でそこを想定して参加をしておりませんでした。あくまでも共同調達として、その結果を受け入れるということで考えておりましたので、その内容について、通知がありましたので、議会のほうにお諮りをしているという状況でございます。

○4番（三石 孝君）

——聴取不能——ないのか、——聴取不能——。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

現時点では、先方さんのほうに情報開示は求めておりません。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決しました。

日程第17 議案第79号

○議長（今井泰照君）

日程第17. 議案第79号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（村川浩記君）

それでは、議案第79号について説明をいたします。

議案第79号 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、波佐見町宿郷618番地。氏名、山下博輝。昭和25年3月28日生まれ、現在70歳であります。

次のページの別紙の資料をお開きいただきたいと思います。

資料として略歴を添付しております。

学歴は、長崎大学を昭和49年3月に卒業されております。

職歴が、佐世保重工業に昭和43年4月から46年3月まで勤務をされておりました、その後、昭和49年7月から、波佐見町商工会を皮切りに、東彼杵町、高来町、諫早市の商工会で36年間、経営指導員として勤務されております。その後、平成22年7月から27年3月まで、波佐見町社会福祉協議会に勤務をされ、資金貸付け相談員やヘルパー事業所の管理者を務められております。

公職歴としましては、波佐見町の国民健康保険運営協議会の委員を23年7月から4年間、

28年11月から現在の監査委員を務めていただいております。

山下氏は、人格も高潔で、長年、中小企業の経営指導員としての経験が豊富で、行政の財務管理、あるいは経営管理等の行政運営にも通じるところがあられ、優れた見識をお持ちであり、最適任者であると思っております。

本年11月1日で任期満了となりますが、引き続き監査委員として選任したいと思っておりますので、御同意いただきますようお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第79号 監査委員の選任についてを採決します。

本案に同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第79号は同意することに決定しました。

日程第18 議案第80号

○議長（今井泰照君）

日程第18. 議案第80号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（村川浩記君）

それでは、議案第80号について説明をいたします。

議案第80号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、波佐見町中尾郷672番地。氏名、馬場清治。昭和30年2月5日生まれ、現在65歳でございます。

次ページをお願いいたします。

略歴の資料を添付しております。

学歴は、昭和52年3月に帝京大学を卒業され、職歴としましては、昭和52年4月から現在まで、日本習字教育財団日本習字利昌支部支部長、昭和55年4月から現在までは、県立諫早高校、県立有田工業高校、県立諫早商業高校の書道講師を務めておられます。

公職歴は、平成12年4月以降、現在まで、6期、通算10年間にわたって社会教育委員を務められております。また、平成20年10月からは、教育委員会の教育委員として、これまで3期12年務めていただいております。

次のページでございます。

4番目の団体歴でございますが、平成11年4月からは波佐見町立東小学校のPTA会長を3年間、平成17年4月からは波佐見町立波佐見中学校PTAの会長を2年間、令和2年4月から現在まで、中尾郷の自治会長も務めておられます。

馬場氏は、人格も高潔で、教育行政には非常に熱心な方であります。教育委員会委員の適任でありますので、引き続き任命したく、同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第80号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第80号は同意することに決定しました。

日程第19 議案第81号

○議長（今井泰照君）

日程第19. 議案第81号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（村川浩記君）

それでは、議案第81号について説明をいたします。

議案第81号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所、波佐見町岳辺田郷1339番地8。氏名、山下祐子。昭和43年5月17日生まれ、現在、52歳でございます。

今回は、今限りで退任をされます石部和彦教育委員の後任として新たに任命するものでございます。

次ページをお願いいたします。略歴の資料を添付いたしております。

学歴は、平成元年3月に佐賀短期大学を卒業され、職歴では、平成元年4月から医療法人園田病院に勤務をなさっておられます。平成11年4月からは波佐見町役場の非常勤職員として、管理栄養士の資格をお持ちでございましたので、その業務を担当していただいております。役場での勤務は14年間でございます。その後、25年4月からは、親族が経営しておられます有限会社山下陶苑に勤務をされております。

公嘱歴は、平成20年4月から波佐見町立南小学校PTAの副会長を2年間、平成25年4月からは波佐見町立波佐見中学校PTAの副会長を3年間務められています。また、平成30年4月からは、武辺田郷自治会の体育部副部長も務めておられます。

仕事にも非常に意欲的に取り組まれる方でございまして、地域の活動、教育に関しても熱心であります。教育委員には適任でありますので、任命したく同意を求めるものでござい

ます。よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第81号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第81号は同意することに決定しました。

日程第20 議案第82号

○議長（今井泰照君）

日程第20. 議案第82号 教育長の任命についてを議題とします。

議案の審議に入る前に、中嶋教育長には退場を求めます。

〔中嶋教育長退場〕

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（村川浩記君）

それでは、議案第82号の説明をいたします。

議案の説明に入ります前に、議案の中身は教育長の任命についてでございますが、教育長の任命につきましては、本日、町長から追加議案の説明があったところですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育長の任命及び任期等、それらに関連する法律が平成26年6月に一部改正をされて、翌年の平成27年7月から施行されております。現教育長の任命をいたしました平成29年から改正後の法律を適用し、町長が直接、議会の同意を得て

教育長を任命しております。

なお、教育委員会委員の任期は4年となっておりますが、教育長の任期は3年となっております。

それでは、議案の内容について説明をいたします。

教育長の任命について、下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、波佐見町宿郷339番地。氏名、森田法幸。昭和30年9月27日生まれ、現在64歳でございます。

現在の中嶋健蔵教育長が本年10月22日で任期満了となりますので、その後任として森田法幸氏を任命するものでございます。

次ページをお願いいたします。

資料として略歴をつけておりますが、まず、学歴は、昭和53年3月、福岡大学を卒業され、職歴としましては、昭和54年4月に佐世保市立宮小学校助教諭を皮切りに、佐世保市立港小学校助教諭、佐世保市立白南風小学校教諭、佐世保市立花高小学校教諭を務められております。昭和63年4月からは、波佐見町立南小学校の教諭、平成3年4月からは波佐見町立中央小学校教諭を務められております。平成5年4月からは2年間、長崎県教育センター教育指導員を務められた後、平成7年4月に波佐見町立中央小学校教諭に戻られました。平成10年4月以降は、大島村立大島小学校の教頭、福島町立養源小学校教頭、川棚町立小串小学校教頭、教頭を6年間務められた後、平成16年4月以降は川棚町立小串小学校の校長、川棚町立石木小学校校長、波佐見町立南小学校校長、校長歴12年の経験を経られまして、平成28年に定年で退職をされております。現在、失礼しました。平成29年10月から現在までは、波佐見町教育委員会の指導主事として勤務をいただいております。

このように、教頭を6年間、校長としては12年間務められ、37年間、子供の教育に携わっておられ、教育分野においては幅広い卓越した力を有しておられますし、人格識見ともに優れ、信望も厚いものがあります。近年、子供を取り巻く環境や教育指導、また、芸術文化の振興等、非常に重要な時期でもあります。森田氏には、当然このような状況を認識されておられると思いますので、さらに高い視野からの本町の教育行政に尽力いただけるものと期待をしているところでございます。

以上でございますが、何とぞ御同意いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

初めに、中嶋教育長がいつお辞めになる意思を表明されたのか。また、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

人事の件では、やはりいろんな時間的なこともありますので、7月ぐらいじゃなかったかなというふうに思っております。6月ぐらいだったかな。そういうふうな中で、いろんな、我々も即、返答はできずに、ずっと状況を見ながら、そして、いろんな方々の意見等も聞きながら、そして、やはり体調に不安を覚えているといいますか、そういうふうなあれを漏らされましたので、どうも、そういう状況の中で、やはり、後のことはちょっと難しいというような、そういう状況でしたので。そして、大体8月ぐらいから後任を探したりというような、そういう状況でございました。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それは、例えば診断書とか、文書による辞めたいという意思を表明されたのかどうかをお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう診断書とかなんとかじゃなくして、やはり自分の体調といいますか、そういうふうな中で、やはり継続、2期はちょっと非常に不安があるというような、そういう気持ちの中で、組み込んで了解をしたところでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

三石議員。

○4番（三石 孝君）

先ほど、議案の説明の際に、副町長のほうから、今回の教育長の任命について、手続的な面の御案内がございました。平成29年度の改正後の任命に当たっての手続をおっしゃった後に今回の森田さんの御紹介をされましたが、その手続の流れがちょっと聞き取りにくかったので、もう一度しっかり御説明していただけませんか。中では、議会の同意を得てから、御本人さんのほうに任命というふうな聞こえ方もしましたが、その辺しっかりお伝えください。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

まず、法律の第4条の中には、教育長は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。したがって、議会の同意を得た後で任命をするということになります。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑ありませんか。

城後議員。

○2番（城後 光君）

今回は、提出されるタイミングは、官製談合事件が発覚する前のタイミングではありますが、議案審議がその後のタイミングになったんですけれども。テレビカメラの前で謝罪をされた教育長が替わられるということに対して、いろんな形で、町民の方、また、町外の方がいろんな感じをお持ちになられる方がいらっしゃると思うんですけど、その辺りの取扱いというのは執行部側で考えられたんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（村川浩記君）

事件に関する、事件が判明したタイミングと、教育長の任命の議案を提出した時期に関することなんですけれども、教育長の任命に関しては、もう、先ほど町長から話がありましたとおりに、その前から次の教育長の選任をされて、ほぼ意中の方として決めておられたわけですね。それとしての案件で、今回のこの議案として任命の案件を出したということでございまして、今回の事件との関わりとといいますか、そういったものがどうなるのか、微妙なところではありますけれども、あくまでも教育長の任期は今年の10月の22日までとなっておりますので、22日までの任期で、現中嶋教育長については、もう退任をされる。23日からは新

しい教育長の任命でしたいという考えでございますので、どのような考えだったかということですが、もう、事件の判明と、とても考える余地がなかったというところが正直なところでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

これは、こういう事件が起きたからではないんですけど、やはり、今回、記者会見されて、教育長は責任を感じますということで謝罪をされたんですけども、やっぱり、そういう教育行政をつかさどる教育長として、人事とか、そういう部分、非常に大事になってきます。もちろん直接の任命権をするのは町長かもしれないんですけども。

やはり、今までは教育の分野、学校教育の部分で延長線上でよかったのかもしれないんですけども、こういう事態が起こると、人事管理とか労務管理、いろんな部分で教育長としてつかさどらないといけない部分というのを負荷が増えてくると思うんですけども、新教育長はその辺り、経歴等を見させていただくと、学校経験しか職歴として持たれていないんですけど、その辺りも十分管理いただける方というふうに認識されて任命される予定なんですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

申しておきますけれども、一切今回の事件とは関係ないところで、やはりそういうふうな体調的に若干元気がないといいますか、そういうふうなことを感じまして、そして、いろんな方々に、教育委員の皆さん方にも、こういうふうな状況で次をとというような形で、皆さんの御推薦もありましたし、そういうような中で人事というとは、皆さんにお知らせしながら絶対できないわけですね。だから、そういうふうな形の中で、大所高所から検討して、総合的にこの人が最適だと、今の段階です。だから、もう8月の初めには、後任の方も、それから、今の中嶋教育長さんにもちゃんと話を、一致をしたところでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○2番（城後 光君）

すみません、ちょっと私の質問の仕方が悪かったかもしれないんですけど、別に今回の事件に関わらずとも、官製談合事件が過去に起きたわけですね。今回も機関のトップとして教育長が謝られる事態になりました。ということ踏まえて、やはり人事とか、職員、体制

とか、その辺をつかさどるのが教育長のお仕事になるわけですね、教育委員会に関しては。そういうのを十分任される方として、森田さんのほうに適任だったということで判断されたのかというところを、もう1回、確認させていただきたいんですけど。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

それは十分考え過ぎるほど考えて、きちんとした形で進めてきました。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そしたら、もう一つ質問したいんですけど、森田氏は、内諾を得ているという話を提案のときにされました。この事件が起きた後にもちゃんとその確認はされたのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

議会で初めて公表することです。まだ、その後の本人とは連絡を取っておりませんが、十分それだけの内諾を得たところでございますし、これはもう信頼関係で、ちゃんと議会で、ちゃんと同意を得ながら、任期まではきちんと責任を持ってやるというような形で事は進んできているというふうに思っております。信頼しております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今度の教育長の辞められるのはいろんな臆測があると思います、町民の方は。私も、入札の一覧表を調べてみますと、平成31年3月の14日ですね、入札が。今度の事件で落札されております。そういうことが、ずっといろんな話が出てきて、最初はよかったなということかもしれませんが、徐々に6月頃になって、辞めるようなことちゅうことでございますので、この辺の中におったときにいろんな事情が分かってきて、自分が身を引こうというような気持ちがあったんじゃないかと思っております。

そして、ここに書いてありますように、平成29年10月から教育委員におられますね。一緒にずっと教育委員会の中におられます。事情をよく知っておられます。そういうことで、二

人の話があつて了解も得たということはね、ここで自分が辞めるけん、あとをよろしくというのか、それとも事情を知った人を、ここに森田さんというのを持ってきたのか。その辺、どんなですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全くお二人は接触はなかつただろうというふうに思っております。こういう人事というのは、ある面では隠密裏に、やはりいって、いろんな形でお互いに傷がつかないように、そういう形で事を進めていかないかと。だから、中嶋教育長もこのことについて、9月1日ですかね、事件が発覚したのは。それまではほとんど御存じなかつたんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今度、教育長になられるこの森田さんですけども、一緒に教育委員におつて、この事件とは全然関係ないと言われますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

はい、断じてないと思います。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第82号 教育長の任命についてを採決します。

本案に同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、議案第82号は同意することに決定しました。

ここで、中嶋教育長の入場を許可します。

〔中嶋教育長入場〕

日程第21 諮問第1号

○議長（今井泰照君）

日程第21. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（村川浩記君）

それでは、諮問第1号について御説明をいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、波佐見町皿山郷380番地1。氏名、小柳洋子。昭和26年6月10日生まれ、現在69歳でございます。

次ページをお願いいたします。

略歴の資料をつけておりますが、学歴は、昭和49年3月に大東文化大学を卒業され、職歴としましては、昭和49年7月から西部産業株式会社、昭和58年4月からは書道塾の経営をなされておられました。

公職歴としましては、平成元年4月から皿山郷の駐在員を5年間、平成3年4月からは波佐見町立南小学校PTAの副会長を2年間、現在は、25年4月以降、波佐見観光ガイド協会の会員として活動されておられまして、現在は、観光ガイド協会の副会長も務めておられます。平成27年1月からは人権擁護委員を務めておられまして、現在は6期目を務めていただいております。

これまでの経験、人格識見ともに人権擁護委員として適任と思っておりますので、さらに3年間担っていただきたく推薦をしたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、異議ないものとして推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は異議ないものとして通知することに決定しました。

日程第22 諮問第2号

○議長（今井泰照君）

日程第22、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（村川浩記君）

それでは、諮問第2号について説明をいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、波佐見町湯無田郷1236番地。氏名、山口浩一。昭和29年11月4日生まれ、現在65歳でございます。

次ページの資料を御覧ください。略歴です。

学歴は、昭和53年3月に鹿児島大学を卒業され、職歴としましては、昭和54年4月から波佐見町役場に勤務をされ、21年4月からは税務課長、23年4月からは農林課長兼農業委員会事務局長等を務められた後、27年3月に定年退職をされております。27年4月からは、2年間、再任用の職員として役場のほうに勤務をされておられます。

公職歴としましては、平成29年7月から現在まで、波佐見町歴史文化交流館建設検討委員会の委員を務めておられまして、平成30年1月から現在までは人権擁護委員を務めておられます。現在、3年任期の1期目でございます、2期目の推薦をいたしたく考えております。

人格識見ともに人権擁護委員には適任でありますので、引き続き候補者として推薦をした

いと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、異議ないものとして推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は異議ないものとして通知することに決定しました。

日程第23 報告第2号

○議長（今井泰照君）

日程第23. 報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（藤澤英忠君）

報告第2号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率については、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、下記のとおり報告するものです。

まず、健全化判断比率ですが、4項目の数値があります。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化したものですが、赤字がないことから、数字の記載はございません。

次に、連結実質赤字比率については、特別会計の実質赤字も対象となりますが、全ての会計において赤字は出ていませんので、数字の記載はありません。

それから、実質公債費比率は、標準的な町の税収や普通交付税などの合計である標準財政規模に対し、町の年間の実質的な地方債借入れの償還額に必要な額がどれだけかを示す割合ですが、令和元年度は9.9%となりました。前年度が10.5%でしたので、比較しますと、0.6%の改善となりました。

最後の将来負担比率は、町の財政規模に対し、町の借入金などの現在抱えている負債がどれだけかを示す割合ですが、令和元年度はゼロ%となり、30年度と比較して9.9%改善しました。

それらの要因について、簡単に説明申し上げます。

お手元の資料6枚目、後ろから2枚目の総括表③を御覧ください。

まず、実質公債費比率の算定です。令和元年度単年度では、上の表にある分子となる項目①の一般会計の起債元利償還額が5億9,734万5,000円、30年度の6億4,758万5,000円から5,024万円減少しています。また、④の公営企業に要する経費については、下水道事業と工業用水道事業への元利償還金相当の繰出金が1億8,562万2,000円で、30年度の1億8,172万7,000円から389万5,000円増額しています。これらから、後述する項目としては、公営住宅使用料などの⑧特定財源の額、普通交付税で措置された起債元利償還額である⑨から⑩となり、これらを控除した結果、ちょうど年間の実質的な地方債借入れの償還額に必要な額は、前年と比較して合計で3,300万円ほど減少しています。

一方、分母の基礎となる⑫から⑭までの合計額、いわゆる標準財政規模から、普通交付税で措置された⑨から⑩を控除した結果、普通交付税の増により7,500万円ほど増加しました。

これらを計算した結果、令和元年度単年度での実質公債費比率は9.08196%となりました。

なお、実質公債費比率は過去3カ年の平均で表すため、平成29年度から令和元年度の平均値である9.9%が令和元年度の指標となります。

また、将来負担比率について、お手元の最後のページを御覧ください。

町の借入金など現在抱えている負債については、地方債の償還などの将来の負担が見込まれる額から、基金など、充当により負債の減少が可能な財源を差し引いたものです。将来負担額については、地方債の現在高が増加したものの、充当可能財源等については、ふるさと納税の伸びなどもあり基金の積立額が増加したことから、分子となるその差額がマイナスとなり、将来負担比率はゼロとなりました。

これまで内訳を説明しましたが、再度1枚目に戻り、説明を続けます。

健全化判断比率の下に括弧書きで示しております数値は、いずれもこれらの基準を超えた場合、財政健全化団体に指定されるというものです。

次に、下の段の資金不足比率ですが、下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。これは、本町では上水道事業会計など三つの事業会計が対象となりますが、これらの会計ではいずれも資金不足はなく、赤字になっていませんので、数字は上がってきていません。

次に、2枚目及び3枚目には、9月1日に監査委員から通知がありました令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率審査の結果について、その写しを添付していますので、参考にさせていただきたいと思います。

なお、監査委員の御意見にもありますように、今後とも財政指数の動向を注視し、財源の有効活用を図りながら健全財政の堅持を図っていく所存です。

以上で、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上1件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第24 発議第1号

○議長（今井泰照君）

日程第24. 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者の百武辰美議員に内容説明を求めます。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

それでは、発議第1号の説明をいたします。

発議第1号

令和2年9月23日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

提出者 波佐見町議会議員 百武辰美

賛成者 波佐見町議会議員 太田一彦

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を
求める意見書（案）

標記について、別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地方税、地方交付税等の大幅な減収により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されることから、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供し、地方税財源の確保と充実を図るために、国に対し意見書を提出するものであります。

次ページをお願いします。

別紙

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を
求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっております。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望するものであります。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実するとすること。その際、臨時的財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の主要税収が大幅に減収することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。
4. 財源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。
5. 特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産も含め、断じて行わないこと、また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

令和2年9月24日

長崎県東彼杵郡波佐見町議会

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

百武辰美議員から、発議第2号 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議並びに発議第3号 一瀬政太町長に対する問責決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。発議第2号 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議並びに発議第3号 一瀬政太町長に対する問責決議についてを日程に追加し、追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。3時20分より再開いたします。

午後3時8分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 発議第2号

○議長（今井泰照君）

追加日程第1. 発議第2号 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議を議題とします。

本案について、提出者の百武辰美議員に内容説明を求めます。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

それでは、発議第2号について説明をいたします。

発議第2号

令和2年9月24日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

提出者 波佐見町議会議員 百 武 辰 美

賛成者 波佐見町議会議員 尾 上 和 孝

賛成者 波佐見町議会議員 太 田 一 彦

官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議について

標記について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由は、感染談合防止法違反等に伴う事件の原因究明と再発防止を図るためであります。

別紙をお願いいたします。

別紙

官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議（案）

令和2年9月16日、本町発注の教育施設空調機設置工事で、入札に関する情報を事前に漏らしたとして、本町教育委員会職員が官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、また、同工事を落札した町内電気工事会社役員が公契約関係競売入札防止の容疑で逮捕されました。

今回の事件は、平成29年12月に同罪で本町職員が逮捕されてから短期間のうちに2度目の不祥事となりました。これは、当該職員の公務員としての責任と自覚の欠如及び組織の管理体制の不備に起因するものと断ぜざるを得ません。

言うまでもなく、談合は公平公正な競争を阻害するばかりでなく、町民に多大な不利益を与える行為であり、全体の奉仕者として厳正に職務を遂行すべき公務員が町民の信頼を失墜させたことは極めて遺憾であり、断じて許されないことでもあります。

よって、本町議会は三度このような不祥事を繰り返さないよう、町長並びに教育委員会は今回の事件を深刻に受け止め、官製談合の原因を徹底究明し、再発防止に努めるとともに、公務員倫理の確立に向けた職員の抜本的な意識改革や服務規律の徹底を図るなど、綱紀粛正に一丸となって取り組み、一刻も早く町民の信頼を回復するよう、特に下記の事項について強く改善を求める。

記

1. 職員定数の見直しと組織体制の充実
2. コンプライアンス研修の充実と徹底
3. 財務法令等の遵守と徹底
4. 職員倫理条例の早期制定

以上、決議する。

令和2年9月24日

波佐見町議会

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

太田議員。賛成ですか、反対ですか。

○11番（太田一彦君）

賛成討論。

私は、発議第2号 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議について、賛成の立場で討論したいと思います。

特に、記にありますように、記の2番、コンプライアンス研修の充実と徹底というところについて、加えて討論させていただきたいと思います。

町長はこの事件の後、コンプライアンス研修もやってきたというふうに言われていますけれども、これは全体的な研修があって、どうも職員さんに浸透していないという節があります。今後は、ここに書いてあるように、充実、強化ですね、これは。コンプライアンス研修の充実、強化、そして、職員さん自身、それぞれに浸透させていただいて、職務に当たっていただきたいと思います。

具体的に言いますと、一部民間企業が採用していますコンプライアンス契約を、個人と、職員個々と契約をされることを要望します。そして、毎年1回、個人面談の上、このコンプ

ライアンスについて改めて確認をしていただき、不正や、やっちゃいけないことを具体的に確認していただくような措置を取っていただきたい。そうすることで、一日も早く市民の信頼を回復していただきたいと思います。

また、このことによって、職員の職務に対する姿勢を萎縮させるようなことがあってはいけません。むしろ、このコンプライアンス研修をしっかりと身につけていただいて、自信を持った職務に当たっていただきたい。そして、波佐見町発展のために尽くしていただきたいと思います。

以上、賛成の立場の討論を終わります。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

脇坂議員。

○6番（脇坂正孝君）

私も、この決議案に賛成の立場から討論いたします。

決議文の記の3番に財務法令等の遵守と徹底とあります。これは、前回の不祥事も、今回の不祥事も、財務関係に関する法令の遵守ができていなかったことが要因ではなかった、どうかと思います。再発防止のため、特に業者の選定やその契約について、改めて財務法令の研修や遵守の徹底を求めるものであります。そのことが明記してありますこの決議に賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

ほかに討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

○3番（横山聖代君）

賛成です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○3番（横山聖代君）

私も、発議第2号 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議に対して、賛成の立場で討論いたします。

今回の事件は、職員の人員不足に起因するものも少なくないと考えます。したがって、今

までの防止対策による職員の倫理感に訴えるだけでは解決しないと思います。組織体制や制度として官製談合のリスクを防ぐ対策をしっかりと見直していただくことを強く求め、賛成討論いたします。

○議長（今井泰照君）

ほかに討論はありませんか。

城後議員。賛成ですか。

○2番（城後 光君）

賛成です。

私も、発議第2号 官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議について、賛成の立場から討論いたします。

まず、今回この決議を求めるに当たって、全員協議会で、各議員からいろいろな意見を議論した上でこの決議がまとまったことを皆様にお伝えしたいと思います。

この事件が発生して以来、町民の方からいろいろな意見が、私も伺いましたし、ほかにもたくさん意見を持たれている町民の方がたくさんいらっしゃると思います。その中で聞かれるのが、またこういう波佐見町で事件が起きたのかという声がたくさん聞かれました。やはり、以前問題が起きて体制が見直されていなかったということでこういう問題が起きたと思っておりますので、私は、申し訳ないんですけども、自分たちもその一員としてやられている中でも申し訳ないんですけども、今の現実、波佐見町の内部の組織だけではこの問題を防ぐことは今の現実難しいんじゃないかなというふうに考えています。ですので、今回記載させていただいています内容で、組織体制の充実とか、定数の見直し、コンプライアンス研修の充実ですね。この辺りは、ぜひ波佐見町の職員さんだけではなくて、第三者の長崎県とか町村会、あとは他の自治体の協力をいただいて、第三者で委員会をつくられるなりして、具体的な客観性のある案をつくっていただきたい。その上で、新しい仕組みで、二度とこのようなことが起きない仕組みをつくっていただきたい、その思いで賛成の立場から討論させていただきます。

○議長（今井泰照君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号 官製談合の再発防止と職員の綱紀肅正を求める決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。

追加日程第2 発議第3号

○議長（今井泰照君）

次に、追加日程第2. 発議第3号 一瀬政太町長に対する問責決議についてを議題とします。

本案について、提出者の百武辰美議員に内容説明を求めます。

百武議員。

○7番（百武辰美君）

それでは、発議第3号について説明をいたします。

発議第3号

令和2年9月24日

波佐見町議会

議長 今井泰照様

提出者 波佐見町議会議員 百武辰美

賛成者 波佐見町議会議員 尾上和孝

賛成者 波佐見町議会議員 太田一彦

一瀬政太町長に対する問責決議について

標記について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

提出理由は、官製談合防止法違反等に伴い、町長の任命責任を問うためであります。

別紙をお願いいたします。

別紙

一瀬政太町長に対する問責決議（案）

令和2年9月16日、本町発注の教育施設空調機設置工事で、入札に関する情報を事前に漏らしたとして、本町教育委員会職員が、官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されました。

今回の事件は、平成29年12月に同罪で本町職員が逮捕されてから短期間のうちに2度目の不祥事となりました。これら一連の事件により、本町行政に対する町民の信頼は完全に失墜しました。一瀬町長は、当該職員を任命し、指導監督する立場であり、町長の責任は極めて大きいものです。

よって、本町議会は、一瀬町長が原因の徹底究明を行い、組織を挙げて再発防止に努めることを求めるとともに、町政の最高責任者としての責任を問うものであります。

以上、決議する。

令和2年9月24日

波佐見町議会

以上でございます。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

三石議員。賛成ですか、反対ですか。

○4番（三石 孝君）

賛成です。

私は、発議第3号 一瀬政太町長に対する問責決議について、賛成の立場で討論を行います。

今回、9月16日、波佐見町の職員が逮捕されたという一報が入りまして、私たちの行政、議会のみならず、町民全ての人が必要なショックを受けているのも、皆さん、それぞれお感

じになっていることと思います。これはあの大きな台風が去った後の爪痕のごとく、今もなおかつ、このショックはずっと続いているような状況でございますが。

このように、一瀬町長の下に短期間で一度ならず二度までも官製談合事件が繰り返されたことは大変残念でございます。こういうことが起こりますと、町長は繰り返し、綱紀肅正、綱紀肅正と口にされますけども、前回の事件発生後、あらゆる対策を打たれましたが、その効果という効果は全くなく、このように同じ事件が発生したことになりました。このようなことは、町長自身の指導、または監督能力のなさを感じざるを得ません。

町民は、口々に長期政権による副産物じゃなかとかと。こういうこともあちこちから耳にされるようになってきています。しかし、町長は、記者会見や全員協議会の中でも、この重大な事件に関しても自己の責任を棚上げしたような発言も聞かれております。町長は、この事件の重大性に鑑み、ここはしっかり政治的な責任をお取りいただきたいと思います。中途半端な責任の取り方では、町民の多くは納得は得られないことでしょう。

これまで長きにわたる波佐見町のリーダーとして、長崎県町村会の会長として、それに見合う、しっかりとした責任の取り方を行っていただきたい。そういう思いから、賛成の立場の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（今井泰照君）

反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号 一瀬政太町長に対する問責決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今井泰照君）

起立全員であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

日程第25 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第25. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の会議はこれで終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後3時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員